

安全センター情報2011年5月号 通巻第382号
2011年4月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可



2011 5

安全センター情報



特集● 東日本大震災／追悼：井上浩先生

写真：宮城南三陸町でのアスベスト粉じん濃度測定

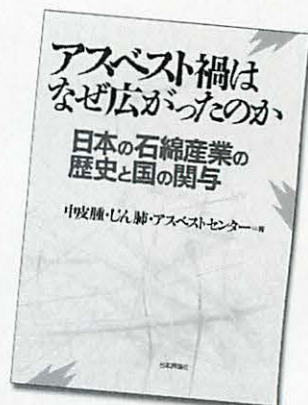
隠された情報、今明らかに。あらためて問われる業界、国・行政の責任

アスベスト禍は なぜ広がったのか

日本の石綿産業の 歴史と国の関与

中皮腫・じん肺・アスベストセンター ●編

世界と日本の石綿産業の歴史を調べ、さらに
それへの国の関与を明らかにし、健康被害の
拡大がなぜ防げなかったのかを問う。



CONTENTS

第1章 アスベストの使用の歴史

1.1 アスベストとは／1.2 既存製品へのアスベスト使用／1.3 世界のアスベスト産出／1.4 世界のアスベスト企業／1.5 世界のアスベスト業界団体／1.6 海外での技術開発、輸入、国産化の流れ

第2章 戦前におけるアスベスト産業の始まり

2.1 日本のアスベスト産業の形成／2.2 国家政策としてのアスベスト産業の推進／2.3 アスベスト産業の展開その①／2.4 アスベスト産業の展開その②／2.5 アスベスト産業の展開その③／2.6 戦前におけるアスベスト産業の意義と有害性の知見

第3章 日本のアスベスト産出の歴史

3.1 戦前の産出の状況／3.2 戦時中の産出の状況／3.3 採掘と選鉱／3.4 各産出の状況／3.5 朝鮮のアスベスト産出／3.6 戦後の産出

第4章 国家統制——戦中・戦後におけるアスベスト使用の管理

4.1 アスベストと軍需／4.2 日中戦争以降／4.3 戦後の動き

第5章 1960年代までのアスベスト使用

——建築防火制度・吹付けアスベスト・石綿規格の歴史

5.1 日本のアスベスト産業：興隆の時代／5.2 アスベスト消費の全般的状況／5.3 各製品に関する状況／5.4 建築防火制度とアスベスト／5.5 吹付けアスベスト／5.6 石綿高圧セメント管／5.7 アスベストに関する規格の制定と関係者の関与／5.8 戦後1960年代までの通産省の石綿工業・石綿建材業界に対する

関わり

第6章 商社とアスベスト

6.1 商社概要／6.2 日本のアスベスト関連商社

第7章 アスベストによる健康被害の認識

7.1 アスベスト粉じんの特徴とアスベスト関連疾患／7.2 有害性に関する知見の蓄積／7.3 発がん性に関する知見の広がりと／7.4 関連する国際会議と三大企業の動き／7.5 日本における知見

第8章 国による規制とアスベスト産業の動向

8.1 1960年代までのアスベスト規制／8.2 発がん性に注目した規制の始まり／8.3 特化則による規制の不十分性／8.4 1970年代の業界不安定時代と規制に対するアスベスト業界の反応／8.5 行政に不作為の責任はあるか

第9章 アスベスト禍はなぜ広がったのか？

9.1 有害性の認識は生かされたか／9.2 国・産業界の関与／9.3 アスベスト製品のコスト／9.4 情報操作と情報格差の利用／9.5 おわりに

◆6月中旬刊／定価2,520円(税込)
◆A5判 ISBN978-4-535-58487-7

発行元

〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4
TEL: 03-3987-8621 FAX: 03-3987-8590

日本評論社
http://www.nippon.co.jp/

ご注文は中皮腫・じん肺・アスベストセンター

TEL 03-5627-6007/FAX 03-3683-9766

特集／東日本大震災

未曾有の地震・津波・原発被害 労災・安全衛生対策の概要

厚生労働省は労災保険Q&Aや復旧工事対策

全国安全センター事務局 2

原子力損害賠償制度の正体

関西労働者安全センター事務局長 西野方庸 11

東日本マスクプロジェクト始動

アスベストセンター事務局長 永倉冬史 16

石綿全国連：被災地のアスベスト対策メモ 7

WHO勧告：地震・津波後のアスベスト対策 9

厚生労働省の労災補償・安全衛生関係通達 21

生涯労働Gメンとしての気概 最後まで著述と助言

追悼：井上浩先生 46

全労働省労働組合中央執行委員長 森崎 巖 47

自治労顧問医師 上野満男 49

特定社会保険労務士/自治体労安研アドバイザー 小久保ユミ子 49

財団法人労働科学研究所 原 知之 51

神奈川労災職業病センター 川本浩之 55

労働行政とは何か 内側からの証言

対談：労働Gメン vs 公害Gメン

井上浩 vs 田尻宗昭 56

未曾有の地震・津波・原発被害 労災・安全衛生対策の概要

厚生労働省は労災保険Q&Aや復旧工事対策

全国安全センター事務局

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、未曾有の被害をもたらしている。地震と津波による死傷者の数はまだ把握できておらず、死亡・不明者だけで3万名近くにのぼる。日中の出来事であり、工作中、通勤中、あるいは被災者の救助等の緊急行為中に被災した労働者も多い。

原発事故による労働者の放射線被爆災害がすでに報告され、懸命の復旧作業にあたる関係者のみならず、広範囲におよぶ人々の被爆が、いまま最大の脅威であり続けている。「想定できなかった災害」などという言い訳は通用しない人災である。

いまなお十数万の人々が、雇用だけでなく生活の場も奪われて避難生活を強いられている一方で、復旧工事等も開始されており、今後ますます本格化していく。被害の程度も範囲も未曾有のものであるだけに、復旧工事等に伴う安全・健康問題もかつてないものとなるだろう。

本誌でも様々な問題を取り上げていきたいと考えているが、今号では、地震から2週間後に福島・宮城の被災地を訪れた中皮腫・じん肺・アスベストセンター・永倉冬史さんの第一報と、原子力損害

賠償補償に関する関西労働者安全センター・西野方庸さんの文章、厚生労働省が発出した関連通達を紹介する。

天災地変と労災補償

厚生労働省は地震当日の3月11日に、基労補発第0311第9号「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理について」(29頁参照)を発出し、①事業主や診療担当者の証明がなくとも請求を受け付ける、②1995年の阪神大震災のときの業務上外等の考え方に基づいて判断を行って差し支えない、と指示した。

さらに、3月24日には、「業務上外等の判断について」(33頁参照)、及び、「労災保険Q&A」(23頁参照)も示された。そして、翌25日に、「労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する緊急相談窓口の開設」(21頁参照)が発表された。

ちなみに、阪神大震災のときには、①のような取り扱いが最初に示されたのは、1月17日の地震発生から6日後の1月23日、②の業務上外等の考え方が示



宮城県南三陸町ベイサイドアリーナの災害対策本部に防じんマスクを届ける（4.10 左から永倉冬史、飯田勝泰さん）

されたのは1月30日だった（1995年3月号参照）。

今回の3月11日付けの通達が、わざわざ「天災地変による災害については業務起因性等がないとの予断をもって処理することのないよう特に留意すること」と念押しをしているように、「天災地変は不可抗力的に発生するものであって、事業主の支配、管理下にあるか否かに関係なく等しくその危険があるといえ、個々の事業主に災害発生の責任を帰することは困難」という理由で、長いこと、原則業務外とされてきたのである。

たしかに、「業務の性質や内容、作業条件や作業環境あるいは事業場施設の状況などからみて災害を被りやすい事由—危険環境下の業務に伴う危険があり、それが天災地変を契機として現実化したものと認められる場合」に限っては、業務起因性を認めることができるという解釈もあった。しかし、この場合には、業務に伴う危険が個別具体的に立証される必要があるうえに、「天災地変の強度・規模が特に大きい場合（たとえば関東大震災による災害）には、その発生状況の如何を問わず、業務起因性は認められない」とされていた。

したがって、阪神大震災のときには、「関東大震災程度の強度・規模」とされるのではないかと危惧された。しかし実際には、そのような判断は示さず、また、「従来からの基本的な考え方に基づいて業務上外の判断を行う」としながらも、実務上は、業務に伴う危険の有無を個々に実地調査することなしに、ほとんどの事例を業務・通勤災害と認めた（地震発生から1年で472件の申請があり、384件が業務災害、86件が通勤災害として認定、不認定が2件、と伝えられている。）。

こうした対応の背景には、震災被害への対応に対する社会の関心に加えて、1995年度の労働基準行政運営方針で「労災補償制度の運用面をみると、国民の意識との間に乖離が生じているもの、社会生活環境の変化に対応しきれていないもの等の問題もみられる一方で、近年、ますます社会的に大きく注目されるようになってきており、このような状況を放置すれば、本制度に対する国民の信頼を損なうことも懸念される」と書かざるを得なかった状況もあった。

これ以降、その後の地震等における死亡や負

傷、地下鉄サリン事件など、「少なくともマスコミの注意を引くような事件」の被災者については、従来からの考え方に固執せずに、労災認定されるという流れができたと考えている。

今回の対応では、あえて「従来からの基本的な考え方に基づいて業務上外の判断を行う」という断り書きをせずに、「業務遂行中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等が原因で被災した場合にあっては」、個別事情を問わずに、「危険環境下の業務に伴う危険が現実化したものとして業務災害として差し支えない」というかたちに整理された。「関東大震災程度の強度・規模では業務起因性は認められない」という解釈は、放棄されたと言ってよいだろう。そういう意味では、天災地変に係る従来の考え方があらためられたと言ってよいかもしれない。

今回は、業務災害の場合の「緊急行為」の取り扱いについても言及されたが（なぜか通勤災害の場合の言及なし）、2008年9月16日の名古屋地裁判決を受けて2009年7月23日に発出された基発0723第14号通達（36頁参照）を踏まえるというもの。

2001年1月26日にJR新大久保駅構内で発生した、線路上に転落した韓国人留学生を救助しようとしたカメラマンが、留学生とともに進入してきた電車にはねられ死亡した事故は、通勤災害と認定された。2001年4月19日付け基労補発第10号補償課長通達「JR新大久保駅事故に関する通勤災害の認定事例等の送付について」では、「被災者が不測の突発的な事件に遭遇してとった反射的行為」は通勤に随伴する行為とみるのが相当であり、その結果生じた事故は通勤に通常伴う危険が具体化したものとして認定したと説明している。

このような事例は、従来、「善意行為」の取り扱いとして議論され、容易には業務・通勤災害として認められなかったが、メディアでも大きく報じられた新大久保駅事件で、このような判断が示されたものである。これと比べると、上記基発0723第14号通達は、まだ個別事情にこだわりすぎと言わざるを得ない。今回の震災に伴う事例の実務の現場では、業務災害・通勤災害を問わず、個別事情にこだわらない認定がなされるものと信じているが、考

え方自体、「被災者が不測の突発的な事件に遭遇してとった反射的行為」という考え方を発展させつつ、「時間的・場所的に極めて近接した状況下」等の限定をひろげる方向で改善すべきだろう。

なお、「明らかに事業主等であると判断される場合を除き、労働者として取り扱って差し支えない」という取り扱いなどは、従来よりも一歩すすんでいるかもしれない。

さらに、3月30日には、基発0330第13号「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」（37頁参照）が示され、より包括的な特例措置がとられることになった。

今回は、3月30日までの労災請求件数はまだ2件とのことであるが、今後の推移、及び、放射線被爆の問題（「検査費用等の相談があった場合には、本省医事係に報告すること」とされている）、また、過労疾患や心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の取り扱いについても注視していきたい。

これから重要な復旧対策

労働安全衛生対策に関しては、3月18日及び3月28日に、災害復旧工事における基本的な労働災害防止対策が示されている（39～43頁）。

また、厚生労働省は3月28日に、（社）日本保安用品協会を通じて防じんマスク製造企業4社から無償提供された使い捨て式防じんマスク（型式検定合格品）21,500枚を、岩手（6,500枚）、宮城（6,500枚）、福島（3,500枚）、茨城（2,000枚）、栃木（1,000枚）、千葉（2,000枚）の6県の労働局を通して、このマスクを事業者や被災者等へ配布し、あわせて装着方法を指導すると発表した。

アスベスト・粉じん対策においては、①散水（飛散防止）、②マスク着用、③隔離（立ち入り禁止）が基本になるが、たんにマスクを配布するだけでなく、その意味と正しい装着方法を知らせることが重要であり、東京労働安全衛生センターの外山尚紀さんが、次頁左下のようなパンフをつけることを提案した。両面印刷、四つ折にして、上の左上部分が表になるようにしてマスクの袋に入れるという具体的提案である。

別紙2

粉じん(ほこり)が多い環境
アスベストがあるかもしれない環境

- 国家検定品を使用しましょう！
- 検定マークのあるものを使用しましょう！

国('05)検
第TM24号
DR「直」RL3

有機溶剤（シンナー）がある環境
有毒ガスがある環境
酸欠の環境

面体（本体）：損傷がなく変形がないこと



面体内部：粉じんなどで汚染されていないこと

次の(A)、(B)の2つの方法があります



(A) 手を用いた方法

吸気口を手でふさぐときは、押しつけて面体が押されないように、反対の手で面体を押さえながら息を吸い、苦しくなれば空気の漏れ込みがないことを示す。③の出典『銘



(B) フィットチェッカーを用いた方法

吸気口にフィットチェッカーを取り付けて
息を吸うとき、瞬間的に吸うのではなく、
2~3秒の時間をかけてゆっくりと息を吸い、
苦しくなれば空気の漏込みがないことを示す

③の出典『鉛作業主任者テキスト』(中央労働災害防止協会編)

このマスクが使用できる環境

粉じん(ほこり)が多い環境
アスベストがあるかもしれない環境

このマスクが使用できない環境

有機溶剤(シンナー)、有毒ガスがある環境
酸欠の環境

調整：通気口、通気口が
なり変形が原因と云う

締め込み、伸びによって
からず力があること

フィルター、通気口がな
り変形が原因と云う

調整：通気口、通気口が
なり変形が原因と云う

通気口、通気口がな
り変形が原因と云う

便器内部 触れこんで
でかきまわらない
こと

便器が 空の
こと、便器が
いないこと

フィットチェッカーを使用したフィットテスト(左)
 テスト後のフィットテスト(右)

フィットテストの方法: フィルターの空気の入口をフィットチェッカーまたは手でふさぎ、空気がマスク内に入らない息が吸えないことを確かめます。
 フィットテストを完了にマスクを使用すると作業空気を30%以上も吸ってしまう可能性があります。

これらの建材は飛散しやすいアスベストを含有している可能性があり、石棉被害防規制により石棉粒による健康被害を防ぐために除去しなければなりません。

マスクの保管・水洗いまたは清潔なウエスなどで拭き出した後にしっかりと乾かし、フィルターや呼吸の入口をテープでふさいで、プラスチック袋に入れます。

詳しくは以下各研究機関のホームページに詳細は記載しております。作業開始に際しては山形の自然環境を学ぶために山形県立自然史博物館へ見学を申し込みます。また、作業終了後は山形県立自然史博物館へお集まりいただき、作業報告を行います。作業報告は、作業終了後2週間以内に行います。作業報告は、作業終了後2週間以内に行います。

詳しい情報は、以下各研究機関のホームページに詳細は記載しております。

山形県立自然史博物館
3M: <http://www.mnmn.co.jp/shed/pet/articles/>
松本製作所: <http://www.star-japan.com/products/bojin>
興和: <http://www.kohkei-fd.co.jp/bn/bojin.htm>

労働科学研究所 (フナトシニシ研究室)
<http://www.isl.or.jp/service/fieldinstructor.html>

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp>

産直館・にっぽん・アスベストセンター <http://www.asbestos-center.jp/>

〒136-0071 東京都江東区豊洲7-10-1 2F 6-5F
電話 03-3685-0765
E-mail center@sohc.org
東京海上保安本部海上安全センター

東京方面女性衛生センター <http://www.tokai-fujin.jp/> 03-5661-1074

このマスクが使用できる環境
粉じん(ほこり)が多い環境

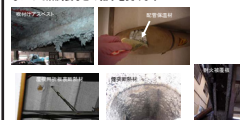
このマスクが使用できない環境(作業)

有機溶剤(シンナー)、有毒ガスがある環境
酸欠の環境
アスベスト含有建材を除去する作業

使い方(1)



フィットテストの方法: マスクの表面を手で覆い息を吐きます。このときにマスクと顔の接触している部分から空気が漏れないことを確かめます。もしも漏れを感じたら再度マスクを調整します。



これらの建材は発熱しやすいアスベストを含有している可能性があり、石綿障害予防規則により石綿物
品の発熱を抑制するために燃焼しなければなりません。



使い終わった使い捨て式即レスマスクとフィルムターは密閉できる袋に入れて廃棄します。

作業着は他の衣類と分けます

毎日の生活をより快適にする作業着は、他と区別し、分けて着ています。作業用の衣類とそれ以外の衣類を区別して着るには、様々な方法があります。ここでは、作業着に衣類から区別し、分けて着る方法について、作業着は作業が終わったからで着るだけという考え方を紹介します。

詳しい情報

サスケーター
3M: <http://www.3m.com/jp/casest/particulate/>

豊松製作所: <http://www.sts-japan.com/products/bqjin>
 両研: <http://www.koken-fid.co.jp/bqjirmask.htm>
 労働科学研究所(フィットテスト研究会):
<http://www.ial.or.jp/service/fittestinstructor.html>
 厚生労働省: <http://www.mhlw.go.jp/>
 中皮腫・じん肺・アスベストセンター: <http://www.asbestus-center.in/>

〒138-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zc@k5f
電話 03-3683-0765
E-mail: center@scabc.org
東京科学会館ビル10F

東京労働女性連合会センター TEL:03-3426-2020 FAX:03-3426-2026 <http://www.tokai-feminist.org>

東日本大震災で倒壊した建物の撤去作業の現場。粉じん（ほこり）やアスベスト（粉じん）が舞い上がり、作業員はマスクを着用している。撤去作業は、被災地の復興に不可欠な作業である。作業員は、粉じんやアスベストを吸い込まないように、マスクを着用し、作業服を着用し、作業中、マスクをはずさないように注意している。また、作業終了後は、作業服を脱ぎ、手洗いをし、作業現場から離れた場所に行く必要がある。

撤去 粉じん予防を

「阪神」の石綿被害 教訓

石綿（アスベスト）は、かつて建築材料として広く使われていた。しかし、その健康被害が明らかになり、現在は使用が制限されている。阪神大震災では、被災地の建物に石綿が使用されていたことが判明し、撤去作業の際に粉じんやアスベストが舞い上がり、作業員や住民の健康被害が心配された。この教訓を踏まえ、撤去作業では、粉じんやアスベストの舞い上がりを防ぐための対策が求められる。

作業員、マスク着用が必要

撤去作業では、作業員はマスクを着用し、作業服を着用し、作業中、マスクをはずさないように注意している。また、作業終了後は、作業服を脱ぎ、手洗いをし、作業現場から離れた場所に行く必要がある。

3月28日付けの厚生労働省通達(42頁)は、「防じんマスクの使用に当たっては…フィットテストを必ず行った上で適切に使用すること」とされて、5頁上の図が、別紙2として示された。

外山さんは続けて、使い捨て式防じんマスク用のパンフも作成している(前頁右下)。

アスベストセンターの永倉冬史さんを中心に、阪神大震災、中越地震、そして阪神大震災から10年を機に震災に備えてアスベストを含む防じん対策の重要性とマスクの備蓄を訴えるプロジェクトをすすめてきた経験を生かそうとする取り組みもはじまっている。東京労働安全衛生センターが、全建総連傘下の東北4県の建設労働者約1万人の健診で撮影したエックス線写真のアスベスト疾患等についての再読影に協力してきた縁もあって、3月25日に福島県連の事務所に支援物資を届けるとともに、その周辺及び宮城県仙台市周辺の状況を視察してきた(18頁の記事参照)。使い捨て式防じんマスク1,000枚を用意して、500枚を仙台市に、また、別の支援グループに託して、500枚を南三陸町に届けた。もちろん、外山さん作成のパンフもつけてである。これが第一陣で、今後とも継続していく。

阪神大震災を教訓に、アスベストをはじめとした粉じん対策の徹底を呼びかける必要があるという認識は、メディアの一部にもある。左上の記事はその一例で、3月30日付けの日本経済新聞である。この記事でも紹介されているが、医師、看護師や工学専門家らでつくるフィットテスト研究会が、

津波・地震において自分、家族、同僚、地域の健康を守るヒント集

復旧作業に従事する人や管理者が知っておきたい

ほこり(粉じん)・アスベストに関する7つのポイント

1. 復旧作業(インフラなどを従前の機能に回復させるまで)にあたって個人や作業員の健康を守ることが必須です。
2. 復旧現場では、ほこり(粉じん)、アスベスト、カビなどが呼吸器(肺や気管など)へ影響を与える可能性があります。そのため粉じん・アスベストに関する基本的知識を個人は学び、組織は必要な情報と呼吸器保護具等の提供を行います。また、必要な対策が継続して行われているかを確認します。
3. 復旧の現場における、ほこり(粉じん)にはどのようなものが含まれているかわかりません。アスベストやその他の有害物質を含んでいる可能性がありますので、できる限りほこり(粉じん)を吸い込まないようにします。
4. 復旧における作業では防じんマスクDS2以上(N95マスク以上)を推奨します。ただし、説明書などにもついている正しい装着(フィットテスト、フィットチェックなど)を行わないと効果は得られません。
5. 復旧作業にあたる組織は、防じんマスクDS2以上(N95マスク以上)を確保できるように努めます。また入手が困難な場合は、各自自治体などにおいて地震や感染症対策としての備蓄からの放出を依頼しましょう。防じんマスクDS2以上(N95マスク以上)は数に限りがあるためこうした作業へ優先した配分が期待されます。
6. 異常なおいや異変を感じたら、直ちに作業を中断し、退避します。
7. 復旧作業における呼吸器保護具の選択例を紹介しています。

曝露リスク	保護具	作業内容の例
低い	不織布製マスク	・損壊した家に物をとりに帰る、通常の掃除をする場合
中程度	防じんマスク区分2以上(N95以上マスク)	・重機やチェーンソーなどの機械を用いた作業が行われている周辺で作業している場合など。 (個人はこうした場所には立ち入らないようにすることが望ましいので、作業する時間を減らすことなどが勧められます)
高い	全面形取り替え式防じんマスク区分3またはPAPR*	・損壊建物における重機などを用いた作業(解体)を継続的に行う場合。なお、装着する作業員は使用法について指導を受ける。

*PAPR: 電動ファン付き呼吸器保護具

参考: フィットテスト研究会(医師、看護師、工学の研究者によって組織された呼吸器保護具に関する研究会)の2011年3月19日の緊急セミナーにて提言されました。http://www.isl.or.jp/service/fittestinstructor.html

ほこり(粉じん)・アスベストに関する7つのポイント

「復旧作業に従事する人や管理者が知っておきたい ほこり(粉じん)・アスベストに関する7つのポイント」を発表している(右上)。

石綿対策全国連絡会議も取り急ぎ、世界保健機構(WHO)が勧告している「地震・津波後の清掃におけるアスベスト対策」を翻訳・紹介するとともに、「被災地におけるアスベスト対策メモ」(現地の状況等に合わせて更新する予定)を作成した。

もちろん、復旧作業に係る安全衛生対策は、アスベスト・粉じん対策にとどまるものではない。安全対策や粉じん以外の有害物対策、過労・ストレス、メンタルヘルス対策等も重要である。

前述の7つのポイントを紹介している「津波・地震において自分、家族、同僚、地域の健康を守るヒント集」ウェブサイトでも、様々な問題に関する情報が提供されている。

<http://kojiwada.blogspot.com/>

私たちも、具体的、建設的な提言、発信を続けていきたいと考えている。



被災地におけるアスベスト・粉じん対策メモ

石綿対策全国連絡会議
2011年4月2日版

関係する法律等の遵守・関係機関の連携

- ・関係する法律等－労働安全衛生法（厚生労働省）、大気汚染防止法（環境省）、廃棄物処理法（環境省）、建設リサイクル法（国土交通省）や関係する地方自治体等－の遵守を確保するために、関係行政機関が相互に最大限の連携を図る。各々の法律等は保護する対象や所管する行政機関が異なっているが、被災地において保護しなければならない対象には、建設等労働者のみならず、地方自治体の職員や医療スタッフ、自衛隊員、ボランティア、住民、とりわけ子供たちも含まれることに留意して、関係する諸情報に一元的にアクセスできる仕組み（ウェブサイトやパンフレット等）を含め、具体的な連携体制を構築することが重要である。

アスベストの把握

- ・アスベストが、どこに、どのようなかたちで使われている可能性があるかを知らせる情報を、可能な限り被災地で撮った複数の実例写真を使って提供する。今回の震災特有の事情としては、北国等では木造建築物についても「結露の防止等の目的で吹き付け材の使用の可能性がある」とされていることや、船舶等に使用されているアスベスト等にも留意する必要がある。

がれきの処理

- ・もっとも飛散性が高いことから特別の規定が定められている「吹き付けアスベスト等」については、「がれき」または「倒壊廃棄物」であっても、その所在の確認と法令の遵守を確保する。
- ・環境省が、「石綿が使用されていた建築物等が災害によって倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったものは、石綿建材除去事業（大気汚染防止法に規定する特定粉じん排出等作業に相当）に伴って排出された廃棄物ではないことから、吹き付け石綿等であっても、廃棄物処理法施行令第2条の4第5号に規定する『廃石綿』（特別管理産業廃棄物）には該当しないこと」としている取り扱い（3月19日付け産業廃棄物課事務連絡「廃石綿が混入した災害廃棄物について」）は、適切でないので改める。
- ・「吹き付けアスベスト等」以外の、「建材等のがれき」、「倒壊廃棄物」については、原則として、アスベストを含有しているものとみなすものとする。厚生労働省基安化発0328第1号等「災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その2）」の1の（2）「石綿等ばく露防止対策」のAで、「建材等の瓦礫処理等に当たって」、アスベストの有無を確認することを前提とせずに、石綿粉じん対策をとるよう求めているのは、この趣旨であると思われるが、より明示的に徹底することが重要である。これは、労働安全衛生法上は石綿障害予防規則第3条第2項ただし書きの「みなし」規定の趣旨とも通じるものと考えられるが、他の行政機関・制度、労働者以外の者の曝露予防対策としても徹底する。
- ・がれきの処理は、①散水等によって最大限の粉じん飛散防止を図り、②労働者以外の者も含めて作業者は防じんマスクを使用するとともに、③作業員以外の者の立ち入りを禁止して行う。
- ・地域ごとの、がれきの一次保管及び中間・最終処理の計画の周知及び実行を徹底する。
- ・アスベストを含有しているもの及び含有しているものとみなした「建材等のがれき」、「倒壊廃棄物」

は、再生砕石の原料にされるようなりサイクルにまわしてはならず、また、焼却処分してはならない。(環境省が、「石綿の付着・混入が疑われるもの」等について焼却処分を認めている取り扱いを改める。また、「石綿含有スレート等、非飛散性の石綿含有廃棄物」について、(廃石綿等と)「同様に扱うことが望ましい」としている部分は、扱い方を明示するように改める。)

損壊建築物等の解体等

- ・環境省水・大気環境局が平成19年8月に作成した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」は、現時点では災害時の対策に特化した唯一のアスベスト対策マニュアルであることから、関連する厚生労働省労働基準局(労働安全衛生法)、環境省廃棄物・リサイクル対策部(廃棄物処理法)等においても、各々の立場からの位置づけと方針を明示して、積極的に活用するようにする。
- ・「立ち入り不可」と判断された建築物等を、アスベストの有無を確認できないまま「注意解体」する場合には、地方自治体及び労働基準監督署を含めた協議が必ず行なわれるようにする。その場合の作業計画には、アスベストがあるものとみなした飛散防止措置、作業の進行に伴うアスベスト調査及び新たにアスベストを発見した場合の対応を盛り込むとともに、アスベストの有無を確認できていない注意解体である旨を表示する。
- ・「立ち入り不可」と判断されたもの以外の建築物等については、アスベストに関する「応急危険度判定」及び/または「解体前事前調査」の実施の有無及び結果を表示する。アスベストがあると判定等された建築物等には、必要のない者が立ち入らないようにする。
- ・解体等作業にあたっては、アスベストの有無にかかわらず、散水等による湿潤化の措置を徹底するとともに、散水を確保するための支援を行う。散水等なしに粉じんを飛散させながら作業が行われている場合には、市民等が行政機関に連絡して作業の中止を指示できるようにする。
- ・労働者以外の者も含めて解体等の作業を行なう者が、防じんマスクを使用するよう徹底する。事業主の義務を周知するだけでなく、防じんマスクの入手方法の援助や現物の提供等も重要である。
- ・解体等作業が行なわれている現場及び区画に、関係者以外の者が立ち入らないよう、最大限の工夫をする。
- ・ボランティアや住民、とりわけ子どもたちが、粉じんに曝露することを防止するために、(国家検定品でないものも含めて)防じんマスクを使用することを促進及び支援する。
- ・防じんマスクはどのようなタイプのものであるかにかかわらず、その意義を理解して、正しい方法で適切に使用することが決定的に重要であり、情報の周知と実行の徹底を図る。(別添資料(5頁)の下左右の図参照)も参照のこと)
- ・地域ごとの、建築廃棄物等の一次保管及び中間・最終処理の計画の周知及び実行を徹底する。
- ・アスベストがないことが確認できていない廃棄物は、アスベストがあるものとみなして取り扱う。
- ・アスベストを含有しているもの及び含有しているものとみなした廃棄物は、再生砕石の原料にされるようなりサイクルにまわしてはならず、また、焼却処分してはならない。

アスベスト濃度のモニタリング

- ・損壊した見地物等、廃棄物の一時保管場所及び処分場等におけるアスベストの飛散状況をモニタリングする。

労働組合・市民団体等の取り組みへの支援

- ・労働組合・市民団体等の行なう取り組みを可能な限り支援するとともに、積極的に連携を図る。

WHOの勧告：地震・津波後の清掃におけるアスベスト対策

世界保健機構（WHO）のウェブサイトには、地震及び津波の後の清掃におけるアスベストの危険性と安全な方法に関する情報が掲載されている。

http://www.searo.who.int/en/Section1257/Section2263/Section2310/Section2320_12504.htm

<http://www.who.int/hac/crises/chn/asbestos/en/>

前者は2006年の東アジア地震による津波に対応したもので、後者は2008年の中国・四川大地震後にWHOと国連環境計画（UNEP）の北京事務所が共同でまとめたものである。

具体的な勧告はほとんど同じ内容だが、より新しい後者から訳出して紹介する。

地震・津波後の清掃におけるリスクは何か？

地震・津波の後に損壊した建物を清掃する場合には、アスベストを含有した建材や断熱材を取り扱い、解体し、処理する必要があるだろう。こうした作業の多くは、アスベストの危険性を知らず、また、アスベスト含有物質を確認することのできない臨時労働者やボランティア、地元住民によって行われる可能性がある。さらに、まず労働者に適切な個人用保護具が提供されそうもなく、したがって長期的な健康問題のリスクを増大させることになる。

清掃作業の結果として、アスベスト含有廃棄物がたまる可能性があるが、それはその周辺の人々及び最終処分場の近隣に住む人々に対して危険を与える。

どのようにリスクを最小限にするか？

安全な取り扱いの基本原則は、以下のとおりである。

- ・アスベスト含有物質の所在を確認して、リスクアセスメントを実施する。
- ・清掃作業に従事する人々に、リスク及び最良のやり方（ベスト・プラクティス）が確実に知らされるようにする。
- ・アスベスト含有物質の攪乱を最少にする。
- ・湿潤化することによって、大気中への吸入性アスベストの飛散を最少にする。
- ・アスベストと接触する人の数を最少にする。
- ・アスベスト含有物質が処分される前に確実に、他の廃棄物から分離され、安全に保管され、適切にラベル表示されるようにする。
- ・廃棄物が確実に、承認されたやり方で処分されるようにする。

アスベスト含有物質の処分

- ・これらの物質は、適切なトレーニングを受けた者によって処分されなければならない。アスベスト廃棄物はバルクで運搬するのがもっともよい。運搬中は、ほこりや繊維が漏れないように、容器が確実に覆われるか、密封されたままにする。
- ・処分される前にアスベスト廃棄物が、他の廃棄物と混ぜられてはならない。アスベスト廃棄物は、アスベスト繊維の飛散を防止するよう適切に管理された廃棄物処分場に廃棄しなければならない。そのような処分場は、浸出水を集めるための稜線とシステム、新たな廃棄物が速やかに適切な不

活性物質の層で覆われるシステムを備える。

- ・管理された廃棄物処分場においては、将来の曝露を回避するために、将来、浸出水井やガス井などが建設される可能性のある場所にアスベスト廃棄物が処分されないよう注意が払われなければならない。
- ・管理された廃棄物処分場が存在しない、あるいは地震による被害を受けている場合には、アスベスト廃棄物の一時的保管場所が確認及び準備されなければならない。
- ・正確な地理的座標を含め、アスベスト廃棄物の処分場所の記録を確実に維持する。

アスベスト廃棄物を焼却処分してはならない。

労働者保護のために勧告される措置

- ・清掃作業に従事する人々のために、アスベストとは何か、みつかる可能性のある場所、その危険性、安全な取扱及び処分方法について、やさしく簡単に理解できる情報を提供する。
- ・訓練を受けた者が、物質の種類、それが与える危険、もっとも安全な作業方法（例えば、密封、そのまま残す、あるいは除去する）を確認するために、アスベスト含有物質が存在する可能性のある場所を巡視する。飛散性物質は独特の危険性を与えるので、訓練を受けた者が、適切な個人用保護具をつけ、承認された手順にしたがって除去しなければならない。
- ・最低限の措置として、手袋、メガネ、（労働者が汚染された衣服を家庭に持ち込まないように）使い捨て衣服または取り替え衣服を労働者に提供する。汚染された衣服及び保護具は、他のアスベスト含有物質と同じやり方で処分しなければならない。
- ・労働者に洗身施設を提供する。アスベスト繊維が労働現場の外に拡散するリスクを最少にするために、彼らが、飲食や喫煙する前、家に帰る前に洗う必要性を確実に知っているようにする。

一般的な予防措置

- ・建物の瓦礫の山がある場所や解体及び廃棄物処分の現場への立ち入りを制限する。とくに、子供たちが近寄らないようにする。
- ・アスベスト含有物質の取り扱いは最小限にするようにする。アスベスト構造物は可能な限り静かに解体する。動かす必要がある場合には、そのような物質を切断または分解し、大気中の繊維や粉じんの量を低減するために完全に湿潤化を維持する。飛散性物質についてはとくに注意を払う。
- ・湿潤な方法によって、アスベスト含有物質で汚染された表面を清掃する。繊維やほこりを大気中に飛散させるので、ほこりを立てたり、ほうきを使ったり、家庭用掃除機を使ったりしない。
- ・アスベスト含有物質の山を、安全に保管または処分できるまで、例えば防水シートやビニールシートで覆っておく。物質を動かす前には完全に湿潤化する。
- ・安全に処分できるまで、アスベスト含有物質は密封可能な容器に保管する。容器には、金属屋の缶、プラスチックやビニル、強いポリエチレンの袋などが使用できる。袋を使う場合には、ひとつの袋を別の袋に入れて、お互いをテープでとめる。容器には地元の言語でラベル表示し、例えば、「危険！アスベスト繊維含有。吸い込むと有害。がんを引き起こす可能性。ほこりを立てるな」などの、危険性の警告を含める。

原子力損害賠償制度の正体 一人の泣き寝入りもさせない制度ではなかったか

西野方庸

関西労働者安全センター事務局長

「政府賠償1兆円超も 被害者に 例外規定 初適用へ」(東京新聞年3月21日 朝刊)

「政府、原発事故で住民に賠償検討 東電負担の一部」(日経新聞3月20日朝刊)

福島第一原発の事故が発生し、10日になろうという頃からマスコミ報道に「賠償」の文字が載りだし、原子力損害の賠償に関する法律(原子力損害賠償法または原賠法)のことにふれる記事も目にするようになります。しかし記事の内容は、正確さに欠けるものばかりで、私には、津波に被災しながら避難指示の追い討ちをかけられる住民や、これから収穫を迎えるという農家が抱える不安感を、ますます拡大するもののように見えました。原発事故による被害があまりに大きいので例外規定が適用なるとか、法律が間に合わないので改正される可能性があるとか、政府や法律は何の対応もできていないと、不安感をあおるような情報ばかりが新聞、テレビから乱れ飛びます。

3月22日になってようやく、高本文部科学大臣が国会答弁で、原賠法にもとづき1,200億円の損害賠償措置、つまり原資があり、それを超過する賠償についても必要に応じ国が援助するということを述べ、やっと原賠法の規定する賠償制度により被害者への賠償が行われる見通しが明らかになりました。また23日には、文部科学省で報道向けに法律の簡単なレクチャーが行われ、原賠法の免責規定「異常に巨大な天災地変」については隕石を持ち出しての説明があったようで、翌日の報道では免責とはならないとする報道が支配的となり、不安

をあおるものは少なくなったようにみえました。

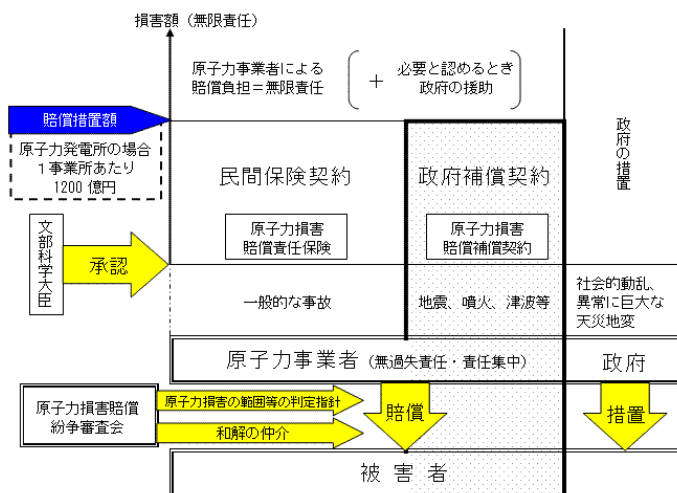
ところが4月に入って、日経新聞が原子力損害賠償制度を解説する記事を掲載、「異常に巨大な天災地変」の場合、事業者は免責となり、国が「賠償」と書いてしまいます。さらに翌日の報道では、この記事に触発されたように、経団連の米倉弘昌会長が「異常に巨大な天災地変なら国が賠償すると原賠法に書いてある」と東電経営陣を擁護する見解を記者会見で述べ、以降の会見はその路線で突っ走ります。

1か月経過して、いまでも原賠法をめぐる混乱報道は、止まるところを知らないようです。被害の甚大さから賠償問題の記事の需要は高く、それに応えるべき取材源である役所関係者、政府関係者それに原子力関係者が、不確かな原子力賠償制度についての知識にもとづきコメントするものだから、結局、被害者の不安をあおる効果をもたらすことになったのではないのでしょうか。

たしかに原賠法などという法律は、なにかのきっかけがあって調べるという機会でもない限り読む必要性のない法律です。法律の専門家であっても、原子力工学の専門家であっても原賠法については知らないのは普通のことでしょう。むしろ、知っておくことが職業上求められるのは、わずかな人に過ぎないといえます。だからこそ、今回のような歴史的に経験のない事態を迎えたときには、この法律を担当する文部科学省の担当者らが、速やかにその趣旨を周知するための手立てを尽くし、あるいは政府の指導的立場にある人物が、自ら被害者の間

に広がる不安を少しでも取り除くため、法の定めている趣旨に沿う具体的な方針を直ちに表明すべきであったと思うのです。

4月12日現在、原子力損害賠償紛争審査会の委員が任命され、避難者や農漁業者等への賠償金の仮払いの準備が始まったようですが、3月29日の朝日新聞朝刊の「福島野菜農家が自殺 摂取制限指示に『もうだめだ』」を目にすると、遅きに失していると感じています。



無過失、無限、責任の集中という原則

原子力損害賠償制度のもっとも基本となる特徴は、①原子力事業者に故意・過失が無くとも賠償責任を課し、②その責任は無限とし、③またその責任を原子力事業者に集中するということです。要するに、原子力事業者は原子力損害が発生したら、過失が無くとも無限の責任を一手に負うということです。原子力損害というのは、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害」(第2条第2項)と定義されていて、今回の原発事故による様々な被害はこれにあたります。

普通、公害や薬害などの被害者は、損害を及ぼした加害者を見つけ、その過失を探して証明し、損賠賠償を請求します。しかし、加害者の側はいろいろ反論するでしょう。官庁の検査は通っていたから過失は無い、そもそも官庁の方の責任はどうなのかとか、製造工程の機械を作ったメーカーの責任はどうなのかなど責任の在り処は、たちまち複数になってしまいます。とてもじゃないが素人の手にあり、運よく専門家の協力がなければ、損害賠償請求までたどり着くことは至難のわざということになります。しかし原子力損害の被害者なら、損害賠償請求先は原子力事業者ただひとつであり、放射線などという素人にはさっぱり理解できな

い専門的な問題が絡む過失の有無を問う必要もないということです。さらに、いくら被害者が多くても全損害が巨大であったとしても、賠償責任は無限であって請求を制限されることはありません。

原資を確保する損害賠償措置

とはいえ、原子力事業者である電力会社がいくら大企業であるといっても、資力には限りがあります。こうした責任を担保するために「損害賠償措置」というものを義務付けています。

まず、原子力事業者は損保会社が共同出資している日本原子力保険プールと原子力損害賠償責任保険の契約をする義務があります。契約金額は1万キロワット以上の原発なら1,200億円となります。これは1サイトあたりなので、今回の場合は福島第一原発、第二原発それぞれ1,200億円の賠償責任保険契約ということになります。

民間の保険会社が受ける損害賠償責任保険は、その性質上、①地震、噴火、津波による損害、②10年以上経過した後に発生した損害、③正常運転時に発生した損害については引き受けません。そこで、これら保険にのらない損害については、政府が原子力事業者と原子力損害賠償補償契約を結ぶことを義務付けます。これも1,200億円の契約となります。

政府が行なう「援助」と「救助」

次に、損害賠償額が1,200億円を超え、二つの損害賠償措置では間に合わなくなったときにどうするかという問題があります。まさにいま、マスコミで話題になっている点です。これについては、「国の措置」が定められていて、「この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。」とされています。目的は、「被害者の保護及び原子力事業の健全な発達」(第1条)なので、結局今回の福島第一原発のような場合は援助を行うということになります。

また、国の措置としては、原子力事業者が免責されるようなケースについての規定があります。「異常に巨大な天災地変及び社会的動乱」により発生した原子力損害については、原子力事業者は免責されますが、国は「被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる」となっています。

そして、実際に原子力損害が発生したときの賠償について紛争が生じた際のために、原子力損害賠償審査会を設置することができるとされています。この審査会の委員は文部科学大臣が任命し、①和解の仲介、②原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること、③原子力損害の調査及び評価を行うこととしています。

免責は「いまだかつてない」災害

さてここからは、この間話題となっている原賠法上の問題についてふれたいと思います。まず、さかんに新聞やテレビで報道されている免責の問題です。

原賠法第3条第1項は、次のように書かれています。

「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の

運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。」

話題になっているのは、今度の東日本大震災はこの条文にある「異常に巨大な天災地変」にあたるため、東京電力は免責されるのではないかということです。これについて政府の解釈では、「日本の歴史上余り例のみられない大地震、大噴火、大風水災等をいう。例えば、関東大震災は巨大ではあっても異常に巨大なものとはいえず、これを相当程度上まわるものであることを要する。」(「原子力損害賠償制度」平成3年版、科学技術庁原子力局監修)とされています。この「相当程度上まわるもの」について、昭和36年5月の立法時の政府による趣旨説明では、「関東大震災の3倍も4倍も」という表現で説明しています。

原賠法の立法準備は、昭和33年に設置された原子力委員会原子力災害補償専門部会から始まりますが、数十回の検討を重ね、翌34年12月に出された答申において法律案の輪郭が固まりました。メンバーは民法学者の我妻栄、星野英一らを中心に構成され、責任の集中、無過失、無限の責任、損害賠償措置などの形が固まります。もちろん米国の原子力法を源流にしたものですが、そこに免責される損害について「不可抗力性の特に強いものに限るべき」と原則を置き、条文としては「異常に巨大な自然的または社会的災害」のような表現を求めました。

法律が成立して後の座談会で、当時立法事務を担当した井上亮原子力局政策課長は次のように述べています。

(加藤一郎の「『異常に巨大な』とはどのような程度のものをいうのか、よく関東大震災がひきあいに出されますけれども、それと比較してどのようなのですか。」という問いに対して)

「少なくとも関東大震災の3倍以上の地震これはいまだかつてない想像を絶した地震というようなものを一応考えているわけです。およそ想像ができる、あるいは経験的にもあったというのは、この『異常に巨大な天災地変』の中には一応含まれないと

いう解釈をしているわけです。」(ジュリストNo.236, 1961.10)

つまり、「いまだかつてない」天災地変という非常に狭い免責しか認めないという趣旨であり、そう考えると、869年に起きた貞観地震の再来ともいう今回の地震はそれにはあたらないということになります。きわめて大雑把な表現しかできないのは、もともとそういう趣旨であったからとしかいえないのでしょう。この時からずいぶん後の98年に開かれた専門部会で、「3倍以上」が何を指すかが話題になったとき、当時日本原電最高顧問で委員だった下山俊次が「加速度だろう」と発言していますが、やはり、そう具体的には表現するのは妥当でないように思えます。

たいへんな地震、津波で甚大な被害があったけれど、原発事故が重なったためにもっとひどい被害が出たというときは、やはり予想できる自然災害に対する対策ができていなかったということで免責されないのは、世界的にみても妥当なものといえます。実際、諸外国でも同様のきわめて限定した範囲としており、また米国では戦争のみを免責とし、ドイツ、スイスは免責なしとしています。

ところでこの「異常に巨大な天災地変及び社会的動乱」について、原子力事業者は免責されるとして、損害はどのように扱われるかについては、「被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようになるものとする。」(第17条)と国の措置を定めています。政府の解釈は「このよう場合における被害者は、原子力損害による被害者というよりは、国家的、社会的災害による被害者というべく、政府は、この法律に関係なく、一般の異常災害の場合と同じくその救助に当たることとなることは当然であるが、異常又は巨大な原子力災害という特質から、とくに念のために、政府が必ず措置を講ずるようになるものとすることを明記したものである。」(前出「原子力損害賠償制度」)とされ、災害救助法と同じ扱いにしか過ぎないものになっているのです。専門部会長だった我妻栄は、法律ができた後の座談会で「つまり伊勢湾台風と同じに取り扱うというのです。その点非常に残念で、こうなるのだったらあそこでもっと考え

ておくべきだったのじゃないかという気持もするのです。」(前出、ジュリストNo.236)と述懐している。

最初にふれた経団連会長の認識とは、まったく正反対の規定になっているのです。

一人も泣き寝入りさせない 国の援助

次に、損害賠償措置の損害額が1,200億円を超えるとときの国の措置についてです。条文は次のとおりとなっています。

「政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者(外国原子力船に係る原子力事業者を除く。)が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。」

無過失、無限の責任で損害賠償措置でしっかり原資を確保していることから大きく変化し、「援助」というやや消極的な言葉を使っています。さらに第2項で、国会の議決による権限の範囲とさらに消極的なものになっているのも少し違和感があります。(予算措置が必要なため、国会の議決がいるのは当然なので、わざわざ書くというのも消極的に見える理由です。)

実は原子力委員会の専門部会答申では、援助ではなく、国による直接の補償を行うという規定を求めていたのです。しかし、立法作業に入った後に大蔵省が国家補償を認めないと強固に主張したことにより、妥協策として「援助」に落ち着いたという経過があります。その状況について、星野英一が次のように説明しています。

「そもそも、わが原子力産業の発展のしかたが、諸外国とやや異なっている。アメリカのような私企業の強力な所は別として、どこの国でも、事故の危険性もあり、採算も短期的には問題のある事業に、私企業がそうたやすく飛びつくものではない。ま

ず国が、長期的なエネルギー政策の見地から、開業を試み、次第に私企業におろしていくのである。私企業も、採算の問題のほか、損害賠償問題で躊躇するが、その点は国が十分めんどろを見てやるから、ということで、賠償法が整備される。ところが、わが国では、バスに乗り遅れまいとする考慮からか、各社が競って原子力産業に飛び付き、各々外国会社と結びついて激しい競争をしている。この状態のもとでは、外国のように『危険だが国の長期的な政策のためにやってくれ、その代わり最大の問題である損害賠償については安心してくれ』という論理にならず、『そんなにやりたいなら自分の負担で勝手にやれ』といわれても、反論のしようがないのである。もちろん、原子力産業担当官庁としては、そうではなく、諸外国と同じゆき方にするつもりであったろうが、その点国としての統一的な政策となるに至っていなかった。これは原子力産業界自体のいわばPRが足りなかったことにも由来る。」（民法論集第3巻「原子力災害補償」）

原発がひとたび事故を起こすと、周辺住民に及ぼす損害は莫大なものになることは、関係者なら最初から分かっています。原子力開発が本格化した米国に、事故が起きたら即倒産というナリスのスクの高い事業に、新たに参入する民間企業はありませんでした。もし参入するなら、原発ごとに会社を分けて、万一の場合、その会社だけが倒産するというやり方しかないことになります。そうすると、今度は、事故になると必ず泣き寝入りすることになる周辺住民が、必ず絶対反対の運動を起こすことになり、かくしてどこにも原発はできないことになってしまいます。

それを解決したのが、米国の原子力損害賠償制度、プライス・アンダーソン法でした。そこには国家の強い関与による賠償措置があります。しかし日本の場合にはそうならず、「援助」に落ち着いたというわけです。当初の専門部会の方向は、まず国家補償があって、事業者に対する求償権を政府が持つという方法をとっていたのですが、結局は実現されなかったのです。

そうした背景があって、昭和36年5月、国会の趣旨説明が行われます。当時の担当大臣である池

田正之輔科学技術庁長官は、この第16条の趣旨をこう述べます。

「政府の援助は、この法律の目的、すなわち、被害者の保護を図り、また、原子力事業の健全な発達に資するために必要な場合には必ず行うものとする趣旨であります。従って、一人の被害者も泣き寝入りさせることなく、また、原子力事業者の経営を脅かさないというのが、この立法の趣旨であります。」

この「一人の泣き寝入りもさせることなく」というくだりを含む趣旨説明は、政府の逐条解説に引用されています。

ただし、JCO臨界事故の際には、核燃料工場の当時の賠償措置額10億円をはるかに超える150億円あまりが賠償金として支払われましたが、政府の援助は行われませんでした。その理由は、明らかなJCOの過失による事故であったことと、JCOが住友金属鉱山という資力のある大手企業の子会社であり、自ら賠償を行ったということでした。

以上のことから、今回の福島第一原発の事故にあつては、賠償額が巨額となることが明らかであり、当然に、政府による援助の措置がとられることとなるでしょう。

ただ、やや気になるのは、「必要ときに必ず援助する」という立法時の趣旨が、政府の解説や、原賠法の検討に関わっている最近の法律家の論旨に、「援助を行うことが可能」とするような傾向がみられることです。たとえば、現在の文部科学省のHPで原子力損害賠償制度の紹介でも、「可能」と表現し、より消極的な立場がとられています。

当事者となる政府 審査会の独立性は

4月12日、文部科学省は原子力損害賠償紛争審査会の委員を任命し、設置したことを発表しました。前に述べたように審査会は、損害賠償がスムーズに行われるように損害の評価なども含め、大きな役割を果たすこととなります。JCO臨界事故においても参考となる賠償指針を公表するなど、被害者とJCOの窓口を積極的に仲介した、東海村や茨城県とともに早期の賠償に貢献したといえ

ます。たとえば、農家の風評被害や、自主的避難の費用について、相当因果関係が存在するとした指針を公表したことは今回の賠償実務を進める一つの足がかりにはなるでしょう。

ただ、JCO以降、原子力損害についての検討がいくつかなされ、より詳細な実務遂行のマニュアル作りなどが必要と結論されながら、いまだ実行されぬまま今回の事態を迎えたという経緯があります。いずれにしろ今回の損害は、何桁も上回る大きさと広がりがあり、損害評価も多様なものになると考えられます。

また、原子力損害賠償補償契約により、政府が第一、第二あわせて2,400億円の原資を拠出することになり、さらに超過分について事業者を援助するということになると、政府は間接的ながら当事者性を持つこととなります。そうすると文部科学大臣が任命する委員の独立性はどうなるのかという問題も生じます。12日に公表された委員名簿を見ると、当然のことながらJCOのときの審査会を経験した委員が入っているのはいいのですが、この点に配慮した形跡が見られないのが残念といえば残念です。

やはり今回の審査会については、その議論の透明性を確保し、経過を公表することが求められます。民間、NGO等で被害者の賠償請求について、大いに関与するというような取り組みを進めることができれば大いに意義があるといえるでしょう。

極端に増えている労働者の被ばく量

今回の原発事故について、懸命に駆けずりまわっている作業員の被ばく問題があります。

厚生労働省は、緊急時の被ばく限度について、特別に期間を限定して従来の100mSvを250mSvに引き上げました。報道ではその検討経過が定かではありませんが、高線量下での人海戦術による作業があり得ることから考えると、総被ばく線量を増やさないためという観点から、一面やむを得ぬ措置とも考えられます。しかし、個々の労働者にとっては、累積被ばく線量を大量に背負い込むという結果を及ぼします。急性障害が出るような大

量被ばくまでにはいかないにしても、確率的影響によるリスクが確実に上昇するという特徴は、労働者自身が知っていることです。

4月9日に共同通信社が配信した記事によると、福島第一原発の高線量下で作業することがある協力会社など各社の現場での作業員は、高線量下であっても従来の100mSv、あるいは会社独自のより低い限度での被ばく管理を継続しているといえます。2.5倍に引き上げたからといって、現場で余計な被ばくを避けようというのは当然のことで、これまでの被ばく防止の経験からも、安易に限度を上げることなく作業に従事するのは、ある意味、職業としての誇りとも言えるのではないのでしょうか。現実の職場での労働者の安全の取り組みとして、大いに評価できるといえます。

また、少なくとも今回の事故に多くの労働者が対処する過程で、全体の労働者の総被ばく線量は、これまでとはまったく比較にならないほど上がっているでしょう。当然、個人で相当な被ばく線量となった労働者の数も多くなっています。確率的な影響のリスクは明らかに高まっており、放射線下作業に従事して多く被ばくした労働者について、今後の健康管理の問題があります。（東京電力によると、4月9日現在で、累積被ばく線量が100mSvを超えた作業員は21人とのことです。）

長期暴露による健康障害に対する早期発見のため、健康管理手帳を発行し、定期的に国の費用で特殊健康診断を受けることができる制度があります。放射線被ばく作業についても、新たに健康管理手帳を交付するようにすることが求められます。

さらに、放射線下作業では、被ばく線量計を所持し、被ばく記録に残すことが義務付けられていますが、今回の事態では、一部で線量計が足りず、持たないままに作業を行ったケースがあることが明らかになっています。このようなケースでは、速やかに被ばく線量の合理的な推定を行い、記録を残すという作業が必要でしょう。そうしたことが、今の現場で行なわれているかについて、チェックすることは労働者の安全を守る官庁が必ず行なわねばならないことだと考えられます。

原賠法について説明をしてきましたが、これら事故の対策に奔走している労働者が受ける損害も、当然原賠法における原子力損害となります。もちろん晩発性の障害も含めた直接的健康被害については、労災保険の給付が行なわれることとなりますが、それを超える民事上請求できる損害は、賠償されるべき損害ということになります。内部で作業に従事している協力会社の社員はもちろんのこと、自衛隊員、消防隊員、警察官など、職務として関わった労働者や公務員は、労災や公務災害としての補償で満たされない損害については、賠償対象となることを知っていてしかるべきといえます。

民間の動きを作ろう

以上、原賠法に関する説明を試みましたが、まだこれから全くこれまでの経験がない事態に進ん

でいくこととなります。今回はふれませんでした、原子力損害の範囲という大きな問題もあります。より大きな経済的損害、たとえば計画停電による損害などはどう考えるのかなどの問題もありますし、そもそも東電の窓口対応以外の賠償システムをどう作り上げるのかなど、これから一刻も早く具体的に解決しなければならない問題が山積しているといえます。

最後に、今回の原子力損害を回復する取り組みについては、民間、NGOなどあらゆるセクターで考え付く動きをするのは、とても意味のあることではないかと思います。何が賠償の対象となる原子力損害となるのか、実際に避難している被災者、操業停止している事業主、植え付けさえできない農家が堪えざるを得ないものの正体を明かす取り組みが求められているのではないのでしょうか。

震災とアスベスト

編著 NPO法人ひょうご労働安全衛生センター
震災とアスベストを考えるシンポジウム実行委員会
定価 1,200円+税 【2010年9月発行】

発行 アットワークス

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-3 天満橋千代田ビル8階

TEL (06)6920-8626

URL <http://http://www.atworx.co.jp/>



はじめに…NPO法人ひょうご労働安全衛生センター 神田雅之
震災から見えるアスベスト対策…特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター事務局長 飯田勝泰
被災地でのマスク配布の経験から…国連ハビタット大使 マリ クリスティーン
阪神淡路大震災とアスベスト飛散…独立行政法人国立環境研究所 寺園淳
阪神大震災で住民とボランティアが行ったこと…環境監視研究所 中地重晴
アスベスト濃度測定法の現状と課題…元兵庫県立公害研究所 小坂浩
既存建築物等における石綿障害予防規則レベル1及び2
石綿の調査・分析・管理・除去の促進 問題点と課題…中皮腫・じん肺・アスベストセンター 名取雄司
パネルディスカッション…中地重晴、名取雄司、小坂浩、寺園淳、西山和宏
地震・石綿・マスク支援プロジェクトの提案…中皮腫・じん肺・アスベストセンター事務局長 永倉冬史
アスベスト被害のない社会を！ 2010・1・16 震災から15年神戸宣言
おわりに…石綿対策全国連絡会議事務局長 古谷杉郎

建設の仲間支援と東日本マスクプロジェクトが始動

永倉冬史

中皮腫・じん肺・アスベストセンター事務局長

3月11日の東北地方太平洋沖地震の2週間後、3月25日、東京労働安全衛生センターの仲尾さんと、アスベストセンター永倉とで、全国建設労働組合総連合福島県連合会（福島建連）本部に向かいました。東京センターの仲尾さんが支援物資を届けるために福島建連本部へ向かうということを知り、同乗させてもらい、被災地のアスベスト調査を行おうと思いました。福島建連本部事務所は福島第1原発から西に60キロほどのところにあり、避難し地元を離れた組合員との連絡や、原発からの刻々と変わる放射能情報に、職員は組合員からの相談など大変な業務に追われていました。事務所では、委員長を含む組合員の数家族が避難し、2階の大会議室で寝泊りしており、私たちはその避難所に一泊させてもらいました。

翌26日仙台に向かいました。福島から仙台に向かう高速道路は、順調に渋滞もなく通行できましたが、給油所が近づくとも高速道路上に長蛇の列ができていました。

仙台市に入り、最初に仙台市役所をめざしました。仙台市街は車の中から見る限り、一部の廃墟化した建物のガラスが散乱しているような様子が見られたものの、倒壊や建物の大きな被害はないように見えました。

しかし、仙台市役所は震災の傷跡を残していました。市役所裏手の駐輪場の天井板は、あちこちで剥がれ落ち天井裏の梁に吹き付け材が確認されました。これは吹き付けアスベスト対策のひとつである「囲い込み」が、地震の際には粉じん対策をより難しくしている典型を示しています。念のため、天井板が剥がれ落ちた直下で、アスベスト

粉じん濃度を測定しました。市役所の建物は、駐輪場だけではなく、建物自体にも大きく揺れた跡が、壁に斜めに走った瑕として残っていました。また、一部のガラスが粉々に砕けていました。

私たちは、市役所の建設指導課に行き、担当者に震災時のアスベスト対策について話をしました。担当者は、始めは戸惑っていましたが、私たちが一昨年から震災時のアスベスト対策を目的とした「マスクプロジェクト」を行ってきた経過や、震災後の復興の過程で、アスベスト粉じんが被災地で大量に発生し、片づけを行う作業員ばかりでなく、ボランティアの人たち、自治体の職員たち、建物診断士の人たち、そして一般の人たちがアスベスト粉じん曝露する可能性があることを説明しました。そのための予防対策として、粉じんマスクが有効であることを話すと、理解を得ることができました。そして仙台市役所職員用として、使い捨ての防じんマスク（N95タイプ）を500個提供し、被災現場に行く職員や、作業用の粉じんマスクが届かない作業員に緊急用として有効に使ってほしいとお願いしました。また、今後は「マスクプロジェクト」として、ボランティアの人や住民に対して、マスク配布の活動を行っていく予定であると話してきました。

市役所を離れ、私たちは仙台市内を調査しました。JR仙台駅ロータリーの駐車場に車を置き、周辺を歩きながら様々な建物を見て歩きました。仙台駅はかなりの被害を受けていました。駅そのものは閉鎖されて、駅ビルの中の店舗ごとに、建物倒壊状態を示す赤や黄色、緑の診断票が貼られていました。駅前の歩道は大きく損壊したらしく、歩道の敷石の改修工事が広範囲に行われていま



した。駅前のロータリー、バス停をぐりりとつなぐ歩道橋は、各所で補修工事が行われており、一部が通行のために開放されていました。駅周辺の大規模店舗も、よく見ると地震の傷跡が確認されました。10数階建ての複数の大規模店舗は閉鎖され、中を確認することはできません。しかし、外壁に大きく横向きに亀裂が走り、内部で相当に天井落下や内装壁の落下などが起こったことが考えられました。これらの建造物は、今後の改修工事や解体工事の際の内部のアスベスト調査が急務だと思います。

駅の周辺に吹き付けアスベストが施工された立体駐車場がありました。駐車場は基礎のコンクリートに大きなひびがはいり、工事用の防音パネルで囲まれた隙間から中を見ると、鉄骨に吹き付けられたアスベストが、あちこちでかけ落ちているのが確認されました。入り口付近の柱には、この吹き付け材はアスベスト含有であり、封じ込めされたことが明記されていました。大きな震災には、「封じ込め」対策も有効ではないことが見て取れます。

その他にも、中庭に向かう通路のような入り口の天井部分に、吹きつけされた珍しい施工があり、その一部も欠け落ちていました。落ちた破片は、掃き掃除された様子で、地面はきれいに清掃されていましたが、これもアスベストの可能性もあります。ほかにも、外見上は大きな被害が見えないものの、建物全体に大きな網がかけられ、外壁の剥がれや部分倒壊を防止したものなどが見られました。

震災によって内装が大きく破壊した建物の内部アスベスト調査、囲い込みや封じ込めのアスベスト



の状態を、被災地以外の地域からの調査員によって、早急に行い、今後の改修・解体工事に向けた基礎資料とする取り組みが必要だと感じました。

その後私たちは駅を離れ、津波被害に遭った若林区へ向けて車を走らせました。徐々に海方向へ向かうにつれて、壁が激しく剥がれ落ちた建物などが見られました。沿岸の田園地帯に入ると一転、広大な泥の海が広がりました。灰色の泥が一面の田園を埋め、ところどころに根こそぎ倒された木がごろごろと転がっていました。

このような光景が延々と続き、沿岸に沿って走る仙台東部有料道路の下をくぐると、景色が一変しました。有料道路の土手沿いに、大量の立ち木が根こそぎ倒れ重なっていました。泥にまみれた立ち木の間に自動車があちこちに逆さになったり横倒しの状態で残されていました。車ごとに人の存否を確認したことを示すと思われる、テープで×印が貼られています。一帯はヘドロのような匂いが満ちていました。有料道路から海の方角には、ほとんど何も残らずに押し流されており、田んぼの広範囲に、今だ大量の海水が残って、その中にも車が点在しています。また、電柱の多くが根元からなぎ倒されています。一部、鉄筋の建物や家が残っていますが、軒下まで水に浸かった跡が見られます。ところどころに、元は何であったのか判断のつかない大量の資材が山をなしています。この地区では、アスベスト建材は一部屋根材などのほか、多くは確認できませんでした。津波に流され破壊された様々な建築物には、壁材、屋根材、吹き付け材などが混在しているものと考えられます。



福島県南相馬市の被害状況 (3.25 仲尾豊樹撮影)

しかし、現段階ではアスベスト問題以前に、排水や倒木、廃車、片付けなど、復旧にかかる作業が山積していると思われます。私たちは、無力感を痛感しながら、言葉も出ないまま帰路に着きました。

復旧、復興には長期間かかることは確実です。その間の中長期的に全国安全センターやアスベストセンターの役割を考える必要があると思います。現在やっと復興の端緒に就こうとしている段階では、がれきや損壊した建物の撤去に伴う、作業者の防じん対策が求められます。このがれきや損壊した建物のどこにどのようなアスベスト建材があるのかを現場の写真で示す必要があります。建材ばかりではなく、様々なアスベストを使った製造品を写真で示すことが必要です。これらの作業者には、防じん用の専用マスクが義務付けられます。

また、現場を調査する自治体職員なども粉じんマスクが必要ですが、この場合には、一定のアスベスト粉じんを防護する使い捨てマスクの使用などが有効であると思われます。

また、建物診断士やボランティアの人たちにも防じん対策が求められます。この場合、マスクの配布ばかりでなく、アスベストに関する基本的な知識の普及やマスクの装着の指導などが必要になります。

さらに被災地に止まり、復興のなか生活をしていく被災者、とくに子どもたちへの防じん対策が求められます。この点については、アスベストに関する知識の普及とマスク配布、装着の指導が必要であ

るとともに、マスクの長期的な被災地への提供が必要となるでしょう。

これらの体制作りとともに、被災地での定点・長期のアスベスト濃度観測が必要でしょう。これらの測定値によって、乾燥状態や風向きにより、マスクの着用について有効な情報が提供できるようになります。また、今後の震災被害地のアスベスト粉じんの状態を予測する重要な資料になると思います。

また、被災地のアスベスト建材を含む廃棄物がどこに集められるのか、そこからのアスベスト粉じんの飛散についても、継続的に測定することで有効なマスクによる防じん対策情報が提供できるようになると思います。

以上のような、マスクの配布拠点、継続的・定点的濃度測定の前線基地などを作っていくことが喫緊の課題になると考えられます。

以上のようなこれからの中長期的な被災地でのアスベスト粉じん対策が、作業者、自治体職員、ボランティア、地元の住民など様々な段階で必要になると同時に、それらの人々への情報の有効な提供方法、マスクを集めるための寄付の要請などに取り組んでいく必要があります。震災被災地でのアスベスト被害の予防対策について、皆様のご意見、アイデアなどをお寄せいただきたいと思います。また、各地でのマスク購入のための寄付要請をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(2011年4月2日 永倉冬史・記)

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

基発0325第10号
平成23年3月25日

平成23年東北地方太平洋沖 地震に伴う労働条件、安全衛生、 労働保険、労災補償等に関する 緊急相談窓口の開設について

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震による被害は、甚大かつ広範囲に及んでおり、産業活動への影響も既に相当程度見られるところであり、被災地域においては直接的な被害を受けた事業場はもとより、これ以外の事業場においても、労働条件、安全衛生水準、労働

保険、労災補償等への影響が現れている。

このような中で、労働基準行政機関としては、労働者や事業主等からの相談に対応することが喫緊の課題となっている。このため、被災地域の労働局を始め関係する労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に緊急相談窓口を開設することとしたので、労働者や事業主等からの労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する相談に対するよりの確な対応に遺憾なきを期されたい。

特に、岩手、宮城及び福島労働局においては、関係部局との連携を図りつつ、早期の復旧支援を行うために設置された厚生労働省現地対策本部との十分な連携に努めるものとし、同対策本部等の業務運営に資するよう、緊急相談窓口で把握した医療、社会援護に関する状況や要望事項等の情報提供や必要な説明を加えるなどの総合的な対応を行うことにも留意すること。

都道府県労働局

総務部(労働保険徴収部)長殿

労働基準部長殿

厚生労働省労働基準局

監督課長

勤労者生活課長

安全衛生部計画課長

労災補償部労災管理課長

基監発0325第1号
基勤発0325第2号
基安計発0325第1号
基労管発0325第1号
平成23年3月25日

平成23年東北地方太平洋沖 地震に伴う労働条件、安全衛生、 労働保険、労災補償等に関する 緊急相談窓口の開設に当たって 留意すべき事項について

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働標記の緊急相談窓口の開設については、平成23

年3月25日付け基発0325第10号「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する緊急相談窓口の開設について」により指示されたところであるが、その実施に当たっては、なお下記に留意するようお願いする。

記

1 開設する官署

(1) 緊急相談窓口を開設する官署は、次のとおりとすること。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されている市町村を有する都道府県(以下「被災地域」という。)を管轄する労働局(以下「局」という。)及びその管内の労働基準監督署(以下「署」という。閉庁している署を除く。)

イ 電力会社において計画停電が実施されている地域を管轄する局及びその管内の署

ウ 企業の本社を多数管轄する東京局、大阪局及び愛知局並びにその管内の署

エ その他相談状況等に応じ必要と判断する局及び署

2 実施要領

(1) 相談体制

ア 緊急相談窓口には、「震災等緊急相談窓口」との名称を任意の方法により表示すること。

イ 相談に対する体制は、想定される相談件数等の状況に応じて確保すること。

なお、被災地域においては、局及び署の被害状況等をも考慮して確保すること。

ウ 緊急相談窓口では、労働条件、安全衛生、労災補償等の相談に対し、ワンストップで対応できるよう局内、署内における相談体制に配慮すること。

エ 管内に避難所が設置されている局においては、職業安定行政と連携して、地方自治体等からその設置状況や運営状況等を把握し、避難所等における出張相談についても、実施するなど必要な対応を行うこと。

なお、避難先の実態把握、出張相談等について、局職業安定部長あて別添の通知が出されているので、留意すること。

(2) 相談要領

ア 共通事項

(ア) 労働者や事業主等からの各種の相談等について、相談者が置かれている立場に意を払い、懇切丁寧に対応すること。

また、相談者が説明を求めている事項を的確に把握し、その内容に応じ、本省が示している震災等に関する「Q&A」等を参考として説明すること。

(イ) 平成23年3月13日付け基発0313第1号「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の適用について」において、行政上の権利利益に係る満了日の延長等の措置が示されているので、相談者の状況を踏まえた適切な対応を行うこと。

イ 労働条件

(ア) 労働条件や労務管理に関する相談等については、労働基準法等に基づく説明に加え、その

内容に応じ、労働契約法上の取扱いや各種助成制度についても説明するよう配慮すること。

(イ) 中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成持家融資制度に関しては、平成23年3月24日付け基発0324第5号「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成持家融資制度の特例措置について」の別紙1及び別紙2に加え、必要に応じ、別途送付するパンフレット等情報提供するとともに、関係する相談窓口を紹介すること。

ウ 安全衛生

(ア) 復旧工事の計画届については、提出が必要な書類の作成等についてわかりやすく教示するなど丁寧な対応を心がけるとともに、速やかな審査を実施し、早期に工事を開始できるよう配慮することとしている旨教示すること。

(イ) 震災によるメンタルヘルス不調などの健康相談については、パンフレット等を活用し説明するとともに、専門的な相談内容については、最寄りの産業保健推進センターや地域産業保健センターを紹介すること。

エ 労働保険

平成23年3月14日付け基発第0314第1号「東北地方太平洋沖地震に係る労働保険料等の納期限の延長等について」等を活用し、事業主等からの相談について懇切丁寧に対応すること。

オ 労災補償

遺族や行方不明者の親族からの相談が多いことが見込まれることから、求められた事項について説明を行うに留まることなく、遺族(補償)給付や労災就学等援護費等の支給要件等について漏れない説明を行うよう、特に配慮すること。

(3) 労働基準行政以外の相談への対応

ア 職業安定行政等労働行政関係の相談については、必要に応じ、関連すると考えられるパンフレット等を情報提供するとともに、関係する相談窓口等を紹介すること。

イ 労働行政関係以外の相談については、必要に応じ、関係行政機関等の相談窓口を紹介すること。

特に、岩手、宮城及び福島局においては、関

係部局との連携を図りつつ、早期の復旧支援を行うために設置された厚生労働省現地対策本部との十分な連携に努めるものとし、同対策本部等の業務運営に資するよう、緊急相談窓口で把握した医療、社会援護に関する状況や要望事項等の情報提供や必要な説明を加えるなどの総合的な対応を行うことにも配意すること。この際、平成23年3月24日付け厚生労働省大臣官房地方課長事務連絡「避難所等における被災者の状況把握等について」に留意すること。

(4) 疑義照会

相談に対する回答に当たって疑義がある場合には、局を通じて本省担当課に照会すること。

3 本省への報告

避難所における出張相談(上記2(1)エ)については、当面、毎週の状況を別紙により取りまとめ、翌週の最初の開庁日までに本省監督課監督係あて報告すること。

なお、第1回目の報告は、平成23年4月4日(月)とする。

東北地方太平洋沖地震と労災保険Q&A

平成23年3月24日付け都道府県労働局労働基準部労災補償課長宛て、厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課長、補償課長、労災保険業務課長連名事務連絡

東北地方太平洋沖地震に関連して、労災保険の請求などでよくある質問についてQ&Aの形にまとめました。

○労災認定の考え方について

作事中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等、業務が原因で被災された場合は、労災補償の対象となります。

通勤途上で被災した場合も、業務災害と同様に労災補償の対象となります。

1 業務災害関係

1-1 作事中に地震や津波に遭遇して、ケガをしたのですが、労災保険が適用されますか？

(A) 作事中に地震や津波に遭い、ケガをされた(死亡された)場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。

これは、地震によって建物が倒壊したり、津波にのみ込まれるという危険な環境下で仕事をしていたと認められるからです。

「通常」として扱いますのは、仕事以外の私的

な行為をしていた場合を除くためです。

1-2 夫は船員で、船舶に乗り込んで仕事をしている最中に津波に遭い、船が転覆し亡くなりました。労災保険が適用されますか。

(A) 船員についても、労災保険法上の労働者として労災保険の適用があります。

したがって、船舶で作事中に津波に巻き込まれ被災された場合には、業務災害として労災保険給付が受けられます。

1-3 作事中に地震にあつて、会社のある地域に避難指示が出たので避難している最中に津波によりケガをした(死亡した)場合は、労災保険が適用されますか。

(A) 作事中に地震があり避難することは、仕事に付随する行為となります。

したがって、津波に限らず、避難行為中に怪我をされた場合は、通常、業務災害として労災保険給付が受けられます。

基本的な考え方はQ1と同じです。

1-4 工作中に津波にあって未だ行方不明の場合、行方不明の方の家族は労災保険の請求はできるのでしょうか。

(A) 震災により行方不明となった方については、警察の調査により死亡が判明した場合、あるいは、民法の規定により行方不明となった時から一年後に死亡と見なされた場合、労災保険の遺族補償給付の請求ができます。

なお、今回の震災により行方がわからない方については、特例的に民法に規定する一年よりも短い期間で労災認定ができるようにすることを検討中です。

1-5 被災地へ出張していた際、出張用務中に地震や津波に遭い、ケガをした(死亡した)場合、労災保険が適用されるのでしょうか。

(A) 出張は、開始から終了まで業務遂行性(業務命令に服している状態)があるとされているので、この間に地震や津波などの災害に遭った場合には、私的行為中などを除いて、労災保険の適用があります。

1-6 業界団体からの要請に基づいて従業員を被災地へ派遣(在籍出向・転籍出向)させる場合、赴任途上も含めて現地での業務・通勤に労災保険は適用されるのでしょうか。

(A) お尋ねの場合では、出向先までの赴任途中の災害については、原則、出向先の労災保険が適用されます。

また、出向先での勤務が始まった場合には、通常の勤務となるので業務災害や通勤災害の適用があります。

なお、出向ではなく、出張として派遣されたときは、出張開始から終了までに起こった災害は、私的行為中などを除いて、労災保険が適用されます。

1-7 休憩時間中に地震や津波に遭って負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

(A) 休憩時間中でも事業場の管理する施設(会社の建物の中など)にいる時に、地震や津波があ

り、建物が倒壊したり押し流されたりして被災した場合には、工作中と同じ考え方(Q1)で業務上の災害として労災保険給付が受けられます。

1-8 外回りの営業に出ていた従業員が地震や津波で死亡した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

(A) 事業場の外で勤務しているときに地震や津波に遭遇し、被災した場合には、その時に明らかに私的行為中でない限り、危険な環境で仕事をしていたとして業務災害と認められ、労災保険給付が受けられます。

2 通勤災害関係

2-1 自宅が津波により被災したため、避難所から会社へ通勤していますが、その途上でケガをした場合、通勤災害になりますか。

(A) 地震や津波により自宅が倒壊や押し流されたりしたために避難所で生活をされている方は、避難所が「住居」となりますので、「住居」から会社へ向かう際の災害は通勤災害として認められます。

2-2 父親が会社を出て帰宅途中と思われる時間帯に、津波に遭い亡くなりました。通勤経路や、どのあたりで被災したかはわかりませんが、労災請求できますか。

(A) 被災の状況がわからない場合であっても、明らかに通勤とは別の行為を行っているということでなければ通勤災害として認定されます。ご自分で判断ができない場合についても、請求書を受け付けて調査しますので、労災請求をお勧めします。

2-3 会社からの帰宅途上で、津波警報が出たため、自宅へ向かわず避難場所へ移動する際にケガをしました、この場合通勤災害になりますか。

(A) 通勤中に警報が出たため避難することは通勤に通常伴う行為ですので、通勤災害として認定されます。

2-4 いつも電車で通勤していますが、地震のため電車のダイヤが大幅に乱れているため、通常より2時間以上早く自宅を出て会社へ向かっている際に怪我をした場合、通勤災害になりますか。

(A) 会社に早く行かなければいけない事情がある場合には、その事情の範囲内で早めに出勤しても通勤として認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、気をつけてください。

2-5 いつも電車で通勤していますが、電車が復旧しません。会社はオートバイでの通勤を認めていませんが、渋滞が激しく、オートバイを使わざるを得ません。このオートバイで通勤中にケガをした場合、補償の対象となるでしょうか。

(A) 会社へ届け出をしていない又は承認を受けていない場合であっても、合理的な経路・方法の通勤であれば補償を受けることができます。

2-6 地震で電車が止まってしまったので、4時間歩いて家に帰りました。その時にケガをした場合、通勤災害になりますか。

(A) 普段通勤に使用している電車等がその運行状況によって使用できずに、歩いて帰らざるを得ない状況であれば、通勤と認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、気をつけてください。

2-7 電車が止まっていたため、その日は会社近くのホテルに宿泊し、翌朝ホテルから出勤する途中でケガをしました。この場合通勤災害になりますか。

(A) 地震によって電車が運休し、自宅に帰ることができずに会社近くのホテルに泊まった場合には、宿泊したホテルが「住居」と認められます。したがって、翌日、会社に勤務のため向かう行為は通勤と認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、気をつけてく

ださい。

2-8 地震のため電車が動いておらず、職場で一晩とまってから翌朝帰宅しました。帰宅途中にケガをした場合、通勤災害になりますか。

(A) 電車が動かないというようなやむを得ない事情がある場合、職場に宿泊してから帰宅する際のケガは通勤災害として認定されます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、気をつけてください。

2-9 地震でケガをして入院している妻の看護のために、寝泊まりしている病院から出勤する途中でケガをしましたが、通勤災害になりますか。

(A) 看護のために病院で寝泊まりをしている場合、病院から会社へ行く際のケガは通勤災害として認定されます。

2-10 地震で自宅が倒壊したため、その後は友人の家に一時的に住まわせてもらっています。友人の家から会社まで行く際のケガは通勤災害になりますか。

(A) お尋ねのような事情がある場合には、友人宅が「住居」と認められますので、通勤災害として認定されます。

3 診療費関係

3-1 工作中に被災してケガをしたので医療機関に受診したいのですが、津波により事業場が無くなりました。この場合でも受診できますか。

(A) 今回の震災では、労災請求される場合に

① 任意の様式で請求できること

② 事業主や診療した医師の証明がなくても受け付けること

などの弾力的な運用をしています。

病院に行かれた場合には、労災で受診したいと医療機関に申し出てください。

また、労災保険に関する総合的な出張相談を実施しています。この相談窓口で必要な用紙

や書き方の説明の外に請求書も受け付けていますのでご活用ください。

3-2 労災指定されている医療機関はどこで確認すればよいですか。

(A) 今回の震災では、労災保険に関する総合的な出張相談を実施しています。この相談窓口で労災指定医療機関の場所や名前が分かります。

また、労災指定になっていない医療機関についても、ケガをされた労働者に一時的な自己負担が生じないよう、積極的に労災指定医療機関になるようにお願いしています。

費用の負担のない労災指定医療機関での受診をお勧めしますが、お近くに労災指定医療機関がない場合には、一時的に費用の負担が生じますのでご注意ください。

3-3 会社から避難中にケガをし、保険証もなかったので全額自己負担で受診しました。今から労災申請できますか。

(A) 仕事中に避難し、その途中でケガをされた場合には業務上として労災保険の療養が受けられます。既に自己負担されていても、その自己負担分が労災保険から支払われますので、自己負担した金額が確認できる領収書などを添付して請求することとなります。

今回の震災では、労災請求される場合に

- ① 任意の様式で請求できること
- ② 事業主や診療した医師の証明がなくても受け付けること

などの弾力的な運用をしています。

また、請求書の提出方法についても

- ① 最寄りの監督署への提出
 - ② 出張相談を利用しての提出
- を可能としていますのでご活用ください。

3-4 地震で最寄りの病院が閉鎖し、受診できなくなりました。他の病院に通院していますが遠いので交通費が負担になっています。どうにかありませんか。

(A) 労災保険では、片道が2km以上の通院については、交通費(通院費)の支給ができます。通院費が支給されるのは、

- ① お住まいと同一の市町村の適切な医療機関
 - ② 同一市町村に適切な医療機関がない場合は、近隣市町村の適切な医療機関
 - ③ ①②に適切な医療機関がない場合は最寄りの適切な医療機関
- となっています。

今回の震災では、労災保険に関する総合的な出張相談を実施しています。この相談窓口や監督署、労働局で通院費支給のための請求書の書き方などの相談を受け付けていますのでご活用ください。

自宅以外の避難所等に避難されている方へ

4 請求書の提出関係

4-1 仕事中に、今回の震災でケガをしました。現在、避難所で生活していますが、労災の請求はどこにすればいいですか。

(A) 労災の請求は、通常、事業場(会社)を管轄する労働基準監督署に請求書を提出していただきますが、今回の震災で被災された方については、

- ① 最寄りの監督署への提出
 - ② 出張相談を利用しての提出
- を可能としていますのでご活用ください。

4-2 現在休業補償給付を受けています。私が手続をしている労働基準監督署が被災し、閉庁しているようですが、どうしたらよいですか。

(A) 労災の請求は、事業場(会社)を管轄する労働基準監督署に請求書を提出していただきますが、今回の震災によって、監督署が閉鎖しているところもあります。このため、労災保険の請求書は、

- ① 最寄りの監督署への提出
- ② 出張相談を利用しての提出

などの弾力的な運用をしていますのでご活用ください。

4-3 現在休業補償給付を受けています。避難所にいるため、いつも使っていたATMが遠くなりました。振り込んでもらう口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか。

(A) お振り込み口座の変更は休業補償給付の請求書でできます。請求書に「口座変更」欄があるので、新たに希望する口座を記載して提出してください。

今回の震災によって、監督署が閉鎖しているところもあります。このため、労災保険の請求書は、

- ① 最寄りの監督署への提出
- ② 出張相談を利用しての提出

などの弾力的な運用をしていますのでご活用ください。

地震の影響でこれまでの労災手続きが 困難になっている方へ

5 年金関係

5-1 遺族補償年金を受けていた母が津波に巻き込まれて亡くなりました。何か補償はあるのでしょうか。

(A) 労災保険の遺族補償年金では、受給権者のうち最先受給権者が保険給付を受け取ることしていますが、最先順位者が死亡等により失権した場合は、次順位者に繰り下げて年金の支給をします。これを「転給」と呼んでいます。

また、転給する遺族がいないときは、既に支払った遺族補償年金の額と一定額（給付基礎日額の1000日分）との差額を支給できます。

お尋ねの場合がどちらか不明ですが、詳しくは監督署、労働局や出張相談窓口でご相談ください。

5-2 震災により、労災年金の振込先金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失してしまいました

が、口座から労災年金を引き出すことができるのでしょうか。

(A) 労災年金の振込先に指定された金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失した場合であっても、各金融機関において非常時の取扱いがなされ、預金者本人と確認できれば、預金の払戻しに応じると聞いておりますので、詳細については、金融機関の窓口へご相談ください。

なお、届け出印のない場合においても、拇印を認めることとされておりますので、こちらについても金融機関に直接お問い合わせ下さい。

5-3 郵便局窓口での現金払いで労災年金を受領していますが、震災の影響で送金通知書がまだ届いていません。すぐに年金が必要なのですが、どうすればよいでしょうか。

(A) 労災年金の送金通知書については、厚生労働省より各年金受給者の皆様へ簡易書留にて送付しています。

震災により送金通知書が届かない場合、また、送金通知書や年金受け取りに必要な年金証書・印鑑が紛失（消失）した場合であっても、指定の払渡郵便局へ受給権者ご自身が赴き、本人と確認ができれば、年金を受け取ることができます。

運転免許証や健康保険証等、本人であることを証明できるものが持参できない場合には、払渡郵便局へご相談ください。

5-4 震災で年金証書を消失（紛失）してしまいましたが、再発行はできるのでしょうか。

(A) 年金証書を消失（紛失）した場合でも年金証書の再発行を受けることが出来ます。

最寄りの労働基準監督署で「年金証書再交付申請書」をお渡ししますので、速やかに年金の支給決定を受けた労働基準監督署へ提出してください。

なお、労働基準監督署が震災のために閉鎖しているところもあります。その場合には、最寄りの監督署、労働局又は出張相談を行っているところでご活用ください。

5-5 労災年金を受給していますが、地震により家屋が倒壊したため、親戚へ身を寄せることになりました。何か手続きが必要でしょうか。

(A) 労災年金受給者の住所は、システムにより個別に管理していますので、住所が変更されないままになっていると、年金の振込通知書や定期報告書等、年金受給者宛ての重要な書類が届かない恐れがあります。

したがって、住居を変更される場合には、「年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名・年金の払渡金融機関等変更届」に必要な添付書類（住民票等）を添えて、最寄りの労働基準監督署又は年金の支給決定を受けた労働基準監督署へ提出してください。なお、労働基準監督署が震災のために閉鎖しているところもあります。その場合には、最寄りの監督署、労働局又は出張相談を行っていますのでご活用ください。

また、一時的に避難しているような場合には、最寄りの郵便局へ相談の上、郵送物の転送の手続きを行ってください。

6 診療費関係

6-1 今まで受診していた医療機関が地震による倒壊等のため受診できなくなりました。他の医療機関に受診したい場合はどうすればよいですか。

(A) 療養中の医療機関から他の医療機関へ転医される場合には、転医先の医療機関に、
① 労災保険で療養継続中であったこと
② 氏名、生年月日、住所
を申し出てください。転医先の医療機関で労災保険での療養が受けられます。

7 義肢等補装具関係

7-1 震災で労災保険から支給された車いすが壊れてしまいました。どうにかならないでしょうか。

(A) 労災保険で支給した車いすについては、耐用年数が経過した場合や壊れてしまった場合には、新たに支給することとしています。

ご相談のように、震災でお使いの車いすが壊れてしまった場合には、耐用年数が過ぎていなくても修理や再支給を行うことができます。詳しくは監督署、労働局や出張相談窓口でご相談ください。

8 その他

8-1 休業補償給付を受けていた父が逃げ遅れて亡くなりました。何か補償はあるのでしょうか。

(A) 労災保険では、労災請求できる方が請求する前や支給決定があるまでに亡くなられたときには、「未支給の保険給付」として遺族の方が請求できます。

この場合には、「未支給の保険給付請求書」に必要な書類を添付して労働基準監督署に提出する必要があります。詳しい手続きは、労働基準監督署、労働局又は出張相談でご相談ください。

9 審査請求関係

9-1 監督署長からの不支給決定に不服があるが、不支給決定通知には、決定があったことを知った日から60日以内に審査請求できるとされていますが、震災によりこの期間内に審査請求できそうもありません。どうしたらよいですか。

(A) お尋ねのように、労災保険では、審査請求をする場合には、不支給決定があったことを知った日から60日以内に都道府県労働局に置かれた労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に審査請求をしなければいけません。正当な理由があつて60日以内に審査請求ができない場合には、その理由を審査官に説明すれば、60日を超えても審査請求ができます。

また、今回の震災では、

- ① 最寄りの監督署への提出
 - ② 出張相談を利用したの提出
- ができるようにしていますので、ご活用ください。

9-2 現在、審査請求しており、口頭で意見を述べたいのですが、震災で出頭できそうもありません。どうしたらよいでしょうか。

(A) 今回の震災では、労災保険に関する総合的な出張相談を実施しています。この相談窓口で

審査請求の意見を述べたいことをお伝えください。相談を受けた者が審査官に伝えて、審査官から直接連絡を取るようにいたします。

また、お近くの監督署でも同様の事務処理ができます。

基労補発0311第9号
平成23年3月11日
都道府県労働局労働基準部
労災補償課長殿
厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

平成23年東北地方太平洋沖 地震に伴う労災保険給付の請求 に係る事務処理について

東北地方北部地震（以下「地震」という。）が本日（3月11日）発生し、これに伴い被災労働者の所属事業場が倒壊あるいは焼失等した場合、労災保険給付の請求に困難を来す場合も予想されることから、労災保険給付の請求に係る事業主の証明等の事務処理については、当面の緊急措置として下記により対応されたい。

記

1 労災保険給付請求に係る事業主証明及び診療担当者の証明

今回の地震により、被災労働者の所属事業場等が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書における事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求書を受理すること。

また、被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由から、診療担当者の証明が受けられない場合においては、診療担当者の証明がなくとも請求書を受理すること。

なお、この場合、請求書の事業主証明欄の記載事項及び診療担当者の証明欄の記載事項を請求人に記載させ、当該証明を受けられない事情を付記させること。

2 業務上外等の基本的な考え方

今回の地震による業務上外の考え方については、平成7年1月30日付け「兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について」に基づき、業務上外及び通勤上外の判断を行って差し支えない。

したがって、個々の労災保険給付請求事案についての業務上外等の判断に当たっては、天災地変による災害については業務起因性等がないとの予断をもって処理することのないよう特に留意すること。

3 労災保険給付に関する相談等

今回の地震に基づき、労災保険給付請求に係る相談及び請求があった場合については、相談記録票等により把握し、当面の間、相談・請求があった件数を当日に集計し、翌日12時までに当課業務係まで報告すること。

平成7年1月27日付け、都道府県労働基準局労災主務課長宛て、労働省労働基準局補償課長事務連絡第3号

兵庫県南部地震に伴う労災保険給付の 請求に係る事務取扱いの留意点について

兵庫県南部地震（以下「地震」という。）が本年1月17日に発生し、これに伴い被災労働者の所属事業場が倒壊あるいは焼失し又は被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊等したものもあり、労災保険給付の請求に困難を来す場合も予想されることから、労災保険給付の請求に係る事業主の証明等の事務取扱いについては、当面の緊急措置として、下記により対応されたい。

記

1 労災保険給付請求に係る事業主の証明について

事業主の証明のない労災保険給付等請求書の取扱いについては、昭和60年5月31日付け事務連絡第23号「事業主の証明のない保険給付等請求書の取扱いについて」等により指示しているところであるが、今回の地震により、被災労働者の所属事業場が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書における事業主の証明を受けることが困難な場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理して差し支えない。

この場合、請求書の事業主証明欄の記載事項を請求人に記載させ、事業主の証明を受けられない事情を付記させること。

2 休業(補償)給付請求に係る診療担当者の証明について

休業(補償)給付のうち、従来から継続して給付されているものについて請求がなされた場合、今回の地震により、被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由から、診療担当者の証明が受けられない場合においては、被災者の傷病名等から継続して療養していたことが推認し得るものについては、診療担当者の証明がなくとも請求書を受理して差し支えない。

この場合、診療担当者の証明欄の記載事項を請求人に記載させ、当該証明を受けられない事情を付記させること。

3 休業(補償)給付の受給者の傷病の状態等に関する報告について

労働者災害補償保険法施行規則第19条の2に基づく、休業(補償)給付の受給者の傷病の状態等に関する報告書(以下「報告書」という。)については、今回の地震により、医療機関が倒壊した等の理由から、傷病の名称、部位及び状態に係る医師等の診断書が得られない場合には、休業(補償)給付請求書に報告書を添付しなくとも差し支えない。

この場合、報告書が添付できない事情を付記さ

せるとともに、診断書が取得され次第、報告書を所轄労働基準監督署長に提出させること。

4 通院費の取扱いについて

通院費の請求のうち、今回の地震により従前通院していた医療機関が倒壊した等の理由から、傷病労働者の住居地等から4キロメートルを超える医療機関へ通院せざるを得ない場合についても、昭和37年9月18日付け基発第951号「移送の取扱いについて」の記の1の移送の範囲として、取り扱って差し支えない。

5 本省協議について

本内かんによって判断することが適当でないと認められる場合にあっては、本省と協議すること。

平成7年1月30日付け、都道府県労働基準局労災主務課長宛て、労働省労働基準局補償課長事務連絡第4号

兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について

兵庫県南部地震(以下「地震」という。)の発生に伴い、今後、多数の労災保険給付に係る相談や請求が予想されるところであるが、今回の地震における業務上外等の考え方については、下記に留意することとされたい。

記

1 業務上外等の基本的な考え方について

天災地変による災害に係る業務上外の考え方については、従来より、被災労働者が、作業方法、作業環境、事業場施設の状況等からみて危険環境下にあることにより被災したものと認められる場合には、業務上の災害として取り扱っているところであり、昭和49年10月25日付け基収第2950号「伊豆半島沖地震に際して発生した災害の業務上外について」においても、この考え方に基づいて、個々の事例について業務上外の考え方を示したものであること。

したがって、今回の地震による災害についても、従来からの基本的な考え方に基づいて業務上外の判断を行うものであること。

なお、通勤途上の災害についても、業務災害と同様、通勤に通常伴う危険が現実化したものと認められれば、通勤災害として取り扱うものであること。

また、個々の労災保険給付請求事案についての業務上外等の判断に当たっては、天災地変による災害については業務起因性等がないとの予断をもって処理することのないよう特に留意すること。

2 労災保険給付に係る相談等の対応について

今回の地震による被災者及び遺族から労災保険給付に係る相談等があった場合には、前記1の基本的な考え方に基づいて、業務災害あるいは通勤災害となるケースを挙げながら適切に説明し、地震災害は業務災害あるいは通勤災害とは認められないとの誤解を与えることのないようにするとともに、個々の事案の業務上外等の判断については、請求書が提出された後に行うものであることを併せて説明すること（別添「地震による災害の業務災害又は通勤災害の考え方」参照。）

また、労災保険給付に係る相談に対しては、親切、丁寧な対応を心掛けるとともに、請求書の提出があった場合には、迅速・適正な処理を行うこと。

なお、請求書等の取扱いについては、平成7年1月23日付け基発第27号「兵庫県南部地震に伴う労災診療の取扱いについて」、平成7年1月27日付け補償課長事務連絡第3号「兵庫県南部地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務取扱いの留意点について」等に示したところであり、これらに留意し適切に対応すること。

（別添）地震による災害の業務災害 又は通勤災害の考え方

1 業務災害

地震により、業務遂行中に建物の倒壊等により被災した場合にあっては、作業方法や作業環境、事業場施設の状況などの危険環境下の業務に伴

う危険が現実化したものと認められれば、業務災害となる。

2 通勤災害

業務災害と同様、通勤に通常伴う危険が現実化したものと認められれば、通勤災害となる。

なお、上記1及び2は、従来の考え方に基づくものであり、変更したものではない。

地震による災害事例

1 業務災害

事例1 作業現場でブロック塀が倒れたための災害

ブロック塀に補強のための鉄筋が入っておらず、構造上の脆弱性が認められたので、業務災害と認められる。

事例2 作業場が倒壊したための災害

作業場において、建物が倒壊したことにより被災した場合は、当該建物の構造上の脆弱性が認められたので、業務災害と認められる。

事例3 事務所が土砂崩壊により埋没したための災害

事務所に隣接する山は、急傾斜の山でその表土は風化によってもろくなっていた等不安定な状況にあり、常に崩壊の危険を有していたことから、このような状況下にあった事務所には土砂崩壊による埋没という危険性が認められたので、業務災害と認められる。

事例4 バス運転手の落石による災害

崖下を通過する交通機関は、常に落石等による災害を被る危険を有していることから、業務災害と認められる。

事例5 工場又は倉庫から屋外へ避難する際の災害や避難の途中車庫内のバイクに衝突した災害

業務中に事業場施設に危険な事態が生じたため避難したものであり、当該避難行為は業務に付随する行為として、業務災害と認められる。

事例6 トラック運転手が走行中、高速道路の崩壊により被災した災害

高速道路の構造上の脆弱性が現実化したも

のと認められ、危険環境下において被災したものととして、業務災害と認められる。

2 通勤災害

事例1 通勤途上において列車利用中、列車が脱線したことによる災害

通勤途上において、利用中の列車が脱線したことは、通勤に通常伴う危険が現実化したものであることから、通勤災害と認められる。

事例2 通勤途上、歩道橋を渡っている際に足をとられて転倒したことによる災害

通勤途上において、歩道橋を渡っている際に転倒したことは、通勤に通常伴う危険が現実化したものであることから、通勤災害と認められる。

基労補発0314第1号
平成23年3月14日
都道府県労働局労働基準部
労災補償課長殿

労働省労働基準局
補償課長

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労災診療の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理については、平成23年3月11日付け基労補発0311第9号により既に指示したところであるが、業務上災害等を受けた傷病労働者及び医療機関の倒壊等により転医した傷病労働者が生じている状況にある。

これらの傷病労働者にあつては、その所属事業場が焼失あるいは倒壊しているところもあり、また、所属事業場の再建にも相当の時間を要することから、「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」（様式第5号又は様式第16号の3）及び「療養（補償）給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届」（様式第6号又は様式第16号の4）（以下「請求

書等」という）の提出が困難な場合が考えられる。

については、このような場合でも傷病労働者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、当面の緊急措置として、当該請求書等の提出がない場合であっても、労災病院及び労災保険指定医療機関（以下「指定医療機関等」という。）で受診することができることとしたので、下記に留意の上、その取扱いに遺漏なきよう期されたい。

記

- 1 新たに療養の給付等の対象となる者の請求手続については、傷病労働者の氏名、生年月日、住所、事業の名称、事業場の所在地、災害発生年月日、簡単な災害発生状況を任意様式で記載すれば足りること。

また、既に労災保険給付の対象であつて療養を継続している者の転医の手続については、労災保険制度の対象者であることの申し出、氏名、生年月日、住所等を医療機関が確認することにより受診できるものとする。

については、貴局管内の傷病労働者及び指定医療機関等に対して、都道府県医師会と連携する等により当該取扱いの周知を図ること。

- 2 指定医療機関等以外の医療機関（以下「非指定医療機関」という。）の取扱いについては、以下の（1）～（4）に留意すること。

（1）労災保険指定医療機関の指定の遡及

非指定医療機関から、傷病労働者の受診の相談があつた場合には、当該医療機関の医療体制等を確認した上で、労災保険指定医療機関の指定申請を遡及して行うことで傷病労働者に自己負担させることのないように説明すること。

（2）傷病労働者からの相談

傷病労働者から、指定医療機関等について相談を受けた場合には、療養可能な指定医療機関等の情報提供に努めること。

なお、やむを得ず非指定医療機関で療養する場合には、上記1と同様の取扱いに努めること。

（3）都道府県医師会との連携

都道府県医師会に対して、非指定医療機関に傷病労働者が受診した場合には、当該医療機関から都道府県労働局へ可能な限り速やか

に連絡するよう要請を行うとともに、労働局においても管内の非指定医療機関に対し周知を行うこと。

- (4) 労災保険指定医療機関の指定申請の勧奨
震災地域の労災保険指定医療機関においては、療養可能な機関の減少が想定されることから、必要に応じて非指定医療機関に対して指定申請の勧奨を行うこと。

3 本省報告

上記1、2の取扱いのほか、労災診療に係る取扱いに関して本通達に定めのない事項、例えば放射性物質へのばく露に係る検査費用等の相談があった場合には、当課医事係に報告すること。

基労管発0324第1号
基労補発0324第2号
平成23年3月24日
都道府県労働局労働基準部長殿
厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課長
補償課長

平成23年東北地方太平洋沖 地震に係る業務上外の 判断等について

東北地方太平洋沖地震（以下「本震災」という。）に伴って、多くの労働者が被災されたところであるが、被災された方等は、資料の散逸や事業場の閉鎖などにより、平常に比べ労災請求に困難が伴うことを踏まえて、労災請求の受付から支給決定までの事務については、一層の迅速・丁寧な対応に努める必要がある。

については、下記に留意の上、適切な事務処理を行われたい。

記

1 労災認定のための事務処理

通常の事務処理に予定している資料を収集することができない場合には、代替資料（社員証、源

泉徴収票、賃金明細書、社会保険証、家計簿、預貯金通帳等）を収集すること。代替資料がないときであっても、以下により可能な範囲で関係者から聴取し、調査した上で業務上外等を判断すること。

(1) 適用事業場

ア 調査事項

業種、労働者数、所属事業場の名称・所在地

イ 調査範囲

事業主、請求人、同僚労働者、取引会社の労働者等のいずれかからの聴取。

(2) 労働者性

ア 調査事項

所属事業場における役職、代表権の有無、報酬の額・単位・源泉徴収の有無

イ 調査範囲

事業主、請求人、同僚労働者、取引会社の労働者等のいずれかからの聴取。

ウ 判断が困難な場合の取扱い

役職及び代表権の有無から判断し、明らかに事業主等であると判断される場合を除き労働者として取り扱って差し支えないこと。

(3) 業務遂行性

ア 調査事項

① 所定労働時間（始業時間、終業時間、休憩時間）

② 勤務地、住居地、通勤の所要時間

③ 出張の場合は、勤務先、予定されていた宿泊先

イ 調査範囲

事業主、請求人、同僚労働者、取引会社の労働者等のいずれかからの聴取。

ウ 判断が困難な場合の取扱い

所定労働時間内に被災していたと合理的に推定される場合については、特段の反証理由がない限り、業務遂行性があるものとして取り扱って差し支えない。

なお、出張の場合は、原則として出張している期間を通じて業務遂行性が認められることに留意すること。

(4) 業務起因性

業務遂行性が認められ、特段の反証事由がな

いときには、業務起因性を認めて差し支えないものであること。

(5) 給付基礎日額

ア 調査事項

客観的資料の有無（賃金明細書、税務署の給与所得に対する源泉徴収所得調査簿の写し等の資料）

イ 調査範囲

請求人の聴取及び資料の提出依頼

ウ 判断が困難な場合の取扱い

昭和29年1月15日付け基発第1号の別紙の二の(二)に基づいて平均賃金を算定すること。

この場合、家族等が記録しているものには家計簿や預貯金通帳等が含まれること。また、当該資料から賃金支給額のみが分かる場合には、当該賃金支給額をもって賃金総支給額と推定して平均賃金を算定して差し支えないこと。

なお、上記取扱いにおいても給付基礎日額の決定が困難な場合には、本省補償課業務係まで照会すること。

(6) 戸籍謄本・抄本や住民票を地方公共団体が発行できない場合の取扱い

請求人や近隣の者等から死亡した労働者との身分関係や遺族の数等に係る申し立てを把握すること。

当該申し立て内容の確認は、労働者災害補償保険法施行規則第15条の2第3項第3号に準じて、近隣の者等の請求人以外の第三者に上記の事実を証明することができる事項を記載した文書の提出でたりること。

2 請求書の受付等

(1) 本震災に伴う各種保険給付請求書及び申請書（以下「請求書等」という。）については、事業場を管轄する都道府県労働局（以下「労働局」という。）又は労働基準監督署（以下「監督署」という。）であるか否かを問わず、提出のあった労働局文は監督署で受付を行うこと。

また、調査の結果、他の労働局又は監督署が所轄労働局又は監督署であることが明らかとなった場合は請求書を所轄労働局又は監督署

に回送し、請求人には回送した旨連絡すること。

なお、本震災以前に業務上又は通勤上として認めたもので、継続分の請求書等についても同様に取扱うこと。

(2) 被災労働者及び遺族の状況を踏まえ、岩手、宮城及び福島労働局にあっては、出張相談を行い、労災請求の意思が確認できた場合には、その場で請求書を受け付けること。

(3) 相談に当たっては、別添1「東北地方太平洋沖地震による業務災害又は通勤災害等の考え方」を踏まえて、懇切丁寧な説明を行うとともに、請求の促進に努めること。

3 業務上外等の考え方

本震災による被災状況等の特性を踏まえ、別添1「東北地方太平洋沖地震による業務災害又は通勤災害等の考え方」を策定したので、この考え方に基づき、業務上外及び通勤上外の判断を行うこと。

4 社会復帰促進等事業の取扱い

(1) アフターケアに関する事務取扱い

ア 健康管理手帳（以下「手帳」という。）を家庭に残したまま避難していることにより、実施医療機関に提示できない場合には、氏名、生年月日、対象傷病名を申し立てることにより、アフターケアを受診できる取扱いとして差し支えないこと。

また、地震によりアフターケアを受けていた実施医療機関が倒壊あるいは焼失等している場合又は避難先でアフターケア実施医療機関が不明な場合には、最寄りのアフターケア実施医療機関を紹介するなど親切、丁寧な対応を行うこと。

イ 地震により診療録を滅失又はき損したためアフターケア委託費（以下「委託費」という。）を請求できないアフターケア実施医療機関から、委託費の算定及び請求について相談等があった場合には、本省補償課医事係と協議すること。

(2) 義肢等補装具費に関する事務取扱い

ア 義肢等補装具費の支給については、地震により被災労働者の自宅が倒壊した等やむを得ない理由から、過去に支給を受けた義肢等補装

具が亡失・修理不能となった場合には、耐用年数が経過する前であっても新たな購入費用を支給して差し支えないこと。

また、修理が可能な場合には、修理の要件に該当するものとして、修理費用を支給すること。

イ 申請者等が費用の請求を行う際に請求書に添付する採型指導の証明書については、医療機関が倒壊した等の理由から証明書が得られない場合には、添付を要しないとして差し支えないこと。

この場合、医師の証明書が提出できない理由を請求人より聴取し、請求書の余白に記載しておくこと。

(3) その他

外科後処置等その他の社会復帰促進等事業に係る事務取扱い及び本通達により判断しがたい事項については、本省補償課福祉係あて照会すること。

5 被災労働者、労使団体等への周知

本通知の取扱いを別添2「被災者の皆様へ」のとおりまとめたので、これを活用し被災労働者や労使団体に対して積極的に周知すること。

また、上記4の(1)の取扱いについては、アフターケア実施医療機関に対しても周知を行うこと。

6 その他

本震災に伴う業務上外等の調査に当たっては、別添3「東北地方太平洋沖地震～業務上外奪調査票」[省略]を活用されたい。

別添1

東北地方太平洋沖地震による業務災害 又は通勤災害の考え方

1 業務災害

業務遂行中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等が原因で被災した場合にあっては、作業方法や作業環境、事業場施設の状況などの危険環境下の業務に伴う危険が現実化したものとして

業務災害として差し支えない。

2 通勤災害

業務災害と同様、通勤途上で津波や建物の倒壊等により被災した場合にあっては、通勤に通常伴う危険が現実化したものとして通勤災害として差し支えない。

3 地震による災害事例

(1) 業務災害

事例1 作業場が倒壊し、被災した場合

作業場において、建物が倒壊したことにより被災した場合は、構造上の脆弱性によって、業務に伴う危険が現実化したものと認められ、業務災害として労災保険給付の対象となる。

事例2 工場又は倉庫等の事業場から屋外へ避難する際に被災した場合

業務從事中に事業場施設に危険な事態が生じたため避難したものであり、当該避難行為は業務に付随する行為と認められ、業務災害として労災保険給付の対象となる。

事例3 地震により発生した津波により、事業場が水没等し、被災した場合

海岸線に近接する事業場が、津波により押し流されたり水没した場合には、事業場の立地環境等の危険が現実化したと認められ、業務災害として労災保険給付の対象となる。

また、船員が船舶に乗り込んでいる場合に、津波により被災したときは、業務に内在する危険が現実化したと認められ、業務災害として労災保険給付の対象となる。

事例4 地震による被災者の救助等の緊急行為に従事中に被災した場合

事業主の命令により、地震による被災者の救助を行う等の緊急行為に従事し、被災した場合は労災保険給付の対象となる。

また、事業主の命令がない場合であっても、同僚労働者の救護、事業場施設の防護等の緊急行為に従事する労働者は、上記と同様に業務として取り扱う。

なお、事業主の命令のない場合で、同僚労働

者以外の救護等あっても、社会通念上必要とされる一定の要件を満たす場合には、業務として取り扱う。

(参考「緊急行為の取扱いについて」(平成21年7月23日付け基発0723第14号))

(2) 通勤災害

事例1 通勤途上で列車利用中、脱線し被災した場合

通勤途上において、利用中の列車が脱線したことは、通勤に通常内在する危険が現実化したものと認められ、通勤災害として労災保険給付の対象となる。

事例2 通勤途上で海岸線の国道を車で移動中、津波に巻き込まれ被災した場合

通勤途上において津波に巻き込まれ被災した場合は、海岸に近い国道を通勤する労働者にとって、津波による災害を被る危険性が現実化したものと認められ、通勤災害として労災保険給付の対象となる。

別紙2

被災された労働者及びそのご遺族の皆様へ

労働者の方が仕事や通勤が原因で被災された場合には、ご本人やご遺族の方に「労災保険制度」により補償が行われます。

給付内容等についてご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へお問い合わせ下さい。

1 今回の地震に関する労災補償の考え方について

作事中に、地震や津波により建物が倒壊した公司等、業務が原因で被災された場合は、労災補償の対象となります。

通勤途上で被災された場合も、業務災害と同様に労災補償の対象となります。

2 労災保険の請求について

被災された労働者の方やそのご遺族の方が請

求を行っていただいた上で、労災保険の対象となるか否かの調査を行います。

労災請求については、被災された労働者の方が所属していた事業場を管轄する労働基準監督署で受け付けておりますが、今回の地震によるケガや死亡等に関する請求については、全国のすべての監督署で受け付け、所轄の監督署に回送しております。また、労働局の実施する出張相談等の場でも請求書を受け付けております。

※やむを得ない事情により医師や事業主の証明を受けられない場合や所定の請求書が入手できない場合でも、任意の様式により受け付けております。

3 労災保険の認定手続について

ご提出いただいた請求書に基づき、労働基準監督署で被災状況など調査した上で、労災の対象となるか否かの認定を行うことになりますので、労災請求に当たっては、身分や賃金の額がわかる資料(社員証、賃金明細書など)を用意していただくようお願いします。

なお、これらが無い場合には、以下の事項について、可能な範囲で関係者からの聞き取りなどにより労災保険の対象となるかを判断しますので、ご協力をお願いします。

- ① 労災保険の対象となる会社か否か
- ② 被災された方は労働者であるか否か
- ③ 仕事や通勤が原因で被災されたか否か
- ④ 毎月の給与や賞与の額

平成21年7月23日付け、都道府県労働局長宛て、厚生労働省労働基準局長通達、基発0723第14号

緊急行為の取扱いについて

標記の行為については、事業主の命令によるもののほか、事業主の命令がない場合においても、当該業務に従事している労働者として行うべきものについては、私的行為ではなく、業務として取り扱ってきたところであるが、平成20年9月16日名古屋地方裁判所において別紙の判決[省略]があつ

たこと等を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきを期されたい。

記

1 業務に従事している場合に緊急行為を行ったとき

(1) 事業主の命令がある場合

緊急行為は、同僚労働者等の救護、事業場施設の防護等当該業務に従事している労働者として行うべきものか否かにかかわらず、私的行為ではなく、業務として取り扱う。

(2) 事業主の命令がない場合

同僚労働者等の救護、事業場施設の防護等当該業務に従事している労働者として行うべきものについては、私的行為ではなく、業務として取り扱う。

また、次の①～③の3つの要件を全て満たす場合には、同僚労働者等の救護、事業場施設の防護等当該業務に従事している労働者として行うべきものか否かにかかわらず、私的行為ではなく、業務として取り扱う。

- ① 労働者が緊急行為を行った(行おうとした)際に発生した災害が、労働者が使用されている事業の業務に従事している際に被災する蓋然性が高い災害、例えば、運送事業の場合の交通事故等に当たること。
- ② 当該災害に係る救出行為等の緊急行為を行うことが、業界団体等の行う講習の内容等から、職務上要請されていることが明らかであること。
- ③ 緊急行為を行う者が付近に存在していないこと、災害が重篤であり、人の命に関わりかねない一刻を争うものであったこと、被災者から救助を求められたこと等緊急行為が必要とされると認められる状況であったこと。

なお、上記①～③の要件を明確には満たさないものの、業務と同視し得る根拠がある場合には、本省に協議すること。

2 業務に従事していない場合に緊急行為を行ったとき

(1) 事業主の命令がある場合

緊急行為は、同僚労働者等の救護、事業場施設の防護等当該業務に従事している労働者として行うべきものか否かにかかわらず、私的行為ではなく、業務として取り扱う。

(2) 事業主の命令がない場合

業務に従事していない労働者が、使用されている事業の事業場又は作業場等において災害が生じている際に、業務に従事している同僚労働者等とともに、労働契約の本旨に当たる作業を開始した場合には、特段の命令がないときであっても、当該作業は業務に当たると推定することとする。

基発0330第13号

平成23年3月30日

都道府県労働局長殿

労働省労働基準局長

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労災診療費等の請求の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震等による被災に関する労災診療費等の請求の事務については、地震等の影響から相当数の医療機関等において診療録等が滅失又は棄損し、労災診療費等を請求することが困難な状況にある。こうした被害の甚大さにかんがみ、下記のとおり特例措置を講じることとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

1 平成23年3月診療分に係る労災診療費等の請求について

平成23年3月診療分に係る労災診療費等の請求については、今回の地震による被災により診療録等を滅失又は棄損した場合、あるいは地震発生直後における診療行為については十分に把握することが困難である場合の対応として、下記(1)又は(2)の場合において下記2による特例の請求(以下「特例請求」という。)を行うことができるも

のとすること。

- (1) 今回の地震により、診療録等を滅失又は棄損した労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局又は労災保険指定訪問看護事業者（以下「指定医療機関等」という。）は、平成23年3月11日以前の診療等分について特例請求を行うことができるものであること。

この場合にあつて、同年3月12日以降の診療等分については原則として通常の手続きによる請求を行うこと。

- (2) 災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する医科に係る労災保険指定医療機関であつて、平成23年3月12日以降に診療を行ったものについては、当該医療機関の状況に鑑み、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合に、同月1か月分を通して特例請求を行うことができるものであること。

2 特例請求を行う場合の取扱いについて

- (1) 特例請求を選択する指定医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成23年4月13日までに別紙の「労働者災害補償保険診療費等特例請求書」（以下「特例請求書」という。）に診療実日数等の必要事項を記入の上、労災保険指定医療機関及び労災保険指定薬局にあつてはその所在地を管轄する都道府県労働局に、労災保険指定訪問看護事業者にあつては傷病労働者が所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署（以下「管轄労働局等」という。）に提出すること。

- (2) 特例請求額の算出方法

原則として、平成22年11月診療等分から平成23年1月診療等分までの労災診療費等支払実績により（当該指定医療機関等について特別な事情がある場合には、別途指定医療機関等と調整をする。）、下記の①から③により算出し、それを合計して支払を行うこととなる（③を加算することができるのは上記1(2)の請求を行う医科に係る労災保険指定医療機関のみ）ため、指定医療機関等においては、特例請求書に当該指定医療機関等の平成23年3月の入院、外来

別の診療実日数（※）を合わせて記入すること。

なお、労災保険指定薬局又は労災保険指定訪問看護事業者については、外来分として取り扱うものとする。

（※）上記1(1)の請求を行う指定医療機関等については、平成23年3月11日までの診療実日数。

①入院分

平成22年11月～平成23年1月入院分労災診療費等支払額/92×平成23年3月の入院診療実日数（※）

②外来分

平成22年11月～平成23年1月外来分労災診療費等支払額/70×平成23年3月の外来診療実日数（※）

③平成23年3月12日以降の診療増（入院診療の増加、地震発生直後における時間外診療分）

平成22年11月～平成23年1月入院分労災診療費等支払額/92×平成23年3月12日以降の入院診療実日数×0.05

平成22年11月～平成23年1月外来分労災診療費等支払額/70×平成23年3月12日以降の外来診療実日数×0.047

- (3) 上記1(1)に該当する指定医療機関等であつて、上記1(2)に規定する地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書若しくはこれらの写しを併せて管轄労働局等に提出すること。

- (4) 特例請求を選択した指定医療機関等については、当該特例請求額をもって平成23年3月分の労災診療費等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成23年3月診療分（4月提出分）に係る請求書等の提出期限については、災害救助法の適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する指定医療機関等に限り、平成23年4月13日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月

以降に提出するものとする。

なお、薬剤費及び訪問看護費用の請求についても同様の取扱いとすること。

4 4月診療分及び5月診療分の労災診療費等の請求の取扱いについて

4月診療分及び5月診療分の労災診療費等の請求の取扱いについては別途指示すること。

5 その他

- (1) 特例請求の機械処理等に当たっての詳細については、別途指示するところによること。
- (2) 本件取扱いについては、労災診療費審査体制等充実強化対策事業の受託事業者に協力を依頼するとともに、関係機関と連携の上、管内の指定医療機関等に対して周知を徹底すること。

基安安発0318第2号
基安化発0318第9号
平成23年3月18日

都道府県労働局
労働基準部長殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長
化学物質対策課長

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

平成23年3月11日に平成23年東北地方太平洋沖地震が発生し、建設物、交通機関、電話、電気、ガス、水道等の施設に大きな被害が生じ、現在においても、地震により損傷した原子力発電所に対する緊急対応が実施されているところである。

また、地震により多くの方々が避難所での生活を余儀なくされており、これらの方々への支援も緊急を要する状況にある。

一方で、国土交通省は、関係発注機関に対して応急復旧の優先的実施を要請しており、今後、災害の状況に応じ、地域によっては被害を受けた建設物の解体・改修工事や交通機関等の災害復旧工事が早急に行われることとなるため、それら工事における労働災害防止対策の徹底を図る必要がある。

については、貴職におかれても、災害復旧工事等における労働災害防止のため、管内の被害状況

に応じ、発注機関との連携を図りつつ、関係事業場等に対して、土砂崩壊による労働災害防止対策のほか、津波、建設機械等による労働災害防止対策の適切な実施について周知徹底するとともに、必要に応じ災害復旧工事現場に対して指導をされたい。

なお、別添のとおり建設業労働災害防止協会会長並びに社団法人全国建設業協会会長及び社団法人日本建設業団体連合会会長に対し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底を要請したので、了知されたい。

別紙—平成23年3月18日付け基安安発0318第1号/基安化発0318第8号、建設業労働災害防止協会会長、社団法人全国建設業協会会長、社団法人日本建設業団体連合会会長宛て、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長、化学物質対策課長連名通達

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、平成23年3月11日に平成23年東北地方太平洋沖地震が発生し、建設物、交通機関、電話、電気、ガス、水道等の施設に大きな被害が発生しました。

政府においては、災害応急活動に総力を挙げ

て取り組んでいるところでありますが、今後、災害の状況に応じ、地域によっては被害を受けた建設物の解体・改修工事や交通機関等の災害復旧工事を早急に進めることが必要となります。

つきましては、災害復旧工事における労働災害防止対策のより一層の徹底を図るため、特に下記の労働災害防止に十分留意した施工が行われるよう、貴協会会員各位に対し周知を図られたいをお願いいたします。

記

1 余震の発生に留意した安全な施工

引き続き余震が発生する可能性があるため、津波による災害を含め余震による二次災害の防止に留意した安全な施工の徹底を図ること。

2 土砂崩壊災害の防止

作業箇所等を事前に十分に調査し、調査結果を踏まえた作業計画を策定した上で、これに基づき作業を行うこと。

点検者を指名して、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。

土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設けること。

3 港湾施設、防波堤、道路、鉄道等の復旧工事における災害の防止

港湾施設や防波堤の補修工事、路盤の補修、軌道の付替、橋桁や橋脚の補修工事等が行われることが予想されるため、移動式クレーン、建設機械等による災害の防止対策のほか、津波による災害の防止等の徹底を図ること。

4 電気・通信工事における災害の防止

電気・通信施設の復旧のためには、高所作業、高所作業車を用いる作業等が行われるので、墜落防止措置、高所作業車の転倒防止措置等の徹底を図ること。

5 ガス・水道復旧工事における災害の防止

掘削作業に伴う土砂崩壊災害防止措置のほ

か、各種の建設機械等による災害の防止対策の徹底を図ること。

6 建築物等の解体、改修工事、がれきの処理における石綿等ばく露の防止

防じんマスクの使用等の石綿粉じんのばく露防止対策の徹底を図ること。

7 土石流災害の防止

作業場所から上流の河川の形状等を事前に十分に調査すること、土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を必要に応じ見直すこと、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等について労働者に十分周知すること等により、土石流災害防止対策の徹底を図ること。

基安安発0328第2号
基安労発0328第1号
基安化発0328第2号
平成23年3月28日

岩手労働局労働基準部長
宮城労働局労働基準部長
福島労働局労働基準部長
茨城労働局労働基準部長
栃木労働局労働基準部長
千葉労働局労働基準部長殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長
労働衛生課長
化学物質対策課長

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について(その2)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧工事における労働災害防止対策については、平成23年3月18日付基安安発

0318第2号及び基安化発0318第9号「東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」に基づき、関係行政機関等と連携のもと、管内の被害状況に応じた労働災害防止対策を徹底することとしているところである。

今般、別添のとおり建設業関係団体等に対し、今後想定される災害復旧工事の状況に応じた具体的な労働災害防止対策への取組を要請したところであるので了知の上、関係事業者、業界団体等に対し必要な指導・援助を実施するとともに、被災者等が災害復旧工事の実施に伴い、健康障害や災害に遭わないよう、関係自治体とも連携の上、必要な周知、注意喚起を実施されたい。

なお、粉じんばく露防止の観点から、がれきの処理等に従事する関係事業者、労働者に対して呼吸用保護具の着用を勧奨する必要があるが、別添の記の3(1)に示した使い捨て式防じんマスクを別途貴局あて送付することを予定しているため、現場パトロール等の際や労働局の窓口において配布されたい。

別紙—平成23年3月28日付け基安安発0328第2号/基安労発0328第1号/基安化発0328第2号、都道府県労働局労働基準部長(岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉の6労働局を除く)宛て、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長、労働衛生課長、化学物質対策課長連名通達

平成23年東北地方太平洋沖地震による 災害復旧工事における労働災害防止対策 の徹底について(その2)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧工事における労働災害防止対策については、平成23年3月18日付基安安発0318第2号及び基安化発0318第9号「東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」に基づき、関係行政機関等と連携のもと、管内の被害状況に応じた労働災害防止対策を徹底することとしているところである。

ろである。

今般、別添のとおり建設業関係団体等に対し、今後想定される災害復旧工事の状況に応じた具体的な労働災害防止対策への取組を要請したところであるので了知の上、関係事業者、業界団体等に対し必要な指導・援助を実施するとともに、被災者等が災害復旧工事の実施に伴い、健康障害や災害に遭わないよう、関係自治体とも連携の上、必要な周知、注意喚起を実施されたい。

(別添)—平成23年3月28日付け、基安安発0328第1号/基安労発0328第2号/基安化発0328第1号、別記の団体の長宛て、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長、労働衛生課長、化学物質対策課長連名通達

平成23年東北地方太平洋沖地震による 災害復旧工事における労働災害防止対策 の徹底について(その2)

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧工事における労働災害防止対策につきましては、別紙1「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」(平成23年3月18日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長・化学物質対策課長連名通知。以下、「連名通知」という。)のとおり主要建設業関係団体等を通じ、その徹底に御協力いただいているところですが、今後の災害復旧工事における労働災害防止対策のより一層の徹底を図るため、連名通知に加え、下記の事項に留意した施工が行われるよう、貴協会会員各位に対し周知を図っていただきますようお願いいたします。

また、災害復旧工事の実施に当たっては、これに伴い、被災者等が健康障害や災害に遭わないよう、特段の配慮をお願いいたします。

記

1 建築物等の解体、改修工事、がれきの処理における労働災害防止対策について

(1) がれきの処理等における安全対策について

災害復旧工事の円滑な実施のため、当面、がれきの処理等が優先的に実施されることが想定されるため、その実施に当たっては別紙に加え、以下の事項に特に留意する必要があること。

ア 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるため、複数の事業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるため、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。また、被災者が震災後の住居跡に立ち入ること等も想定されるため、作業区域に立ち入り禁止措置を講じ、又は監視員を配置する等被災者等を巻き込む災害の防止にも留意すること。

イ がれきの処理等に当たっては、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されるため、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

特に、地震の影響によって発生した液状化砂の飛散により、視界が悪い中で作業が行われるため、視界を確保するためのゴーグルの着用に加え、各作業者が担当する作業範囲を明確に区分けする等により車両系建設機械相互若しくは車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。

ウ 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。

エ 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者を行わせること。

オ 車両系建設機械については、過酷な使用状況で長時間これを使用することとなるため、点検・整備等を適切に実施すること。

カ 「ニブラ」、「グラップラ」など車両系建設機械に該当せず、労働安全衛生関係法令上の規制を受けない機械についても、車両系建設機械に準じ、上記のイ～オに準じた取扱いを行うこと。

(2) 石綿等ばく露の防止対策について

連名通知の別添の記6について、建築物等の中には、建築時期によっては天井、壁、内装材、床材、耐火被覆材、屋根材等に石綿が使用されているものがあるため、地震による被害を受けた建築物等の解体・改修等や建材等のがれき処理等の際に石綿粉じんが飛散する可能性がある。

このため、建築物等の解体・改修等や建材等のがれき処理等に当たっては、以下の事項に特に留意する必要があること。

ア 建材等のがれき処理等に当たっては、以下の事項に特に留意する必要があること。

(ア) 労働者が石綿粉じんを吸い込まないようにするため、呼吸用保護具（防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具）を使用すること。

なお、防じんマスクの使用に当たっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックを必ず行った上で適切に使用すること。（別紙2 [5頁上の図] 参照）

(イ) 石綿粉じんを飛散させないために、作業を開始する前に予め建築物等に散水、薬液を使用することにより、湿潤な状態とすること。

(ウ) 関係者以外の者が石綿粉じんにばく露しないように、被災者等も含め、関係者以外の者の立入立ち入りを禁止すること。

イ 建築物等の解体・改修等に当たっては、建築物等について、石綿の含有の有無を調査し、石綿の含有が確認された場合は、石綿障害予防規則に基づき、労働者の石綿粉じんによるばく露防止対策をとること。

なお、石綿粉じんのばく露防止対策の徹底に当たって、参考に掲げた通知等を参考にされたい。

また、厚生労働省では、今後、被災地の都道府県労働局を通した関係者に対する防じんマスク等の提供及び解体等の現場における石綿粉じん濃度の測定の実施を検討中であること。

2 応急仮設住宅の建築における安全対策について

地震による被害を受けた建築物、構造物の復旧とは別に、災害復旧工事の一環として被災者の当

面の生活を確保するために応急仮設住宅の建築が優先的に実施されているが、その建築に当たっては以下の事項に特に留意する必要があること。

ア 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるため、複数の事業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるため、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。

イ 建築資材の荷役等移動式クレーンを用いて行う作業や基礎施工に伴うくいの打設等車両系建設機械を用いて行う作業については、作業計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

ウ 地震や津波の影響により地盤が緩んでいる等不安定な場所において作業を行う場合には、敷鉄板の敷設等移動式クレーンや車両系建設機械の転倒防止を図ること。

エ 移動式クレーン、車両系建設機械の運転の業務については、免許を受けた者や技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

オ 高所作業を行う場合については、安全帯の使用等墜落防止対策の徹底を図ること。なお、脚立や作業台を用いて行う高さ2メートル未満の場所における作業についてもこれに準じて墜落防止対策を講ずること。

カ くいの高さ調整に使用する「チェーンソー」や鉄骨の組立に使用する「インパクトレンチ」内装仕上げ等に使用する「携帯用丸のこ盤」等各種の機械・器具の使用に当たっては、安全装置の適切な使用や必要な保護具の着用等を徹底すること。

3 その他

(1) 粉じん障害防止対策

建築物等の解体やがれきの処理等においてはこれに伴う粉じんの発生や上記1(2)イに示した「液化化砂の飛散」が懸念されるため、粉じんばく露防止の観点から呼吸用保護具を使用することが適当であること。なお、今後、(社)日本保安用品協会から無償提供された使い捨て式防じんマスク

を岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉の6県の労働局の窓口で配布するとともに、被災地における災害復旧工事現場を対象とした現場パトロール等の際に配布することを予定しているので積極的にこれを活用されたい。

(2) 一酸化炭素中毒の防止

災害復旧工事の実施に当たり、発電機等の内燃機関を有する機械やコンクリートの養生等に用いられる練炭を、自然換気が不十分な屋内作業場所で使用すると、一酸化炭素中毒が発生するおそれがあるため、このようなところでは発電機、練炭コンロ等を極力使用しないこと。やむを得ず使用する場合には、十分な換気を行うこと。通常使っている換気装置が停電、故障により使えない場合があるので留意すること。

(3) 有害物、危険物等による中毒、爆発、火災等の防止

工場等における復旧工事を実施するに当たっては、当該工場等において有害物、危険物等が使用、保存されていたおそれがあるため、事業者から、当該工場等において取り扱われていた化学物質の関連情報を可能な限り入手し、必要な対応をとること。また、事業者が不在で連絡がとれず情報が入手できないような場合においても、化学工場等の解体の際には、予め労働者に適切な保護具をつけさせる等の必要な対策を講ずることにより、中毒、爆発、火災等の災害防止対策の徹底を図ること。

なお、変圧器やコンデンサー等の電気設備については、PCBが混入しているおそれがあるので、機器を破損しないように注意すること。

(別記団体)

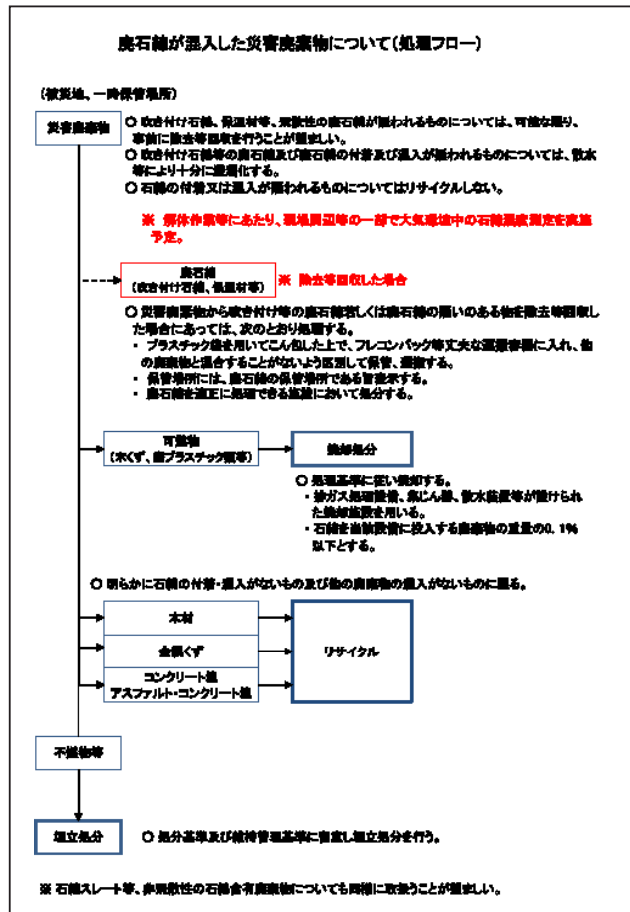
社団法人全国建設業協会
社団法人日本建設業団体連合会
社団法人日本土木工業協会
社団法人建築業協会
社団法人プレハブ建築協会
社団法人建設産業専門団体連合会
社団法人全国解体工事業団体連合会
建設業労働災害防止協会

環境省：廃石綿が混入した 災害廃棄物について

石綿が使用されていた建築物等が災害により倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったものの処理方法は、次のとおり。

被災場所、一時保管場所における取扱いについて

- 吹き付け石綿等の廃石綿及び廃石綿の付着・混入が疑われるものについては、石綿の飛散を防止するため、散水等により、十分に湿潤化する。
- 災害廃棄物から吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物を除去等回収した場合にあっては、次のとおり取扱う。
 - ・プラスチック袋を用いてこん包した上で、フレコンバック等丈夫な運搬容器に入れ、他の廃棄物と混合することがないように区別して保管、運搬する。
 - ・保管場所には、廃石綿の保管場所である旨表示する。



処理について

- 吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物については、適正に処理できる施設において処分する。
- 可燃物(木材、紙くず、プラスチック類等。石綿の付着が疑われるもの及び石綿の付着が微量であるものを含む。)については、排ガス処理設備、集じん器、散水装置等が設けられた焼却施設を用いて焼却することが可能である。
- 石綿の付着・混入が疑われるもの又は倒壊した建築物等であって石綿が付着していないことが確認できないものについては、リサイクルせず、焼却処分又は埋立処分を行う。
- 吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物を埋め立てた場合にあつては、その

位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

※石綿含有スレート等、非飛散性の石綿含有廃棄物についても、同様に取扱うことが望ましい。

(参考)

1. 廃掃法上の取扱いについて石綿が使用されていた建築物等が災害によって倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったものは、石綿建材除去事業(大気汚染防止法に規定する特定粉じん排出等作業に相当)に伴って排出された廃棄物ではないことから、吹き付け石綿等であっても、廃掃法施行令第2条の4第5号に規定する「廃石綿等」(特別管理産業廃棄物)には該当しないこと。
2. 建築物の解体等作業であつて、当該作業が

大気汚染防止法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業に該当する場合にあっては、同法に規定している作業基準によること。なお、建築物等における石綿飛散防止対策に関しては「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月環境省）（※）を参考にされたい。

（※<http://www.env.go.jp/air/asbestos/indexa.html>）

3. 石綿が使用されていた建築物等の解体作業等による石綿飛散の有無の確認や住民の不安解消を目的として、建築物の解体及び廃石綿が混入した災害廃棄物の処理現場の周辺等の一部において大気環境中の石綿濃度について調査を実施することを予定している。

基発0315第7号
平成23年3月15日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の施行について

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（平成23年厚生労働省令第23号。以下「本省令」という。）が、平成23年3月14日に施行されることとして本日公布されたところである。

本省令は、東北地方太平洋沖地震に起因して生じた東京電力福島第一原子力発電所の事象に対し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を迅速に実施するためのものであることから、下記に示す趣旨を十分に理解し、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本省令の適用に関し、追加で指示をする

ことがありうるので、留意されたい。

記

第1 省令の概要

平成23年東北地方太平洋沖地震に起因して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言がなされた日から同条第4項の原子力緊急事態解除宣言がなされた日までの間の同法第17条第8項に規定する緊急事態応急対策実施区域において、特にやむを得ない緊急の場合は、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）第7条第2項に示す緊急作業に従事する労働者の線量の上限を、100ミリシーベルトから250ミリシーベルトとすることとしたこと。

第2 細部事項

- 1 本省令の適用対象となる区域は、現時点においては緊急事態応急対策実施区域に指定された東京電力福島第一原子力発電所から半径30km圏内であること。
- 2 本省令の施行日は平成23年3月14日であるが、本省令の適用に当たっては、原子力緊急事態宣言がなされた日から原子力緊急事態解除宣言がなされた日までの間における緊急作業で被ばくした線量について通算すること。
- 3 本省令の「特にやむを得ない緊急の場合」とは、事故の制御と即時かつ緊急の救済作業を行うことがやむを得ない場合をいうこと。
- 4 その他、平成13年3月30日付け基発253号「労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について」第3の8「第7条関係」に留意すること。
- 5 被ばくした労働者への事後的な健康管理については、労働安全衛生法第66条第4項に基づき臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示すること、及び事業者が電離則第44条に基づく緊急作業に従事する労働者に対する医師の診察又は処置を速やかに受けさせることについて、確実に実施されたい。

生涯労働Gメンとしての気概 最後まで著述と助言

ありがとうございました

約2年間悪性リンパ腫で闘病中だった井上浩さんが、3月10日に亡くなられた。享年87歳。

井上さんは、1924年宮崎生まれ。1949年、半田労働基準監督署を振り出しに労働基準監督官として働きはじめ、愛知・埼玉の監督署と埼玉労働基準局で監督、安全衛生、労災保険の各業務を担当した後、1978年に行田労働基準監督署長を退官された。

退官後は、著述活動を中心にしながら、全国各地からの様々な講演や助言等の依頼に応じられていた。また、1997～2000年の間、私たちの全国労働安全衛生センター連絡会議の議長を務めていただいた。

1977年9月1日の労働基準法施行30周年に際し、官製の記念行事が予定されているのを知り、自身の体験をもとにもうひとつの労基法30年を書こうと執筆をはじめたという『労働基準監督官日記』（1979年、日本評論社）や、『労働Gメン-労働保護法を守る人びと』（1978年、産業労働調査所）を読んで、労働基準監督官を志したという人に出会うことは多い。

法改正に対応して何度も版を重ねてきた労働基準関係各法を解説した著作群は、出版社の都合で「入門」とか「わかりやすい」等のタイトルがついていたとしても、法のめざす理念を伝えたいという熱意がにじみだした記述や、私たちが非常にまれな労働相談にでくわした場合にも、そのことが取り上げられているのをみつけて驚くような、現場のバイブルだった。

私たちは有志で、1987年11月から1988年にかけて全4回で講座「労働行政を生き抜いた人-井上浩氏と語る」を開催し、『井上浩氏と語る-労働行政 内側からの証言』というパンフレットにまとめた。聞き手は、公害Gメンと言われた故田尻宗昭さんと、労働GメンVS公害Gメンの対談という趣向だった。

井上さんは、労働行政に携わる若い人たちへの言葉を求められて、「監督官はもっともよく日本の経済の動きがわかる…本当に日常的に自分の肌身で日本の産業の状態がわかる」。だから、「自分の目をよく見開いて現実をよく見て…自分の生き方を模索していったらいい」と話している。『監督



全国安全センター第19回総会で話す井上浩さん（2008年9月21日 名古屋）

官日記』でも、日記を整理してふりかえってみれば思い浮かんでくる「大半は後悔である。…私の失敗が若い監督官たちによって克服されていくことを期待して、この日記を終わろう」と書いている。

労働行政に対する愛情と期待が大きければこそ、現実のものの足りなさに対しても厳しかった。私たちが毎年行なっている厚生労働省との交渉に、2008年まで毎回参加して、いくまわりも若い後輩たちを厳しく叱責しながら、奮起を促しているのがよくわかった。

そういう思いは私たちに対しても同じだったろう。私たちの月刊誌『安全センター情報』の1993年5

月号～2000年12月号に78回にわたって、「監督官労災日記」を連載していただき、そのなかでも様々な課題を託されたと思う。『監督官日記』の後半にも書かれているが、1976～77年に井上さんは、あるアスベスト工場の労働者・住民の被害を掘起こそうと努力された。あのときもっとやれていれば…、いままだ全貌が明らかにされていない、と最後まで繰り返し話されていた。

「いままでに私が獲得したことを命ある限り書き続けていきたい」という信念を貫かれた人生だった。合掌。

全国安全センター事務局

井上浩さんから学んだこと

森崎巖

全労働省労働組合中央執行委員長

井上先生の訃報に接したのは、3月10日の早朝

でした。その前日に入院先である大宮日赤病院を

訪ねた際、うっすらと目を開けながら、私が語りかける短い言葉に耳を傾けていただきました。私から「また、11日に来ますから」と申し上げたのが、最後のやりとりとなってしまう、残念です。

私が労働基準監督官に任官したのは、1982年4月。井上先生が労働基準監督官を退官された4年後のことですが、井上先生がもっとも長く勤務された埼玉労働基準局（現在の埼玉労働局）が奇しくも私の最初の赴任地でした。

実を言えば、私が労働基準監督官を志したきっかけのひとつが、井上先生の著書『労働Gメン』との出会いでした。労働災害、職業性疾病の過酷な現実、それに向き合う労働基準監督官の姿が精妙に描かれており、安穩とした学生生活を送っていた私にとって、叩きのめされたような思いでした。20歳のときです。

その意味で、井上先生は私の人生を方向付けたと言ってよいのですが、当時は私に限らず、『労働Gメン』『労働基準監督官日記』などを読み、労働基準監督官を志望する者が少なくなかったのです。

私の二期先輩にあたる、ある労働局の幹部は、いまも井上先生の『労働基準監督官日記』を傍らに置き、職場に新任監督官が配属されるたびに、それを読むよう指導しています。井上先生のスピリット（監督官魂）は、監督行政の中にいまも息づいていると言えるでしょう。

任官後、私が井上先生にお会いすることができたのは、全国労働安全衛生センター連絡会議の古谷杉郎氏を通じてではなかったかと思います。穏やかでありながら、働く者への深い愛情（アフェクション）を感じさせる語り口が印象的でした。

後輩である私は、「森崎さん、本を書きなさい」とよく言われました。その意味するところは、労働法はもとより、社会政策、そして安全衛生の諸分野まで関心を持ち、全力で学び続けること、そして何よりも「労働基準監督官が現場から発信すること」の大切さではなかったかと思います。

また、「もっと運動の中に入りなさい」とも言われました。

私自身、労働組合（全労働）の役員を長く務め

てきましたが、もっとウイングを広げ、労働行政に対する様々な批判に学んでこそ、労働基準監督官はその役割を十全に果たすことができると考えていたのではないのでしょうか。

労働省OBでありながら、自らも厚生労働省本省との交渉に臨み、厳しい指摘を重ねてきた井上先生の姿の中に、労働行政を正しく発展させていきたいとの熱い思いを見出すことができます。特に、深刻な事態を隠蔽・放置するなど権限行使に消極的な態度を決して許しませんでした。

その一方、自らの現役時代を振り返り、「あのとき、もっと権限行使をしていれば」と話し、後悔をにじませることが度々ありました。しかし、現役時代の井上先生の仕事ぶりは、災害の現場を調べ尽くし、本省に意見具申を重ねるという、一般の監督官の領域をはるかに超えるものであり、私から見れば、一片の保身もない勇氣ある態度でした。

それにもかかわらず、井上先生は「実際に労働者を守ることができたか」というギリギリのところに判断基準を置き、退任後も苦悩し続けてきたのだと思います。

井上先生は、肺がんで亡くなったかつての同僚K氏（労働基準監督官）のことをたいへん気にしていました。彼が当時、「衛特事業場」であったA社を長く熱心に指導していたことから、石綿に起因した疾病だったのではないかと考えたのです。40年前の事案です。

井上先生はK氏のご遺族を捜し当て、私に調査を託してくれました。K氏が受診した複数の医療機関から当時のカルテの一部、残されていた検体の開示・提供を受け、名取雄司医師（ひまわり診療所）の協力を得ながら、調査・分析を進めました。その結果は、必ずしも業務上を立証し得るものではありませんでしたが、井上先生の肩の荷を少しだけ降ろすことができたのではないかとと思っています。

貧困と格差が労働者のいのちを大きく脅かしている時代の中で、労働基準行政の果たさなければならない役割は重大です。

一人ひとりの労働者のいのちにこだわり、保身を捨て、労働者とともに行動する労働基準監督官たちの存在が、いまもっとも必要とされているのでは

ないかと感じます。だからこそ、井上先生には「もっと指導してほしい」との思いが拭えません。
これまで井上先生から学んだ多くのことを心に

留め、労働者のいのちと権利をまもる運動を皆さんとともにさらに進めたいと思います。

井上浩さんのご逝去を悼む

上野満雄

自治労顧問医師

自治体労働安全衛生研究会顧問の井上浩さんが2011年3月10日ご逝去されました。井上浩さんは、この数年間悪性リンパ腫と闘病しながら、研究会活動、自治労安全衛生活動に労働行政の専門家としてご助言、ご協力をいただいていたが、訃報に接し深い悲しみを感じています。

ここに、慎んで故井上浩さんのご冥福をお祈り致します。

また、井上浩さんのご逝去後の翌日、東日本大震災によってお亡くなりになられた多数の方々のご冥福をお祈り致しますとともに、甚大な被害に遭われた被災地の皆様方にお見舞いを申し上げます。

井上浩さんは労働基準監督官としての長い実践活動の経験を生かして、自治労の安全衛生活動全般にわたって多大なご尽力を頂きました。多くの集会や会議の機会に講師、助言者として登壇頂き、労働行政の豊富な経験の中から得られた

負の側面や制度上の問題点を教訓化してほしいと主張してこられた井上さんの真剣な姿勢に、いつも敬服していました。また、井上さんは、労働安全衛生法、労働基準法に関する多くの執筆をされ、「自治体職場・教職員のための災害補償Q&A」など自治体職場の安全衛生に役立つ多くの著書や論文を残されています。個人的には、井上さんが自分の症状や自分に処方されている薬の効能について電話で相談してこられたことを思い出します。非常に細かく質問をされ、納得いくまで何度もお聴きになって自分で決断されていたので、自分の健康管理にも細心の配慮をされている方だなと感じていました。

井上さんには、多くのことを教えていただき、相談やご指導を熱心に頂き本当に感謝しています。

井上さん、長い間お世話になり有難うございました。安らかにお眠り下さい。

井上先生どうぞ安らかに

小久保ユミ子

特定社会保険労務士/自治体労働安全衛生研究会アドバイザー

東日本大震災の前日、2011年3月10日未明に井上先生は永久の眠りにつかれました。

その直前まで「まだすることがある」と仰っていたのが私の脳裏から離れません。

初めて井上浩先生にお会いしたのは平成5年

6月25日でした。川越市今成学校給食センターが川越市で初めて、市内全域の中学校給食12,700食をそれまでの「ウェット方式からドライ方式へ・ポリプロピレン食器を強化磁器食器へ」と大変換を伴って改築建設された大規模共同調理場稼働後

の健康上の諸課題を川越市職員組合が調査依頼し、それに応じて巡回指導に来ていただいた時でした。

12,700食の強化磁器食器の洗浄時騒音（第Ⅲデシベル）と調理作業・洗浄作業時の重量に起因する健康障害未然防止対策に助言をいただき、以後その助言を私自身の安全衛生活動の柱としました。その際に、当時の川越市職・副委員長に「給食センターの勤務条件について」文書提言された中に、「調理員の男女の給与格差(3号格差)」指摘がありました。詳細は省略しますが、この助言を川越市職員組合も据え置き状態だったため、私一人で平成16年度に個別紛争申し立てを埼玉労働局にしました。

その際、井上先生は故・吉川照芳氏を頼るようにと紹介して下さいました。労働基準法、地方公務員法、地方自治法、諸通達をあげての助言にもかかわらず男女格差は正問題を改善しない労働組合のあり方に、大変悲しそうな辛そうな表情をされていたことが思い出されます。法律を守るべき公務員職場において、労働組合が男女雇用均等法さえ無視の姿勢に、「なぜだろう？ 組合は何のために？」と私以上に悩んでいました。

昭和41年4月1日東京都に入都、48年4月退職まで7年間住宅局勤務経験がある私は、公務員職場に男女の性別による給与格差存在は考えられないことでした。川越市学校給食調理員の男女格差に疑問は持ちつつも、現業職場の特殊性かとあきらめていました。その私に先生は「憲法違反」とまで仰って「川越労働基準監督署に行くように」と監督官時代の経験から親身に助言下さいました。とはいえ、組合が問題視しないからには一人で監督署に行く勇気も覚悟もなく無為に過ごしていた私が、井上先生の最初の指摘から10年を経過後、個別労働紛争申し立てをしたことを先生は我がことのように喜んで下さいました。その後、先生との交誼はかえって深まったように思います。明らかに問題のある事例を黙っていないで労働者が言うべきことは筋を通す基本をあらためて教わりました。

川越市在職中はもとより、退職後、特定社会保

険労務士として歩き出してから、何かにつけて井上先生のご指導を仰ぎました。埼玉県社会保険労務士会・安全衛生部会の22年度2月の自主研究発表原稿で安全衛生法の解釈で疑問が生じたときも何度も相談、体調が悪い中、即FAXでの回答をいただきました。2月12日に出来上がる発表誌を届けますと約束しながら果たしえず、棺の足元に置かせていただきました。

療養中、ご自宅を訪ねた際も、いつもと変わらず静かに、時には厳しく、労働基準行政、労働安全衛生、アスベスト他諸々の事例に指導助言を受けました。一昨年8月初旬、先生宅に見舞いに伺った私に、ご自身の病名と症状を説明された後「女性が安全衛生に関わり続けることはとても大事だから、是非ずっと続けていくように」とかえって励まされました。

2011年3月13日、井上先生のお住いの地で最期のお別れをしたあと、あらためて、『労働行政 内側からの証言』を読みました。一昨年夏、私に1時間以上熱心に語られたことが本書の記述内容の一部であったと気付きました。それだけに、最後のページの「いつでもどこでもいる労働者が、やはり自分の命、健康、労働問題を守るために闘わない以上は労働条件はよくならない」の件が生涯をかけての熱いメッセージなのだと思います。

労働基準行政に亡くなる寸前まで情熱を傾けられ、労働安全衛生法成立までの戦前からの歴史を把握されての、大所高所からの豊富な経験と識見に基づく指導助言を伺うことはもうできなくなりました。

今年の年賀状をいただいた後、大宮日赤に伺うとき何を持参するか悩み、食べ物でなく雑誌にしました。書籍では疲れるのではと差し出す私に「今は、微分積分を読んでいます。役には立たないかもしれないが。もう少しやりたいことがある」と喜んでいただき、ほっとしました。労働基準法・労働安全衛生法成立までの歴史を大事にされるが故に働くものの本質的なあり方を最期まで妥協せず厳しく教指導して下さいました。

井上浩先生、ありがとうございました。先生に教わったことを忘れず働くものの健康と安全を第一

に考えていきます。労働安全衛生法は安全対策にとっては知識の宝庫、今後もいっそう活用に努めます。

どうぞ安らかにお休みください。

3月23日午後、本文を書きおえたところに「福島第一原発の冷却作業修理に従事していた作業員2人が被曝」との報道。深さのある作業を短靴で行ったと知り、東海村臨界事故時のバケツ作業の

悲惨な災害を思い出しました。非常時だからこそその安全対策の徹底と難しさを思い知りました。

井上先生がお元気ならばさぞ悲しんだことと思います。

未曾有の東日本大震災の被災者の方々の健康と安全を祈念いたしますとともに、福島原発の修復作業に従事されている方々のご無事を祈るのみです。

井上浩さんの足跡

原知之

財団法人労働科学研究所

顧みればただ宇宙一瞬の夢

昨年暮れ、悪性リンパ腫で自宅療養中の井上さんが入院されたとの連絡がご家族からあった。井上さんは、セカンド・オピニオンや再治療の可能性を求めて歩きまわったことも入院に至った一因であったようである。お正月を過ぎて、大宮のさいたま赤十字病院にお見舞いにかがった。それまでは「次に会えば驚きますよ」などと電話では話されていたが、自宅にうかがうと、いつも門のところまで迎えに来られた。今回は様子が違った。ベッドで横になったままの井上さんから年賀状を手渡された。私も持参した年賀状を渡すことはできたが、井上さんの年賀状には、「お会いしないうちに弱りました」と手書きされていた。そのとおりであった。「長い間いろいろとお世話になり、ありがとうございました」との最期のあいさつと辞世というべき詩が詠われていた。

人生殆ど百歳に満たす

大愚は電光裏に喜怒哀楽に溺る

顧みればただ宇宙一瞬の夢

恩讐のすべては皆空に帰る

87年の生を、最後まで労働基準をめぐる仕事を

生ききったからこそ、無量無限の宇宙のなかに自分の生を位置づけることができたのだろうか。

労働基準をめぐる仕事の始まり

井上さんの労働基準をめぐる仕事の始まりを象徴する論文があった。「社外工制度の実態——ある企業の分析を中心に」(季刊労働法33号、1959年9月)である。手許の『季刊労働法』に欠落号があり、それに載っている自分の論文を入手したいと頼まれたものである。当時、「社外工」の問題は「松岡三郎教授も労働法上の重要な問題として熱心に論じられて」いた。井上さんから戦後の労働法制について話を聞く時によく出る名前が末弘厳太郎であり松岡三郎であった。大きい影響を受けたはずである松岡教授も論じた社外工問題について、企業にとっての必要性、労働条件への弊害、作業命令など制度の実態、労働法上の問題等について、労働基準監督官として総合的に調査・分析した。そして、「立法の不備を指摘し、労働法はいま少し厳格に労働者を使用する者の資格を定め、無用の紛争を防ぐべきではないか。その実現までは、職業安定法や労働基準法等の労働法規を厳格に適用し、下請企業の利

用価値を減少させるように努めるべきである」と結論する。「労働組合は常用労働者のみで組織されており、更に重要なことは、労働組合の努力であろう」と労働組合にも厳しい。実態調査と基本的な法の理念に立った労働法規の厳格な適用、労働組合への厳しさと期待——こうした姿勢は労働基準監督官を経て最期まで貫かれた。

自治体職場を文字通り歩きまわった

29年の労働基準監督官生活で、井上さんは数千の現場をまわったが、自治体の事業場をまわったことはほとんどなかったという。営利を目的としていないので、費用のかかる安全衛生対策も公務災害補償も完全に行われていると考えていたというが、全国を歩いて見てまわった現実には相当に違っていた。その体験を基礎にまとめられたのが『地方公共団体と労働安全衛生法』（日本評論社、1984年4月）である。自治体や労働組合の安全衛生担当者のバイブルになるはずだったが、隠れたバイブルにとどまった。安全衛生活動の重要性がそこまで認識されていなかったのである。

井上さんが、自治労本部と出会ったのは1980年12月の熱海での公務災害・職業病対策会議であった。それからの井上さんの側面協力が自治労安全衛生対策室、顧問医制度の設置に寄与したといわれている。そして1988年10月に自治体労働安全衛生研究会（自治体労安研）が発足し、井上さんに副会長をお願いした。肩書きとは別に井上さんは、全国の自治体職場を文字通り歩きまわった。今でも当時の活動家たちから、その時のことをよく聞かされる。その中で安全衛生活動が賃金・労働条件とならぶ労働組合の基本的な活動であるという認識が広まっていた。

自治体労安研ではそのネットワークを活用して多くの安全衛生に関するワークショップを開催した。そのひとつが「労働安全衛生法改正への提言」（1992年11月公表）であった。制定20周年を機に現行法の問題点と改革の方向について、井上さんを中心にまとめたものである。安全衛生活動への労働者の参加、労働者の権利の確立、職場の安全衛生化・快適化を柱に、監督と罰則、労



2005年10月の全国安全センター沖縄総会

働者の過失にかかわる問題にもしっかりと触れた。「労働災害補償制度改正への提言」（1999年12月公表）も、井上さんを中心としたワークショップから生まれた。それぞれ連合の改正意見に取り入れられた。

歩く労働法ともいわれていた

井上さんは、歩く労働法ともいわれていた。それは労働法の理念、厳格な適用に立っていたからでもあった。井上さんには、自治労県本部や単組からも直接の電話相談がたくさんいくようになった。重大災害についても、当該事故に対する考え方、調査・検討する必要事項、再発防止のポイントなど、関係条項・条文や通達・通知を活用してたちどころに応えられた。さらに原稿用紙に書いた手書きのメモがFAXですぐに送られてくる。

自治労の現地調査にもたくさん参加され、何度も同行した。1993年2月に足利市ごみ清掃工場のごみピット前で発生した民間委託業者の2人がごみ収集車に巻き込まれた死亡災害では、4月に51人の大調査団が編成され、清掃工場、委託業者、労基署、警察署、市当局での調査や交渉等を行った。それが実効ある成果を得たのは、井上さんの役割が大であった。誰もが井上さんの参加を期待していた。

1984年末に連続して発生したごみ収集車の巻き込まれ・挟まれ災害を防止するために、1987年に労働省は「機械式ごみ収集車の構造等に関する安全指導基準」をまとめた。1993年3月には「清掃

事業における安全衛生管理要綱」が自治労の意見を大幅に取り入れて改正された。自治労の改正意見は、井上さんの意見を反映して作成されたものだった。しかし、せっかく実現した基準や要綱改正にもかかわらず、足利市の事故はどちらにも違反したものであった。そこで自治労現業局の「清掃事業の安全衛生マニュアル」作成に、井上さんとともに協力した。井上さんと一緒に仕事をする場面が増えてきた。

民間労働者のいのちと健康をめぐる問題は、井上さんが大切にしたい課題である。「安全」と地方自治体（自治体安全衛生研究（以下、研究）26号、2004年9月）で、地方自治体のあり方が大きく関係しているという。「労働者だけでなく一般家庭人、特に老人や幼少年者のいのちと健康の保護にも大きく関係している。まず行政は、人間に対する愛情に目覚めるべきだろう。」そして組合のあり方にも「賃金を守るだけでなく、もっと大事ないのちをも守るのである。人間に対する愛情を貫徹するのである」と提言する。「魂」の入らない活動は考えられなかったのである。

残されていた仕事

数年前から「私にはもう時間がありません」というのが井上さんの口癖であった。そして限られた時間を意識しながら、未完の仕事に取り組んでいた。びまん性大細胞型B細胞リンパ腫という悪性リンパ腫であることを告げられたあと、井上さんは病気にきちんと向き合い、新しい治療先を丹念に探した。R-CHOP療法や、抗がん剤投与量を定める体表面積の計算法、悪性リンパ腫の家族会情報などの資料を井上さんに届けた。井上さんはセカンド・オピニオンを求め、さらなる治療、治癒をめざしていた。まだ、残されていた仕事があったのである。

2005年のクボタショックでアスベストは社会的な課題となった。7月17日付朝日新聞に「石綿禍住民死亡77年に指摘埼玉の労基署旧労働省動かす」の記事が掲載された。井上さんの曙ブレーキ工業の定期監督に始まるアスベスト禍の発掘記事である。この問題については、「アスベストのこ

と」（研究28号、2005年10月）、「労働者・住民の安全を問い直すアスベストが投げかけた課題」（研究別冊、2006年3月）に、調査の方法、調査の結果について詳しく紹介していただいた。市町村の協力で埋葬許可申請から死因・死亡者の地域的分布が明らかになったこと、肺がん等の発生率の著しく高い地域は戦争中に国家総動員法に基づいて徴用された人たちの居住地域だったこと、また工場は陸海軍の管理する軍需工場だったこと、集じん機はなく、マスクはガーゼマスク程度でそれもしなかったことなど、戦争とアスベストの関係が掘り起こされている。そして、本当の影響は井上さんが調査した78年以降に出たのかもしれないと考えて、その後も県庁図書室で保健所年報にあたってきたという。

労働組合への期待

自治体労安研発足後の1988年11月に開催された自治労安全衛生・職業病対策会議のシンポジウムで、井上さんはある保健所の事業所年報でその保健所管内の肺がんの発生状況を追跡していることを話され、3倍の発生率となっている原因をさぐるのは自治体の労働組合の仕事ではないか、また、労働の場だけの問題ではなく、地域住民の安全・健康も考えた取り組みの必要性を提言した。井上さんが監督官時代に取り組んだアスベスト問題は、井上さんのなかではまだ続いていたのである。

2005年7月に厚生労働省の発表では日本エタニットパイプ大宮工場の労災認定は肺がん7人、中皮腫4人とある。井上さんは1957年に日本エタニットパイプの労災調査に行った。その時に石綿対策について適切な指示をしていれば救えたかもしれないと後悔する。

自治労と1981年に見学したごみ収集車修理工場でも、国労と1977年に見学した国鉄の工場でも、鉄鋼労連や電機労連等の工場でも、当時のアスベスト対策は不十分であった。自分の資料だけでは労災補償や損害賠償を迫るのは無理があるが、しかし予防対策は別である。その役割を労働組合に期待するのである。

調査好きを自認していた

井上さんは調査好きを自認していた。調査に協力された多くの監督官がいた。曙工業の調査に同行して被災者を発見された監督官、その監督官の転任後に着任した監督官は、新任研修時に教官だった井上さんのいる署を希望してきた。将来局長確実なその監督官も、井上さんの希望退職後間もなく退職したという。愛知・一宮署時代は、国内有数の毛織物業地帯で「1953尾西地方に於ける繊維工業の実態調査」を行っている。井上さんの転勤後、冊子にまとめられたのは一緒に働いていた吉川照芳さんであった。吉川さんは、井上さんの紹介で、自治体労安研、全国安全センターで熱心に活動された。自治体の労働災害事案でも十分な取り組みがなされない場合に、井上さんはそのネットワークで、管轄する労働基準監督署を動かしたこともあった。

読書量は桁外れであった

井上さんは大変な読書家であった。井上さんの傾向は経済学、数学、そして宇宙学であった。以前は『自然』（中央公論社）を購読し、いつの頃からか安全衛生対策室で購入していた『科学』（岩波書店）の読者になった。毎号、メモと一緒に、時には手紙で読後感が記されて返却されてくる。「量子コンピュータで計算が超高速になったら人類にとっては幸・不幸どちらが多いでしょうか。」「大宇宙からのフォト・レターは毎回感動を受けます。」「“相互作用する銀河”の写真はしばらく見つめました。」「“2020年の宇宙学”はすべて一気に読み、ノートにとりました。」「一気に読みました。目から鱗が落ちる感じがした。ダークエネルギーのこと、第二のインフレーション到来、無量宇宙のこと、最近の先端研究にふれることができ、暑さも仕事も忘れることができました。」「“毒”について読んでいるうちに現在の安全衛生の健康障害の対象に遺伝子への影響も含めるべきではないかと思いました。」「2010年4月号～7月号久しく読まなかったのが夢中で読みました。他の読書を止め、図書館の借覧もやめて取り組みました。余生も残



2008年7月の厚生労働省交渉

り少なくなってきたようですから、またお願いいたします。」いつの号だったか「水」特集では、特集論文に異論があるということで投稿され、採用されたこともあった。

井上さんは、ずいぶん前から本を買わない主義に決め、読むのは図書館の本だけだった。井上さんからは毎日のように電話があり、『科学』や読まれた本についてもよく話をした。原稿依頼に発展したこともあった。それが、『ファインマン・プロセッサ―夢の量子コンピュータ』『国際会計基準戦争』『宇宙からみる生命と文明』について書かれた「もっと広い視野からの安全衛生へ」（研究24号、2003年5月）、情報RMA（Revolution in Military Affairs）についての防衛庁のパンフレットを素材にした「軍事革命から安全を思う」（研究29号、2006年9月）などである。

現場の人たちに熱い信頼

井上さんとの付き合いは、1987年11月から始まった講座「労働行政を生き抜いた人——井上浩氏と語る」に当時働いていた労働者法律センターの事務局として加わり、その記録をまとめた『井上浩氏と語る——労働行政 内側からの証言』の装幀を受け持った時から始まった。井上さんは安全衛生・労災補償に関する相談相手であり、アドバイザーであった。多くの安全衛生を担う現場の人たちにとってもそうであった。たくさんの方の相談電話にも、井上さんはいつも丁寧に対応されていた。現場の人たちに熱い信頼があったのである。

2007年の横浜でのアスベスト国際会議では、補聴器をしてもよく聞き取れないということなので、「三溪園」をいっしょに散策した。その時撮った写真のお礼の手紙には、「家内も帽子をかぶってよかったと喜んでいます」とあった。そういう一面も井上さんである。その写真は最後まで井上さんの部屋に飾られていた。手紙では、「このところ原稿とアスベスト問題で安さ心もなく、夜遅くまで電話がきたりです。時の過ぎることの早いのに驚いています」という状況だった。

最後に井上さんに会ったのは亡くなられる4日前、3月6日であった。容態が厳しくなって前日から移られた個室で、付き添われておられる次女の方と最期の時間を過ごされていた。よく聞き分けられなかったものの、その時たまたま井上さんはたくさんのことを話された。握り続けた井上さんの手の感触がいまも残っている。東日本大震災をはさんだ家族葬で最期の対面をした井上さんは安らかであった。合掌。

大変お世話になりました

川本浩之

神奈川労災職業病センター

井上さんには、本当に大変お世話になりました。それしか言いようがないです。いくつか思い出を記させていただきます。

同じ話をしない井上さん

井上さんのお話を、何度も聞くことができた私は、大変幸運だと思う。交渉のあいさつ、全国センターの総会でのあいさつ、講演、数えられないほどお話を伺った。井上さんは絶対に同じ話をしない。いわゆる「有識者」や「活動家」とされる人達には、同じ話を何度も、しかもいかに自分が活躍したか、よく知っているのかを自慢げに話す人がいる。井上さんはその対極のような人だった。きっと日記には「*月*日全国安全センター総会で***の話を10分間話す」と逐一書かれてあったのだろう。

わからないときは井上さんに電話

労働基準法でわからないことがあったときには、率直に優秀と思われる監督官に尋ねるのだが、それでも納得できないことがある。ご迷惑かなと思いつつ、井上さんに電話をする。質問に入ろうとすると井上さんは、必ず「私がわかることは限られ

ていますが」、「現役から退いて随分経ちますのでお役に立てるかどうか」と前置きされてから、きちんと聞いて下さって、必ず納得できるお答えをいただくことができました。そして最後には「本当にみなさんしかいませんよ、頑張ってください」と叱咤激励されるのである。

苦勞知らずを恥じる

当然「安全センター情報」に掲載された井上さんの連載は隅から隅まで読んでいた。その中で一番衝撃を受けたのは、もう一度生まれ変わるとしたら、やっぱり監督官になるかどうかと言われたら、人生そのものを遠慮したいという記述。その理由は、どう考えても良かったことと辛かったことを比べたら、辛かったことの方が多からというものだった。井上さんは、生まれ変わってどんなお仕事をしても、きっと大活躍されるだろうと勝手に思っていた私は、とてもショックだった。他人にはわからない、数知れぬ困難を克服して、立派なお仕事をされてきたのだ。私は今のところ、どう考えても辛かったことよりも楽しかったことの方が多。皆さんは頑張っているようだけれども、もっともっと苦勞しないとダメだよ、と言われているような気がする。

労働行政とは何か 内側からの証言

対談：労働Gメン vs 公害Gメン

井上浩 田尻宗昭 1987年

元労働基準監督官 神奈川労災職業病センター

はじめに

【田尻】今回は6センターが初めて一緒になってこういう講座をやるということで、そのこと自体、今日は意義の深い日です。しかも井上さんにおいてねがって大変貴重な講座をやることになりました。

とにかく状況が非常に悪い中で、労働行政というものに焦点を当ててみたい。しかも、私たちが尊敬しております、かつて行政の内側で労働行政の良心とも言うべき生き方をしてこられた生証人の井上さんをお呼びして、いまからいろんな胸の内も語っていただきたいと思っています。

官僚機構と言っても、役所と言っても、所詮は人間の集まりです。そこで人間がどう生きたか、どう生きているか、そのところを内側から掘り起してみないとその本質はわからないんじゃないかと思います。いずれにしても、こういう方はあらゆる官僚機構を通じて非常に珍しい。その珍しい人がもっと出なければ、日本の行政は良くならないんじゃないかと思います。

ですから、OBになられたとはいえ、いまだに貴重な内側からの証言をお続けになることが、日本

の労働行政をどれだけ良くしていくか、そのための大きな力をおもちだと思いますので、これからも先生の御活躍を祈りたいと思います。私は環境の役人のOBであります。井上さんは労働の役人のOBであるということで、大変私自身にやりがいのある対談だと思います。しかし、所詮対談というのはあまり堅苦しくやりますと面白くないですね。ですから今日は、井上さんにもひとつぎっばらん心の中の内を語っていただくようなやり方をしていきたいと思っています。そういうことが人間を浮き彫りにする契機になると思います。

さて、労働と環境というのはいずれもイデオロギーや体制の違いを越えて、今日の社会が近代化される中で見落とされていく矛盾、そういうものを解決しなければいかんという領域であって、本来ならば自民党であったって、何党であってもこういう面は国民や労働者のためにキチンと仕事をしなきゃならんという分野だと私は思っています。同時に、戦後、労働ならびに環境というのは華々しくスタートをして、国民の前に登場したそういう歴史をもっております。

しかし残念ながら、最近の労働行政は振動病を打ち切ろうと、あるいは環境庁は大気汚染の被害

を打切る等、もう話にならないわけです。そういう状況の中で、私たちOBが二人でつつこんで胸の内を語り合いたいと思っているわけです。

そのユニークな生き方 その動機は？

そこで、まず第一に井上さんに水を向けたいの、は、愚問ですけども、井上さんがこういうユニークな生き方を官僚機構の中で続けてこられた、心情的な動機とかエピソードといいますか、そういうものが過去においておありになったんじゃないかなと私は思うんです。どうでしょうか、井上さん。何がそういう生き方をされた動機でしょうか？

【井上】先ほど御紹介していただきましたように私も監督官をしていたわけです。今日は労働行政とは何かというえらく大きな話になるわけですけど、実はもうやめたのは9年前ですし、そういう意味で私の知識は大変古いと思います。それから私は中央のいわゆる労働本省の偉い役人ではなくて、それこそ地方の末端官吏で、いわゆる行政の真中にはいなかったわけですから、そういう点で本当のことはなかなかわかりにくいということがあります。

また、労働行政には職安行政もあれば労政行政もあり、私はその中の基準行政だけをやっていたわけですから、たいへん範囲が狭いわけですね。したがって針の穴からのぞくようなことになると思うのでお断わりしたんですけど、どうしてもということで、今日まかり出てきたわけです。

私は田尻さんを大変敬服しているのですが、この前お会いして、とてもびっくりしました。ひとつは出身が私と同じ九州の宮崎県ということ。それからもうひとつ、これは田尻さんにお話しなかったんですが、えらい因縁があると思うんです。というのは、田尻さんがぶつかられた大きな相手は四日市のI産業だったようです。

初めての赴任地で

実は、私が監督官として初めて赴任したのは愛知県でしたが、赴任したときに署長が変わりました。この人はとても悪い署長でした。戦後、労働基準

行政ができて、いわゆる幹部候補生がいなくて、民間からいい人をひっぱりてきていきなり基準局の課長なんかにしたわけです。そのとき、I産業にもたのんだのです。誰か一人ほしいと。そこで、I産業から基準局に課長で入ったのが、東大の経済学部を出た男です。

これが私のところの署長としてきましたが、まことに悪い男でした。赴任して2か月ぐらい、毎晩毎晩泊りがけで会社を飲んでまわりました。それと私は、猛烈なケンカをしまして、何べんか、退職願いを書いて出したことがあるわけですが、そういうことがその後の私の人生を決めたのではないかと思います。

基準法の施行の30年記念のときに、ある雑誌社が、記念の特集をしました。そこにたまたま労働省の非常に偉い人が「私は基準局長をしてもらったが、そのときにI産業からひっぱった人は非常に優秀で、やっぱりひっぱってよかった」と書いておりました。私はそれを見まして、人間の評価というのは、上から見たらまったくわからんもんだなあ、ということがつくづく感じられました。私は部下として使われたわけですが、まことに悪い男でしたね。たまたま皮肉にも、その同じ雑誌の同じ号に私も30年記念の論文書いて偶然ぶつかったということがありました。そういうことで田尻さんとは大変縁が深いと思っているわけです。

【田尻】そういう署長がいたということが反面教師になって、それが今日の井上さんを生んだとすれば、ある意味では功労者かもしれませんね。私も同じような体験があるので、やっぱり組織の中で矛盾の多い組織ほど、人間は鍛えられるという感じがしますね。そういう苦労が大きな闘いのエネルギーになるような気がします。さて、井上さんが労働基準監督官として現場をいろいろ苦労してお回りになったんですが、その頃の苦労話の中で特に忘れられないエピソードといいますか、事例をひとつふたつ、忘れられない御経験をちょっとお話ししたいと思います。

労働者の悲劇と監督官

【井上】これは私が直接ぶつかったわけではないのですが、たいへん衝撃を受けたことがありました。愛知県の知多半島で当時200名ぐらい労働者を使っていた機屋さん（紡績工場）のところへ鹿児島から中学校出たばかりの女子労働者が100人ぐらい就職してきたんです。もちろん労働基準法のことは学校で教わっていたわけですから、それほどひどい条件ではないと思ってきたわけですね。

ところがそこにきましたら、そういう中学校出たばかりの女性がみんな12時間2交替なんですよ。しかも、急に人数が増えたものですから、食堂に食器も充分ないわけですね。だから食事のときには食堂に半分ぐらいが入って御飯を食べ、半分は入口で待っていて、食べ終わったらすぐに入ってきて、まだ口紅のついたままの食器で食べているのです。寄宿舎の蒲団もみんな2人で1組なんです。愛知県なんかは、ほかもそうでしたよ。

2人で1組ということは使用者の方はたいへん経費がかからないわけです。蒲団の体積も小さくていいわけですから。それに2人で寝るといことは暖かいですから、蒲団の枚数も少なくいい。非常に同性愛が流行っておりました。休みは月に2回ということで、さすがに中学校出たばかりの女性たちは我慢できなかったようです。

労働組合はもちろんないですけど。私の親友の監督官（大学を出たばかりの監督官でした）が宿直をしている晩に（いや朝方でしたか）監督署の方へみんなで押しかけてきました。鹿児島県の人たちは結束強いですからね。その監督官が騒がしいので起きてみたら、庭にいっぱい女子労働者がいたのです。その監督官はハッと思ったんですね。というのは、相手の会社の社長が現職の参議院議員であって、しかも某庁の政務次官でした。これはたぶん事件にはならないだろう、労働省が抑えるかもしれない。

それで、その監督官はどうしたかという、本来だったらすぐに基準局の幹部に電話で連絡しないといけなのだけれど、それをやったら危ないということで、中部日本新聞の記者を電話で呼んだんです。これを写真に撮ってすぐに出せと。そうすれば労働省もこれを抑えることはできんだろうと。

新聞記者は喜んでとんできて撮って出しました。

その結果、令状をもらって工場へ調べにいったのです。調べにいったら、出勤簿の二重のタイムカードが全部見つかり、証拠はそこでそろったわけです。

上からの圧力が

さてそれを送検しようとしたときに、労働省から「待った」がかかったのです。送検することはならないというんです。上からの命令ですから「結局どうしたんだ？」と聞いたら、愛知労働基準局の次長が直々に半田労働基準監督署に出ばってきて、そこで署長と同席して、相手の参議院議員の社長をそこへ呼んで、今回はそこで特に注意をすることにして、この事件は送検しないということにしたんです。それで相手の社長がきたかっていったら、本当に自分できたそうです。

その場合にどうしたかっていったら、その次長（この人もたいへん傲慢な男で、もう職員から非常に恐れられている人でした。いまでもまだ元気に生きているようですけれども）本当にもう威張っているんですよ。だから、よほどえらい勢いで相手の社長を怒たろうと私は思ったんですが、実際は、相手呼んで「あんたのところは基準法違反だ」「年少者に2時間も夜間働かせている」ということで、いまは是正勧告書というのを書いて相手に渡しただけのようなのです。

ところが、その議員の社長は「これは何だ!」と言って、その場で丸めて捨てちゃったというんですよ。それでどういう態度を取ったかといったら、一言も言えなかったというわけですね。しかも、相手は「送検するなら送検してみろ」「監督官もいっぱい収賄してんだから、監督官もあげる」とそう言って脅かしたということです。その監督官に、おまえどうしたんだって言ったら、俺は頑張って送検しようと言ったというのです。仮に相手から収賄でやられてもいい、国会議員と相打ちだったら本望だと言って頑張ったけれど、結局、頑張りきれなくて、やがて、その監督官はやめていきました。私の親友でした。それが一番衝撃的な事件ですね。

【田尻】いまのお話を聞くと非常によくわかるんですけども、そういう現場の労働者の悲劇といえますか、日本が戦後、やはりそういう戦前の古い体質を引きずったまま、経済そのものは一見近代化されたように見えるけれども、工場の中に入れば、たいへん劣悪な環境が放置されているんだと。そういう中で、労働基準監督官が直にそういうような劣悪な環境の労働者の悲劇を目前にして、企業に対してたいへん怒りを燃やす。井上さんの気持ちはたいへんよく分かるんですが、一般的に、同僚の監督官はどうでしたか？

同僚の監督官は

【井上】はじめはみんな情熱をもってやっているんじゃないでしょうか。ただ、今ははっきり覚えているのは、監督官になって一番最初のことです。当時はまだ研修はまだキチンとしていませんでしたから、ブロックごとに新任の監督を集めて、労働省から人がきて、いろいろ説明したわけです。

その時に、これまたたいへん偉くなった人ですが、こう言いました。「監督官というのは、政治家でもなければ宗教家でもないし、社会運動家でもない。まさに法律を執行する行政官なのだから、あまり踏み外してはいけない、情熱はあまりあってはいけない」というようなことを言いました。

最初は、役人っていうものはそんなもんかなと思っていました。そのころ、相当情熱をもって入った人がたくさんいましたけれど、やっぱり続かなかったんじゃないでしょうか。

現場の状況と上層部への圧力

【田尻】現場のひどい状況を目の前にしながら、しかし一方では大きな企業なんか裏からいろんな圧力かけてきたり、上層部にいろんな工作をしたり、よくやりますよね。

そういう狭間に立たされて、板挟みになって、監督官が心ならずも自分の節を曲げていくというようなこともよくあるんじゃないかな。

【井上】ありますね。私の経験ではこういうこと

があります。それは300人ぐらいの主として若い女性を使ってカメラのレンズをつくっている会社のことです。普通犯罪捜査する場合には事務官の人は連れていけないんですが、監督署の職員は数少ないから庶務係と事務官も動員して、その会社へ夜押しかけていきました。

結局、これも二重のタイムカードの本当の方を全部つかまえて、いざまに送検しようとしたときに、労働省から「待った」がかかりましたね。ここで言っちゃ、たいへん申し訳ないけど、そのときには社会労働委員の衆議院議員さんの圧力だったんです。これはたいへん残念なことに社会党議員です。大労働組合の執行委員長もした有名な人です。名前を言ったら皆さん全部知ってますよ。

その人が、どういう関係があったんですかね、送検はやめてくれっていうことなんです。決して明言はしませんでした、そのときの課長は、この人も名前を言ったら非常に有名な人ですよ、「〇〇先生には社会労働委員会ではたいへんお世話になってんだけど、これはなんとかできないんでしょうかね」ということでした。これは内容を調べてみると、あまりひどくもなかったから、それじゃまあいいでしょうということで、基準局に相手の最高責任者を呼んで嚴重注意して、一札を取って、おしまいにしたということがありました。

元警視總監から言ってきたこともありましたが、これは聞かなかった。この人もやっぱり議員さんでした。自民党の議員さんです。いろんなところから言ってきました。会計検査院の局長というのもきましたね。会計検査院の係からもきたことがありましたよ。

【田尻】公害や環境の面では、非常に公害のひどいときには、環境庁も最初はそうでした。最初の長官の大石さんあたりもそうでしたけれども、やはり初心をもっていた人ですね。ところが、だんだん法律が整備されるにしたがって、いわゆる公害行政というのは、現場の企業との闘いという面よりはだんだん事務になってきたんですね。行政事務。だから組織が増える。法令が整備されると、だんだん事務屋が増えてくるんですね。

一人の人間が現場に行ってドンドンやれる部分

よりは、法律の枠の中で細分化されて、そして分担が細々と決められていると、個性がなくなっていくんですね。環境行政なんかは、いまや環境庁はもう環境行政人ですよ。あるいは自治体の公害行政でもそうです。

法律が整備されれば整備されるほど、近代化されるにしたがって、だんだんこの初心がなくなってきた、テーブルの上で仕事をするようになる。こうすると現場からだんだん遊離していくようになる。そういうような傾向があるんですが、労働基準監督官の雰囲気というものが、井上さんの最初の頃の状態からおやめになる頃、どういう具合に変わっていききましたか？

やる気があればできるんだ

【井上】やはり管理が厳しくなりましたから、情熱もそんなに発揮できないということがありますね。ただ、さっきのと違う例もありますから、ちょっと申し上げておきましょう。これは、あるでかい一部上場の会社で起きたことなのですが、その会社がトリクレンを使用していたんです。その洗浄槽を掃除するために労働者が入ったんだけど、トリクレンの蒸気があったから死んじゃった。このことで労働安全衛生法の違反として、そこの工場長と製造部長を送検したんです。

ところが、工場長は不起訴、製造部長は罰金5万円かなにかになりましたか。その製造部長が時の労働省の某局長の実弟なんですよ。そういうこともありました。だから、やる気があればやれるんだということなんですね。ただ、なかなか難しいことではありますね。

中央の労働行政は

【田尻】さて、労働行政を現場から見られて、戦後、労働行政が登場した頃からずっと長い時代の中で、だんだん経済優先の風潮が強まり、労働行政が日影に追いやられてきて華々しさを失っていく。現場から見られて労働行政の移り変わり、中央の労働行政というのはどういう状況だっ

たんですか？

【井上】労働省全体を見ていますと、一番最初は労働組合関係の労政局が一番右翼だったんですね。労政局長なんかすると次官になるというようなことが多かったんです。

最初の頃ですと、旧労働組合法では不当労働行為には罰則がありました。6か月以下の禁固、または500円以下の罰金という、不当労働行為に罰則まであった。いまは罰則はありませんけどね。

はじめは非常に労政局には力があって、労政局の係長といえば、民間の大きな会社から引く手あまただったと聞きました。それからしばらくして、今度はだんだんこれが落ち目になって労働基準局系統がいくらか上がってきたのですが、高度成長の求人難時代の到来とともに、職業安定行政、職業訓練行政というのが今度は一番トップに踊り上がってきました。もちろん人数的にも多いし、予算的にも多いということなんですね。これは末端におってもすぐわかりますよ。例えば、いままでは監督署の職員がずいぶんと接待を受けておったけど、やがて今度は安定所の人がいつもそうなるかなというところでわかってくるわけですね。

私が監督係長のとき、全国の研修に行きましたら、そのときの労働省の労働基準局長がこう言いました。「労働基準監督官がいくら頑張っても決して労働条件は上がらない、労働基準監督官というのは中小企業の事業主に対して啓蒙するだけのことだ」と言いましたね。だからそのくらいの評価しかおそらくしていなかったんでしょうね。やはり問題は、資本の必要としている労働力をいかに調達するかということが、労働省の一番中心的な仕事であって、労働時間とか賃金とか安全衛生の最低基準をガッチリと守るということは所詮できる相談ではなく、中小企業の経営者の考え方をだんだん変えていくのが労働基準監督官の仕事なんだというような考え方があったということなんでしょうね。

【田尻】私たちもやはり、公害の現場でも法律のむなしさというものを非常に感じましたね。例えばどんなに奇麗事が書いてあっても、端的に言えば排水溝のPPMだけ決めてみたって、役人が昼間来て、それも1年に1回か2回しか来ないわけです

から、夜にたれ流しは簡単にできるんですね。

私たちは笑ったんですけど、例えば三菱モンスターなんて会社がありましたが、排水処理は水門の上げ閉めをやっているだけなんです。だから、役所から監察がくるときは水門を閉める。帰っていったら水門を開ける。こういうやり方なんです。あるいは、和歌山の住友金属なんていうのはシアンを流してましたけども、規制がかかったら、こんどはホースで海水を排水溝にぶちこんで、ただ薄めただけですね。ポンプ1台で合格する。そういう中で、現場の監察というのがいかに法律を守るために必要であるか。これはもう監督官であられた井上さんはよくわかりだろうと思います。

ところが、監督官もそうだろうと思いますが、あれだけの工場を限られた人数で監察をすると、年に1回か2回しか行けない所があるんですね。そうすると何がいったい監察の効果を上げるかという、一罰百戒ですね。ひとつ厳しくドーンとやるとその影響が非常に波及効果があるんですね。そういう意味では一罰百戒という厳しい態度がなければ、監察効果は上がらないと思うんです。

六価クロム事件—そのとき監督官は

私は井上さんにはちょっと聞きにくいことを聞かなきゃならないんですが、これは別段井上さんに直接お聞きしているのではなくて、私たちが抱いてきた過去の疑問を外側から応えていただくという意味でお聞きしたいのです。問題は六価クロム事件なんですね。

六価クロム事件というのは御存知のように、大正の末期から数十年にわたって操業を続けた日本化工という会社によって昭和50年に33万トンの鉍さいが投棄されているということから事件が明らかになりました。そしてその工場の工場長が8時間の事情聴取の最後にフッと漏らした言葉から職業病がわかったんですが、調べてみるとたいへんな事実でした。ある程度は報道されましたけども、工場の中の粉じん濃度の中のクロムの濃度が労働衛生基準の最高2,000倍ですね。

国立公衆衛生院の鈴木武夫先生がたまたま調

査に行かれたのが、昭和32年、あの頃の調査だともっと最高濃度が高かったですね。もう工場の中で向こうが見えないくらい粉じんがあった。そこで鼻中隔穿孔が今日までに200人、肺ガンなどで死んだ人が数十名。

そういう状況を見ますと、私は非常に不思議でした。数十年にわたる濛々たる粉じん、最高2,000倍の基準の粉じんの中で、真っ赤に焼けた鉍石を労働者が鉄のリヤカーで引っばって半裸体で走って水槽にぶちこんでいた。

あの状況を見て、労働基準監督官がなぜ何ひとつ改善をさせなかったかっていうことが、私はいまだに不思議であり、同時に国会でもそのことは疑問として申し上げたんですけども。このことについては、直接は御存じないかもしれませんが、間接的にどういう御感想をお持ちでしょうか？

【井上】日本化工で肺がんの患者が発生していることは、労働省は昭和46年（1971年）に報告を受けて知っています。その前からもわかってたわけでしょうから、どうして何ともできなかったのか？

結局、まずは規則が不完全だったのでしょうね。現在の特化則がまだなくて、労働安全衛生規則の172条というのがあったんですが、そこには有害な濃度にならないようにせんといかんを書いてあるんですね。それでは有害な濃度はいったい何PPMか、ということは全然規則に書いてないんですよ。労働省の通達で0.5ミリグラム/立法メートル以下だということを言っているだけです。だから、規則はそういう具合で、キチンと定量的な規則がないと。それから、仮に定量的な規則があっても、それを計る器械が監督署にまったくないわけですよ。そういうことを中央の偉い人は知らないんですね。後に労働省基準局長までなった人が、監督署を調べにきたことがありました。監督の書類を見て、ある監督官がこの工場は暗いからもっと照明をせんと違反だと相手に勧告した。

ところが、その偉い監督官がこれは照度計で計ったかというわけですよ。けれど監督署に照度計なんてないんだから、計りようがないですよ。そうすると、計んなかったら、そんなこと違反かどうかかわからないから言えないじゃないかというので

す。それを言ったら労働安全衛生規則の604条違反を全然勧告できなくなりますよね。そういう状況です。だからもちろんそういうクロム酸なんかの測定器なんかもありゃあしないから、きちんとできなかったんだらうと思うわけです。

それから、あれに似たような悪い工場がおそらくいっぱいあるから、あそこが特に悪いわけではないという考え方も、あるいはあったかもわかりませんね。

例えば、新幹線の工事をすぐ近くでやっておれば、そっちの方が死亡事故が出るかもわかりません。東海道新幹線では211名も死んでいます。山陽新幹線では168名も死んでいますし、東北新幹線でも100人ぐらい死んでいます。それがその工場の近所でやっておるならば、そっちに主力を注がねばならん。結局は、監督官の人数が少ないということに帰するわけでしょうけど、そんなことでなかなか手が及ばなかったんじゃないでしょうか。

なぜ、刑事責任の追及をしないのか

【田尻】私も公害行政で企業との癒着が随所にあったことを承知の上でお聞きしているんですが、ただ私たちが現場で痛感したことは、四日市のI産業にしても、この六価クロムにしても、私たちが外側の公害のことばかりやっていたために、内側に入ってみると、肝心の発生源の中がもうタコ部屋なんですよ。そういう企業の体質に何ひとつ手を加えることのできなかった我々の反省をこめていま申し上げているわけなんですよ。ですから、もう公害も労災もひとつなんだというのが、あの六価クロム事件の教訓だったんですね。

私が国会で証言したときには、そういう外側しかやらなかった公害行政の反省を述べるとともに、この労働行政の問題を提起したわけなんです。そこで、若干付け加えさせていただきたいと思うのは、大正年間にすでに金属中毒予防注意書きというものが労働省から出されていて、細かくそこにクロム予防対策が書いてあった。ところが、労働衛生基準の最高2,000倍という濃度であり、かつ鈴木武夫先生の公衆衛生の報告書には、随所に粉じ

んが各機械の設備が非常に劣悪な状況でたまっていて、そうして実にひどい状況だったということを知って会社に報告しているんですね。そこで、江戸川の労働基準監督署が工場に「この職業病は絶対に外に言うな!」と言ったということです。

私は、全国の労働基準監督官が皆そうだというつもりはありませんが、あの六価クロムの被害者があれだけ被害が広がって、もう血の出るような苦労でようやく裁判で勝訴を勝ち取ったにせよ、あれだけの犠牲が元にもどらないことを考えますと、同じ同僚として労働基準監督官がその数十年の間、なぜ放置したのかということが私には疑問です。

そこで具体的にもうひとつ、全国的なことでお聞きしたいのは、労働基準監督官は司法権を与えられている司法警察職員である。ところが、このように明らかに基準を3ケタもオーバーして数十年続けている企業は、当然、肺がんや鼻中隔穿孔が生まれている。私は、これは刑事事件だと思うんです。これに対して刑事責任の追及をしなかったら、世の中の職業病に刑事責任はないと思いますが、残念ながら全国で司法権をもっている労働基準監督官が職業病の刑事責任を追及したことはない、私はこう思っているんですが、これについてはどのような見方をしておられますでしょうか。

「葬式送検」

【井上】たしかに職業病の追及というのは、あまりないですね。一般的には、「葬式送検」といわれるように、労働災害で誰かが死んでから送検する、というのがだいたい多くて、他はなかなかないですね。私がいたところに職業病で送検したのがありました。その事件を見ていくと、どうしてなかなか送検できないのかがわかると思うんです。

これまた、まさに滑稽なことなんですが、労働省から中央の監察官がある労働基準監督署に労災保険の仕事を調べにくるということになったわけです。と、やっぱり上級官庁は怖いですから、その労働基準監督署では、過去に払った労災保険の書類を全部ひっくりかえしてみ、間違いがないかソロバンをいれたりしておた。

さすがに労災保険の課長はなかなか着眼点が高かった。偉かったんですね。見ていたら、東京の豊島区にある大きな病院に労災患者がベンジンを扱って、膀胱の前がん症状でそこにかかっていた。本当はもっと早くわからんといけないうのだけど、それでわかって、すぐに監督官に連絡しました。

ベンジンというのは製造禁止の有害物ですから。これも早くから膀胱がんができることわかっていながら労働省は製造禁止にしなかった。和歌山なんかですぐいぶん問題になって、それでようやくいま製造禁止になった。

そこで、さっそくその工場へ行って、そのベンジンを持って帰ったんです。検察庁と相談したら、その粉末がベンジンであるということを証明しないといけません。検察庁はとにかく労働衛生行政をやっている監督署だから、そのくらい自前でできると思った。

ところが、できっこないですよ。基準局はできるかって？ 基準局だって労働衛生専門家なんておたって、何もありゃしないんだから、全然できないですよ。そこで労働省に聞いたわけですよ。と、驚くなかれ、労働省も鑑定能力がないんです。労働衛生研究所なんかも鑑定能力がない。それで検察庁の科学捜査研究所でしたか、あそこに行ったら、うちはできるんだけど内部だけで忙しいっていうわけですよ。それから通産省の青梅かどこかにある通産省の検査所に聞いたら、うちは会社側の行政やるんだから、うちが鑑定したらまずかろうというようなことがあって、そこもダメ。たいへん困りました。

その後、私はこのことを雑誌に書いたんです。こんなに職業病行政なんてやかましく言いながら、労働省自身が鑑定能力なかったら話しにならんじゃないかと。それを時の労働省労働基準局長が見て、「けしからん」というわけです。労働省は鑑定があると頭から思っていたんです。私がウソを雑誌に書いたっていうのです。しかし、労働衛生専門官が労働省に電話したら、労働省がそういう回答をしている。労働省の労働基準局長が自分ところの能力のことを全然知らないんですから、それで労働衛生行政がやれるはずがないでしょう。

それでどうしたかといいますと、埼玉県庁の外郭団体に本当はそこでもできないんだけどもたのみこんで、学校に行ってガスクロマトロジーでやったんです。結局、鑑定料が125万円。相手の罰金が会社が10万円、社長が10万円で合計20万円の罰金でした。だから、そういう職業病関係の事件の送検というのは非常に苦勞がつきまいます。そのときは全国の捜査費なんか少ないから、半分くらいそこで使っちゃった。そういうことだから、実際なかなかできないんだということなんです。有機溶剤なんかも全部そうなんですよ。

労災認定一鼻中隔塞穿孔は

【田尻】もうひとつ大きな問題は鼻中隔塞穿孔が労災の認定を受けられなかったことです。昭和50年に問題が起きてたちまちこれが認定受けられるようになったんですが、労働省がその前に鼻中隔穿孔について認定しない理由に一言でいうと「作業能率が落ちないから」と書いてあった。しかし、事実上。鼻に穴の開いた労働者は匂いもしない、物を喰ってもうまくない。鼻はたれっぱなしだから、首にタオルまいていつも鼻をふいて仕事をしている。作業能率が低下しないから労災保険認定をしないというこの通達、いまだに私は理解できないですね。

【井上】鼻中隔塞穿孔については、私も大変苦い思い出があります。私が労災保険の監察官をした時分、県内全部から出てくる病院とか診療所のレセプトを見て調べます。これも何千枚とあるのを分担して調べるんですが、たくさんだからたいへんなんです。そしたら鼻中隔塞穿孔というのがあったんです。その時、私も本当はすぐに考えてやっぱり監督官に連絡すべきなんですけれども、やはり当時は労災保険担当だったから、たし算、ひき算が合っておればいいという気だったんです。そしたら、日本化工の例の問題が出たからビックリして、倉庫に行って一生懸命調べたけど、とうとう見つかりませんでした。

それまでは、鼻中隔塞穿孔は障害補償がもらえなかったんですが、労働省は譲歩をして、鼻中隔

塞穿孔があった場合は嗅覚異常があるものとして障害補償を支給するということになりました。嗅覚異常があるかどうかということは、本人しかわからんわけですね。ビタミンBを注射してやると鼻にきますが、それでやっても他人にはわからないですね。だから本当は他覚的にわからんといけないうちけども、他覚的にわからんでもいいとハッキリ通達には書けないから、鼻中隔塞穿孔があった場合には、とにかく嗅覚異常があるものとして全部支給するという文章書いて全国に出したんです。

ところが、第一線ではダメなんです。ひっくりかえし見ますから、嗅覚異常があることが客観的にわからない以上はダメだと解釈したところもずいぶんあるようです。

【田尻】実は、私は化学工場とか農薬工場には恐るべきこういう職業病というのが後を絶たないという実感をもっているんですね。多くを申しませんが、いまだに明らかになってないけれども、日本化学工業の福島的美春工場でホスベルというアメリカで大被害をもたらしてオーストラリアの牛が千何百頭後足が立たなくなったという農薬を、アメリカが中止したものをわざわざ買ってきて、あそこで生産して、そして台湾に輸出してまた奇病が出ている。北海道の牛が牧草食ってですね、やはり300頭後足が立たなくなった。そういう農薬工場で職業病が出たんですね。

そこで、私がそれを聞きつけて、朝日の記者とかなり協力して調べに入ったんですが、全部フタをされて、それを調べていた福島大学の先生がたいへんイジメられていま新潟大学へ転勤してますけれどもね。そういういろんな話を聞くと農薬工場、化学工場は恐るべきだと見ているんですね。

ところが、労働安全衛生法の中にこれに対する調査義務が課されて、有害物調査ですね、ところが守秘義務がかかったんですね。やっぱり霞が関というのは字を書けばいいと思っているのかもしれないけど、こんな守秘義務なんか課したらやりませんよ。専門家は。「自分が調査したものを漏らした場合には刑事罰だ」そんなことを言われて工場の有害物の調査はできませんよね。

そういう法の運用というものがわかってない、あ

るいはわからないところから、いわゆる企業の立場に立ってそういうものを決めたのかもしれませんが。こういう守秘義務を使っていながら、このクロムや農薬のような有害物の調査を命ずる。この矛盾についてはどうお考えになりますかね。

【井上】そうですね。そういう矛盾というのはいっぱいありますね。農薬だけじゃなくて、最近は半導体産業なんかというのは、いろんなものを使っておりますけれども。そういう守秘義務というのは公務員にもあるし、またそれ調べた人もそれがあるから、意味がなくなるということなんですが。守秘義務というのは本当はたいへん問題があると思うんですね。

本来守秘義務というのはもしあるとすれば、プライバシーか、公益上の秘密しかありえないんだけど、そういう農薬なんかの関係は、どちらから見ても秘密にすべきものじゃないと思うんですね。秘密にするというのは、結局企業が損をするから秘密にすることなんですものね。だから、公益上明らかに公開した方がいいわけですし、もちろんプライバシーの問題でもさらさらないわけなんですから。

問題は、その企業の利益を守るために守秘義務をみんなにおっかぶせているわけでしょうから、そういう点は問題があると思いますね。

【田尻】大変、明確にお聞きしました。同感です。ですから、私はいったい守るべきものは何か？労働者のがんとかそういうものをそれこそ恐ろしい有害物を調査して、労働者の健康を守るというのが大前提なのに、企業の秘密を守るとか、商売上の秘密を守るということが優先してしまう。

この逆立ちが、私は通産省について非常に感じたことがありますね。それはもう彼らが通産行政の中でまったく思い込んでいるんです。例えば、御存知のように工場排水規制法、水質保全法というのがあります。戦後13年間工場排水を規制した法律があった。これの監督省は通産省だったわけです。

その通産省が13年間改善勧告が1件もなかったんです。そして、通産省にそのことの質問をしたら何と言ったか？「我々は企業の弁護士ですから、どうして企業のイメージダウンになるようなことがや

れますか」と平然と答えたですね。法律に規定された監督権すら忘れていて。そういうところに、私は現在の労働行政の中に潜む企業とのゆ着というものに、非常に何か不気味な気がしますね。

さて、大変聞きにくいことをいろいろお聞きしました。次に、井上さんに是非お聞きしたいのは、現在の労働行政の問題点のひとつとなっている振動病の問題なんですね。振動病の救済を打ち切ろうと、事実上打ち切ろうということで4年以上の人はもう救済しない。あるいは治療回数を制限する。あるいは症状を限定してしまう。こういうようなひどい打ち切りがやられようとしているのを見ます。公害行政の方は大気汚染の認定患者を一生面倒みるんですね。

しかし、こっちは4年以上の人は打ち切るという。打ち切られると健康保険も使えない。原因が労災ですから。こういうようなひどいことをやろうとしているのを見ますと、公害よりもっと労働の方が姿勢が悪いって感じがしますね。私はむしろ逆に、大気汚染の方の被害救済は行政上の割り切りがあったんですね。むずかしい原因があって、指定地域を決めたら、4つの症状に合致している人はみんな救済しているんですね。

ところが、因果関係においては、労災は公害よりはるかに、個々の因果関係がはっきりしている。企業責任だってはっきりしている。場合によっては企業責任が問われるべきである。個々の民事訴訟の裁判やったって、当然勝訴になるような事件もいっぱいある。

しかし、保険という形で便宜的に救済しているだけなのに、林業の労働者の保険が赤字である。労災保険が赤字であるというだけで生身の人を打ち切って、そうしてその後も治療もできないような状況に追いやろうとする。この振動病の打ち切りを見たときに、急速に労働行政がここまで悪くなったのか、あるいはゆるやか形で前からこういう本質があったのか、そこらへんちょっとお聞きしたいのですが。

【井上】労災保険が一番最初にはじまったときにはそうではないんですね。あれができる頃、厚生省と引っぱりあいっこしたわけですが、その頃のいろんな記録を見るとそうじゃないですね。昔は業

務上外を問わず健康保険でやっていたから、厚生省は厚生省の領分なんだというところを労働省が引っぱって引っぱって、片山総理大臣の裁定で労働省に來たわけですね。

その前に言っていることは、労災保険というのは使用者の責任で起きた事故に対して払うんだから、健康保険よりもっといい給付をするんだと言って取ったわけですね。これを厚生省に任せておいて健康保険になるとダメだからもっていくんだと。

したがって、労災保険というのは、とにかくかかっただけの金は全部払うということだったわけですね。だから、健康保険の点数単価なんか関係ないということだったのです。それが、昭和27、8年頃から、だんだん赤字になってきて、それから変わってきたんですね。

最初は、例えば病院の費用なんかでも、労災保険の場合には健康保険の単価ではなくて慣行料金で払うんだということで徹底していた。ところが、いつのまにか、健康保険の金額が慣行の金額だなんていうことを言って、健康保険の単価で払う場合が多くなったから、付添い看護の費用だって実際自分の払った3分の2ぐらいしかもらえないのではないのでしょうか。

しかも、その差額も使用者が負担しなくてもいいということに基準法を改正しておりますからたいへんなことなんですね。前はそうじゃなかったんですけど。

労災保険の諸問題

【田尻】林業だけが赤字で労災保険全体は黒字であるという。だから、例えば、中小企業が倒産したときの給料の不払いまで労災保険がやっている。あるいは労働福祉事業団なんか全国で1万人も職員をかかえている。そういう状況を見ますと、労災保険のあり方が根本的に問われるんじゃないのでしょうか。

公害の方だって、四日市の大気汚染裁判で負けたから、企業が企業防衛のために、一種の保険をつくったんですね。本来は裁判で一つひとつ責任を問われるべきだ。不法行為責任なんですから。

それを便宜的に保険で救済していると考えているならば、単に林業だけ赤字だから、労災保険全体は黒字なのにこういうひどい打ち切り方をするとするのは、私らはよくわからないわけです。労災保険のあり方について、どういう具合にお考えになりますでしょうか。

【井上】おそらく、現在の労災保険とか雇用保険というのは、相当性格が変わってきているのではないのでしょうか。いま、労働行政というのは労災保険と雇用保険の保険料で動いているわけです。監督署の電気料だってそうです。労災保険のお金が出なくなったら監督署は真暗になるでしょうね。郵便の切手代もそうです。車のガソリンもそう、車自体もそう、監督署の建物も基準局の建物も全部労災保健料なんですから。いま、労働省の予算の中で一般会計が占める金額がだいたい10%から12%ですよ。昔は半分半分だったんです。

いま職安行政と職業訓練行政は雇用保険料で動いています。そして労働基準行政は労災保険料で動いている。これがなくなったらまったくストップしちゃいますね。失業保険だって雇用保険に変わった。最初は失業者に対する給付と書いてあった。

いまはそうじゃなくなりましたね。職業訓練、能力の開発だとか、それから、いろんな失業の予防対策として、使用者側にいろんな調整金を払うというようなことになりました。それから、労災保険の保険料というのは、一番最初は労働災害の被災者に対する給付だった。それがやがて安全衛生の費用もそれで払うようになった。例えば労働衛生研究所だって保険料で払う。そこまではなんとかわかります。

ヨーロッパでもそうなんだから。そこから先がおかしくなっちゃって、今度は労働条件全体に対してなんでもかんでも保険料が使えるようになった。勤労者の財産形成制度の補助金までも労災保険で払っているんですからたまたまもんじゃないですよ。国際婦人行動年の費用までも払ってんですから。

もちろん、そういうことに費用を使うのはいいことでしょう。けれど、それを保険料から払うことは、私はおかしいと思います。週休二日制の推進運動

だって労災保険料から払うというのはどうも納得できないですね。

だんだん労災保険法を変えていって、23条を広げていったんです。いまでは労働条件改善のことに使えるようになったから、さっきおっしゃった賃金払わずに夜逃げしていったようなやつにまで払うようになった。こうなっちゃっては、労働者だけじゃなくて使用者から見ても問題になってくる。

なんでそんなに保険料を流用するかというと、安易に取れるからなんです。税金の場合には租税法定主義というのが憲法に書いてありますね。ヨーロッパの人民が専制君主が勝手に税金決めて取るのはけしからん、全部議会で決めるという租税法定主義がありますね。だから日本でも租税法定主義で全部税金の率まで法律で決まっているわけです。

ところが、労災保険だとか雇用保険率は全部大臣が決める。大臣が決めるっていうことは結局は高級官僚が決めるわけですから、これだけ欲しいって思ったらすぐ取れる。しかも取る場合には国税滞納処分の例によって取るわけですからまったく税金と一緒にですよ。不正申告した場合には、政府が認定した保険料で決めるんだから、これも税務署の更生決定とまったく同じ権限なんです。まさにこれは税金ですよ。目的税ですよ。

なお悪いことには、国会を通さなくても徴収する保険率がかってに決めれる。健康保険と厚生年金もその制度を採用しましたね。ずっと前までは社会保険料の率というのは議会で決まったけど、いまでは厚生大臣が決めるように労働保険に右へならえしちゃったんです。そうすることによって、労働省が自由に労働力政策をやっているということなんでしょうね。だから、その一環でいろんなことが変わってくるのではないのでしょうか。

【田尻】行政というものは、この継続性といういうことを非常によく言いますし、まさにそういうような企業とは違って行政というものは、自分のやっている仕事に十分な合理性がなくちゃいかんと思うんです。

これは御感想だけで結構なんですけど振動病で救済を打ち切られた人は健康保険を使えない。

例えば小さな村なんかに行きますと、そういう人が健康保険に入ってきたら、財政がパンクするだろうというような事情があるようですね。そうすると、症状が固定した人は打切ってしまう。

打切られた人が自分の自覚症状としてはまだ苦痛があって、治療してもらわなければやりきれないという人も打切られた場合に、どうなのでしょう。

【井上】被災性の腰痛の場合には、30kg以上のものを一日の労働時間の3分の1以上扱ってあって腰痛になった場合には業務上として認めるというのが労働省の方針ですね。29kgのものを一日の労働時間の3分の1もって腰痛になった場合には、業務上と認めないわけです。

それでは厚生省の方の健康保険でその基準がすんなり通るかっていったら、通らないですよ。認定基準つくる場合には、ここからここまでは労働省やりですけど、ここからここまではあんたのところでもってこれという調整をしないといけないけど、実際それもやってない。

ただ、昔の通達に監督署だとか労災保険審査官が不支給を決める場合には、社会保険事務所だとか社会保険の審査官と話し合いをして、どちらからももらえないようにならないようにしないといけないという通達が出ているんですよ。そういう通達があることは今はもう監督署の人も知らないでしょう。解釈例規集にもものっていませんから。

「指針」の矛盾

【田尻】今度、実は指針というのが出ました。これがまた環境庁のやった打ち切りによく似てるんですよ。専門家会議でどうもよくない学者を集めまして、その報告をもとに指針を出しました。

その指針の中に、林業の人が症状固定と見なしで打ち切るんだとか、治療は週に2回でいいとか、症状は4つに限定するとかいろんなことが書いてあるんです。そういうところの矛盾を現場のお医者さんが追及しますと、これは単なる情報なんだと、だから単なる参考情報であって、主治医の意見がまず前提だなんていうことを言うんですね。

ところが、それを受け取った現場の労基署なり、

あるいは産業医というものは、労災の医者でもそうでしょうけれども、やっぱり現場では一人歩きしてしまうんですね。指針ですからね。

そういうような行政の体質というか、現場と中央とが非常にくいちがっている。そうすると、その間の血の通った運用がなされないために現場ではたいへんな逆作用を生んでくるということは私はよくわかるんですね。

やっぱり血の通った行政というのは、そういう指針が本当に参考情報であり、主治医の意見こそ尊重されるべきだと言うならば、やっぱりそういう丁寧なキチンとした通達を出さなければなりませんよ。あるいは、その医者の意見をちゃんと書く欄を所見書の中に設けなければならない。

そこらへんがどうも、私は最近の労働省の中央の官僚の使い分けがあるような気がしてならないですね。今、指針をめぐってやっさおっさして、来月の初めに中央行動やろうということで労働省に集まるんですけども、この指針についてはどのようにお考えでしょうか？

【井上】指針も大変問題があります。一番問題なのは通達とか指針とかで安易にゴマかしているという問題でしょうね。これは税務行政でも大変問題になっていることなんですけれども。實際上、国民の権利を相当狭くするものをああいふ通達とか指針とかいう形で出すことは本当はおかしいわけです。もし本当に自信があって、絶対4年たったから治ったんだという自信があれば、やはり規則かなんかで出せばいいわけでしょう？それを指針という形で出している。その方が言い訳もつけられますからね。大変問題だと思います。

【田尻】本当に労働省が純粋に邪心なく専門家会議の言うことを引用したんだと言うならば、私は症状固定というのはあくまでも観念的な言葉であって実証されてないんだから、少なくとも1年間ぐらい経過観察期間置いて、その間補償を続けながら、それでも1年間治療をやめてみて、症状変らないならば症状固定と、せめてそういうやり方をしてもらいたいですね。

だいたい役人は計画規定、経過措置というのは得意ですから。経過観察期間を置くというようなこ

とだって真面目に考えれば、アイデアぐらいわからんはずないと思うんですけどね。

さて、振動病はそれぐらいにしまして、労安法の今後について、井上さんの方から、労安法がどのように改正が行なわれようとしていて、それでどんな問題があるかということをちょっとお話しいましようか。

「改正」労安法の問題点

【井上】今度の改正については、私はまだあまり詳しくはわかりませんが、中小企業なんかに安全衛生管理制度をキチンとしたものを広げていくとか、それから健康管理なんかをキチンとしていくということのようです。

けれど、そういうものでは、労働災害の防止とかそういうことにはあまり効果がないような気がします。労働安全衛生法にはもっと他に基本的に根本的に大問題があるわけですから、そちらの方こそやるべきだと思うんです。例えば現在の労働安全衛生法は、4現業を除く一般職の国家公務員には適用されていないですね。

それから、いろんな違反があった場合でも、いまだかつて最高経営者が処罰を受けたことがないですね。法人が処罰を受けて、あとは課長とか係長とか下っぱの人です。いくら課長なんかを何べん処罰したって、これは全然効き目はないですよ。だから最高経営者をたとえ1か月でもいいから刑務所へ入れれば大変な効き目があると思います。ところが、現存の労働安全衛生法ではどうしてもそこまで手が届かないですよ。そこをまずひとつやらなければ、いくらやっただって百年河清を待つに等しいということなんですよ。

それに、罰則があまりにも軽いです。罰金刑、懲役刑もあるのだけど、懲役刑なんかほとんどなくて、だいたい人が死んだ場合でも5万とか10万の罰金でおしまいです。例えば、小田原城の堀の中に、堀に住んでいる鯉をたった4匹釣っただけだって、3か月の懲役になっているんです。ところが、堂々たる天下の大企業が労働安全衛生法という自民党も賛成をして成立した法律があって、しかも

それで人が死んだって、まあせいぜい罰金だっていうくらいです。

やはり罰則を上げないといけないということがあるんじゃないでしょうか。

労働省の「自信」

【田尻】なかなか、井上さんらしい切れ味のいいお言葉をいただいて敬服するんですが、どうでしょう、この各関係省庁を見ますと、それぞれ体質が違いますね。井上さんが見られて大蔵省、通産省、農水省、文部省という他の省庁とくらべて、労働行政というのはどういう特徴といいますか個性といいますか、その点についてどうお思いますか。先輩として。

【井上】私は労働省の中にドブツリ漬かっておりまして、外部からはよく見ていないのでわかりませんが、ただ大蔵省関係に1年ぐらい居たことがありました。本当にほんの少しですが。労働省はどうでしょうかね。

なんと言いますか、幹部なんかは自信がないような感じがしますね。日本の国民の半数以上を占めている労働者とその家族、それを代表してその権利を守るんだというような自信があまりないような気がしますね。労働大臣でも、同じ大臣の中でもあんまりいい人が来ないということがあるかもわからんですね。

また、国家公務員の一種試験を通った人でも成績のとてもいい人は大蔵省とか通産省にいつてしまう。その後が来るということがあるかもわからんけれど、とにかく、労働行政に対する非常な自信、その自信をこんどは外部に向けて主張していくということが少し欠けているような気がしますね。

そういう点で、大蔵省だとか通産省ということとは、やはり自分の縄張り意識かもしれませんけど、相当自信をもって行政を進めることが、即国家全体にとってもいいんだというようなところがあるような気がしますしなくてもいいですね。

【田尻】いやー、よくわかりますね。それもやっぱり労働と環境がよく似ているんですが、やっぱり自民党政府の下では、労働とか環境というものは

よけいなものなんだという意識、本当はいわゆるふきだまりだという意識が官僚自身にあるんですね。ですから、例えば通産省から、まあ私はこんなことはわからないんですけども、環境庁の水質規制課長とか大気規制課長が通産省から派遣されておったんですね。ごく最近まで。

そうすると、彼らは、通産省こそ日本の産業政策をリードするその一流官庁であり、環境庁なんてのはふきだまりだ。えらいところへ出稼ぎに行くもんだといって、出稼ぎ根性なんですね。ですから、いつも後向いて通産省に戻りたい、戻りたいで、母屋の方ばかり向いているんです。そういう意識というのが、環境庁というのは二流官庁であり、我々も二流役人だという、そういう雰囲気をもたして、開拓していく志をだんだん失わせて、自民党の部会あたりの圧力に苦もなく屈してしまうというような傾向がありますね。

例えば、厚生省がこの間乾電池工業界の圧力に負けて、全国の75%の自治体が自発的に回収していた水銀をゴミと一緒に焼いていいなんていう通達を出したんです。しかし、かつては「チンピラ業界」の圧力に負けるなんてことは考えられなかったですよ。それが乾電池のメーカーに負けてですね、ゴミと一緒に焼いていいなんて通達を出す時代ですから。そこにやっぱり官僚の世界にもたいへんな地盤沈下があると思いますね。

井上さんは役人のOBとして、志をもってずっとおやりになっていた。私はやはり現場の労働基準監督官の中には情熱をもった人もおれば、志をもった人もおると思うんですよ。あれだけの悲惨な現場を見ながらそれを感じないはずはないんだ。しかし、その良心的な役人をやはり芽が出ないように制圧してしまう官僚メカニズムというものがやっぱり問題ではないかと思いますね。そういう意味では、この現場の監督官、現場の労基署の人たちと中央省庁との間のなにかこの乖離といいますか、そういうものが労働省にもありますか？

【井上】昔は、監督官の場合には、ヒラの監督官でも全員集めて監督官会議なんていうのがあったんですけど、だんだん職制が多くなってきて、そういうものがなくなりました。かつて、私が監督署

に入った時分は、役付きは署長と次席と二人だけだったんですがね、いまではもう次長ができ、課長ができ、係長ができて、いわゆる国家公務員の職階給制度のいけない点ですね。

【田尻】私は、官僚組織の恐ろしさを痛切に感じたことがありますのは、四日市でI産業とゆ着をして、無届け工事を一緒に談合してごまかしていたその名古屋通産局の課長補佐と係長を検察庁が公文書偽造罪で引っぱったんですね。

本来はこれは汚職があるということで徹底的に捜査をして新たな証拠があったんだけども検察庁が弱気になって事件をほとんど潰そうとしていた。

国会で石橋前社会党委員長が書記長時代に爆弾質問をした。佐藤総理が当時の宮沢通産大臣に命じて事件をもう一回やれということで法務大臣ももう一回やり直したという経緯があるんで、結局公文書偽造罪ということに落着いてしまったんです。

要するに無届けで建物を建てたのを後でさかのぼって届け出を受付けてごまかしたという罪なんですね。ところが、それが起訴猶予になったんです。検察庁の起訴猶予の理由がなんと、通産省は組織ぐるみでゆ着していたのであるから、その中の特定の個人だけの責任は問えないと言うんですね。これは最近の神奈川県警の例の盗聴事件にも通じるんですね。組織と役人の間というものは極めて私は深刻だと思いましたね。

いろいろ公害の方から参考人に呼んでみてわかったのは、公文書偽造で引っぱれた2人が、名古屋通産局の中で一番ましな方だったんですね。さかのぼって届け出を受付けさせただけでもましな方で、他のやつは全部やりっぱなしだと言うんですね。そういうことを見ますと、全部組織に転化してしまうという無責任体制が、非常に多いような気がしますね。

余談ですけども、この間私も社会党の政策プロジェクトにたのまれて、厚生省の担当課長を呼びました。チェルノブイリの食品汚染の輸入基準が東南アジアの20倍も日本が甘いのはどうしてなんだと聞いたら、その課長はなんとやったかという、合法的に成立した基準を法治国家で疑う人は日

本に住んでもらう資格はないんです、とこう言った。私は驚いてですね、あんたソ連の原発の所長かと言ったわけですよ。日本人じゃないのか！あんたがやった事故でもないのになんでかばわなきゃいけないのかとこう言いましたけどね。

井上さん、最近役人が私らの時代よりもっと悪くなりましたよ。もちろんそれはおわかりかと思いますが、俺の任期中だけはなんとか無事にゴマかして次のやつにゆずりたいという根性なんです。それともうひとつ、今度、振動病の打ち切りでも、岐阜から二階級特進で補償課長を引っばってきたというのはよくやるんです。そういう手練手管を使う。そういうのを見ますとね、これからの霞ヶ関は官僚内部からもっとよくするための内部告発なり、訴えなり、アペールが出てこない霞ヶ関官僚機構はよくなりませんね。そのためには、僕はやっぱり生意気だけでも、官公労働組合がその一翼を担うべきだと思いますが、井上さん、その点について突飛な質問ですがどうですか？

官僚制度を改革し自由な交流を

【井上】いまの官僚制度、これは日本の官僚制度が戦後の高度成長を支えてきたと言う人もいるけど、やはりいまの官僚制度を変えないとダメでしょうね。日本が戦争に負けて、マッカーサーが入ってきて、恩恵や、特権的な高文官僚制度はなくなったんですけどね。

例えば、警視庁がおまわりさんの募集をする場合にですね、警視庁に貼ってあった広告にこう書いてあったんです。一生懸命やれば巡査から警視總監になりますよと。ところがタテマエをかせないで実際上の運用で幹部候補制度をまたつくっちゃったですね。これはまずいということで警視總監なれますというのを消してしまった。

日本のいわゆる幹部候補制度は非常によくないですね。高級官僚の一群と政治家と一保守政治家ですね一資本がゆ着して日本をかき回しているわけですからね。こういうのがあると日本の真面目な公務員はやる気もなくなりますよ。彼等の考えるいろんな政策というのは、やっぱり現場がよくわ

かりませんから、本当に適切なことはできませんね。ぜんぜんダメですよ。末端で見ているとわかります。

だからいまの官僚制度を変えていかなければ本当の民主的な社会というのは来ないんじゃないでしょうか。例えば、労働基準行政の一番最高の責任者は労働省の労働基準局長ですけど、労働省の基準局長だとか、労働省の監督課長というのには、労働基準監督官試験の合格者はたったの1回もなったことないんですから。任命してはいかんという規則はどこにもないんです。ただ、人事権を握っている人間がガッチリ手を組んでやっているからなんともできないってことなんです。大蔵省の場合なんかは一種試験通ってなくとも、この前、局長になった人がいましたよね。

そういうことは、最も民主的なはずの労働省がいまだかつてないんですから。これはやはりそういう制度改めて、現地で靴の底をへらして歩き回った監督官が基準局長か何かにならない限り、本当の行政はなかなかできないでしょうね。それと、民間の人たちと交流しなければいけないですよ。例えば、私はよく言っているんですけど、都道府県の基準局長は民間人でいいんです。なにも経験のある監督官でない方がかえっていいかもわかりません。そういう自由な交流をやり直さないとけないと私は思いますね。

官僚の天下りと企業の癒着

【田尻】私がもうひとつ提起したいのは、労働省の局長が労働福祉事業団の理事あたりに天下ると、100万円ぐらいの月給もらう。この外郭団体への天下りというのは、公務員の天下り禁止規定のすれすれのところでひっかかるような、こんなことが日常化していますね。

ですから、高級官僚がすでに在職中に天下り先のことを意識してサービスをやる。そこに行政を曲げてしまう。通産省なんかは、それこそ100におよぶような外郭団体がある。もちろん各省にもある。そういう高級官僚の天下りということをもっと厳しく規制していく。そのエネルギーは私は、やっぱり官公労働組合の官庁に働く労働組合がそれをや

らなくちゃいけないと思います。これは内部からやらなければ、どうしても迫力ある摘発はできないだろうと思います。

天下り禁止規定でおかしいのは、例えば相談役で入ると天下りでないとかですね、専務で入ると天下りだとか、そういうところもおかしいと思いますね。事実上それはもう簡単に横すべりするための布石なんですね。そういう意味で、現在の労働省なんかの局長の天下り先というのはどういう所なんでしょうかね。

【井上】まあ、いま、話もありましたが、現在の労働省の定員がこの資料にあるように2万5千人ですね。ところが労働福祉事業団が1万人。雇用促進事業団が約5千人、それから労働省の非常勤職員がなんと1万8千人いるんです。1万8千人ですよ。

その事業団の理事長は必ず次官、理事が必ず本省局長です。これは定年なしです。そこまでは全員自動車がつくわけです。理事の中の1人は大蔵省から来る。それから、炭労もひとつもっているでしょう。雇用促進事業団。私はいろいろ問題がないことはないという気がしますね。それ以下の本省の課長、都道府県労働基準局長は部長それ以下が職員です。

賃金は、理事で100万ぐらいでしょう。それから退職金の積み立てが1か月についてその60%ですか。昔は80%ぐらいと言いましたかね。部長以下は職員だから退職金もとても少なくて車もない。そこにいける人はまだいいわけで、これはみんな労働本省に勤務していた人だけなんです。地方の基準局監督官の人は事業団にはまず行けない。100%行けませんね。これはだいたい民間の会社とか、それから地方の外郭団体。これは全職員100%行けますね。私ももちろん行けたし、だいたい70歳ぐらいまではずっとメンドウみてるんじゃないですか？1か所でやめたら、また次という具合にね。私は定年前に早くやめて全然世話してもらっていませんけれど、そういう具合なんです。役所のときの序列がそのまま行くんだから、とにかくいっぺん下っぱになったら一生頭が上がりません。

【田尻】みっただけ付け加えますと、私たちの分野でも船舶公団の理事が住宅手当だけで月30万なんです。自分の家に住んでいて手当だけはもらえるんですから。本当にすごい。だから在職中よりもっと栄耀栄華がやれるんですね。

そういうところへ行くためには、高給官僚は在職中から相当忠勤を励んでその省のために頑張っていて、そうして反人民的なことをやって、かつ天下り先のために営々と奉仕したやつでないといいいところへ行けないんですね。そのことが非常に官僚の行動を規定してしまうわけですね。場合によっては、例えば政治家の系列に入らないとダメだとかですね。

労働行政に携わる若い人たちにへ

【田尻】さて、いよいよ時間も追ってきました。今日はいろんなことをお聞きしまして、たいへん勉強になりました。最後に、私たちは井上さんの心をお聞きしたいと思います。つまり、井上さんが長い間頑張ってきた、その長い生き方を支えたものは何であったのかな？ということを知りたいと思います。

この官僚の実態を見ますと、こういう生きた勇気のある人間がどうして生れないのかと思うのです。ここで、最後に、労働行政に携わる後輩たちに、井上さんの言葉を心境を含めていただいて終わりにしたいと思いますけれど、いかがでしょうか？

【井上】たいして申し上げることもないんです。私は監督官になる前にどういう気持ちでなったかと言いますと、あまりたいした使命感もっていただけでもないんです。雑誌かなにか見まして、日本の紡績業の労働条件は戦前はたいへんだったと、これがいっぱい日本の敗戦によってどう変わったのだろうかと、それが見たいと思ったんです。

もし、できれば細井和喜蔵の「女工哀史」みたいなものを書きたいというのが私の考えでした。最初に愛知県に行きまして、そこで非常に長時間労働にぶつかりました。働く人はみんな貧しい農村から来っていた。そこで目を開かれたのは、日本の農村問題ということ、さらに今度はそれをめぐって日本の中小企業問題ということだったのです。だ

から、法律なんていうことにはほとんど興味を失ってきまして、そういうことを一生懸命調べて、できれば日本資本主義分析みたいなものを書きたいと考えていたわけです。もっとも、とてもそういう力はありませんけど。

「自分の目を見開いて」

これから若い人たちが入ってきて、監督官になって第一線にいったら、ひとつ自分の目をよく見開いて日本のいわゆる資本主義の現実をよく見て、そして自分の生き方を搜していったらどうかと思うわけです。

といいますのは、監督官は最もよく日本の経済の動きがわかるからです。不況だと言ったらすぐに滞貨の山がどこへ行ってもある。さらに不況になったら賃金不払いでいっぱい労働者が来ますし、また景気が良くなったらそれこそどこでもここでも残業やって、たくさんの労働災害が発生してくる。本当に日常的に自分の肌身で日本の産業の状態がわかるということなんです。

だから、そういう目で日本の色々な、特にいまの日本の圧倒的多数は労働者なんですから、その労働者の働いている実態を見つめて、そして自分の生き方を模索していったらいいだろうと思うのです。私はここまで来ましてもう残り少ないわけですから、いままでに私が獲得したことを命ある限り書き続けていきたいと思います。

闘う労働者と労働運動のために

【田尻】 ありがとうございます。最後にひとっだけ労働者に対し何かアドバイスがありましたら。いろいろ細かい点は、またお聞きすることがあると思いますが、全般的な立場から、日本の労働者、労働運動に対して何か一言いただければと思いますけれど。

【井上】 私は29年間、監督官をやっておりました。時代によってはたいへん恐がられたということがありました。そのように労働基準監督官の権威が、社会的に上がって強いという時代は必ず労働

運動がたいへん活発な時なんです。

いくら監督官だけが頑張っても、日本の労働条件というのは上がらない。といいますのは、愛知県なんかで回っておりますと何百件という機屋さん、紡績工場がありました。そこに5人、6人の監督官が回っていったって全然ダメなんです。夜間臨検だって何百件の機屋が全部11時12時までやっているんです。そこに5、6人の監督官が入っていても、出たらまたはじめるんですから、それを送検しろなんていっても送検なんかできないですよ。みんな同じレベルでやっているんですから。

監督官はいつでもどこでもいられるわけではなくて。先ほどの職業病の問題でもそうですが、例えばえらい工場で粉じんが立っている。その機械設備を使用停止にしたらいいじゃないかということがありますね。

しかし、仮に使用停止をしたってですね、監督官が帰ったらまた動かしちゃうでしょう。それを張りついて視てるだけの監督官の数がないわけです。そうするといつどこでもいるのは所詮労働者だけなんです。だから、いつどこでもいる労働者が、やはり自分の命だとか健康だとか労働時間を守るために闘わない以上は、とても日本の労働条件はよくなっていかないと思います。

現在の労働省（政府もそうですが）の見方は、「労働者」ではなくて「勤労者」ということでつかまえてかかっています。今度の労働省の40周年でしたか、あれでも勤労者なんとか宣言というのをしていますね。労働者じゃなくて、勤労者ですよ。勤労者財産形成法とか、勤労青年福祉法とか、勤労会館とか、勤労福祉会館とかになっています。そういう風潮があります。したがって、やはり勤労者じゃなくて労働者なんだということをしっかり胸に抱いて頑張っていく必要があるんじゃないかと思っています。

【田尻】 どうもありがとうございます。

※神奈川・東京・三多摩の3労災職業病センター（当時）と3労働者法律センターが、1987年に開催した講座の記録（1988年発行）を再収録したものです。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: <http://www.joshrc.org/> <http://www.joshrc.org/~open/>

- | | |
|--|--|
| 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター | E-mail center@toshc.org |
| 〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 | TEL (03)3683-9765 / FAX (03)3683-9766 |
| 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター | |
| 〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 | TEL (042)324-1024 / FAX (042)324-1024 |
| 東京 ● 三多摩労災職業病研究会 | |
| 〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 | TEL (042)324-1922 / FAX (042)325-2663 |
| 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター | E-mail k-oshc@jca.apc.org |
| 〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 | TEL (045)573-4289 / FAX (045)575-1948 |
| 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター | E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp |
| 〒370-0846 高崎市下和田町5-2-14 | TEL (027)322-4545 / FAX (027)322-4540 |
| 新潟 ● 財団法人 新潟県安全衛生センター | E-mail KFR00474@nifty.com |
| 〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16 | TEL (025)265-5446 / FAX (025)265-5446 |
| 静岡 ● 清水地域勤労者協議会 | |
| 〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8 | TEL (0543)66-6888 / FAX (0543)66-6889 |
| 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会 | E-mail roushokuken@be.to |
| 〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 | TEL (052)837-7420 / FAX (052)837-7420 |
| 三重 ● みえ労災職業病センター | E-mail QYY02435@nifty.ne.jp |
| 〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル | TEL (059)228-7977 / FAX (059)225-4402 |
| 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議 | E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp |
| 〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F | TEL (075)691-6191 / FAX (075)691-6145 |
| 大阪 ● 関西労働者安全センター | E-mail koshc2000@yahoo.co.jp |
| 〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602 | TEL (06)6943-1527 / FAX (06)6942-0278 |
| 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター | E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp |
| 〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6 | TEL (06)4950-6653 / FAX (06)4950-6653 |
| 兵庫 ● 関西労災職業病研究会 | |
| 〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 | TEL (06)6488-9952 / FAX (06)6488-2762 |
| 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター | E-mail hyogounion@rouge.plala.or.jp |
| 〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-1-17 西浦ビル2階 | TEL (078)382-2118 / FAX (078)382-2124 |
| 広島 ● 広島労働安全衛生センター | E-mail hirosima-raec@leaf.ocn.ne.jp |
| 〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号 | TEL (082)264-4110 / FAX (082)264-4123 |
| 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター | |
| 〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 | TEL (0857)22-6110 / FAX (0857)37-0090 |
| 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター | E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp |
| 〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 | TEL (088)623-6362 / FAX (088)655-4113 |
| 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター | E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp |
| 〒793-0051 西条市安知生138-5 | TEL (0897)47-0307 / FAX (0897)47-0307 |
| 高知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター | |
| 〒780-0011 高知市薮野北町3-2-28 | TEL (088)845-3953 / FAX (088)845-3953 |
| 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター | E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp |
| 〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタウンクリニック | TEL (096)360-1991 / FAX (096)368-6177 |
| 大分 ● 社団法人 大分県労働安全衛生センター | E-mail OITAOSH@elf.coara.or.jp |
| 〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階) | TEL (097)567-5177 / FAX (097)503-9833 |
| 宮崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会 | E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp |
| 〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 | TEL (0982)53-9400 / FAX (0982)53-3404 |
| 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会 | E-mail aunion@po.synapse.ne.jp |
| 〒899-5215 始良郡加治木町本町403有明ビル2F | TEL (0995)63-1700 / FAX (0995)63-1701 |
| 沖縄 ● 沖縄労働安全衛生センター | |
| 〒900-0036 那覇市西3-8-14 | TEL (098)866-8906 / FAX (098)866-8955 |
| 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会 | E-mail sh-net@ubcnet.or.jp |
| 〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 | TEL (03)3239-9470 / FAX (03)3264-1432 |



安全センター情報 2011年5月号(通巻第382号) 2011年4月15日発行(毎月1回15日発行)
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881
Japan Occupational Safety and Health Resource Center
5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
TEL: 3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
URL: http://www.jca.apc.org/joshrc/

JOSHRC
 情報 2011年5月号 (通巻第382号) 2011年5月号
 1979年12月28日第三種郵便物認可
 0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生
 TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881
 JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
 Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
 Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
 E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/> joshrc/